

ぞ思はる、これも源順の作といふ説あるが、概してその時代の頃のものなるべし、さて源氏物語に至りては、五十四帖の長談なるも、悉く人情世態を盡したるものにして、奇怪の談あるは、夕顔の巻、又宇治十帖の末々の巻のみにて、夫も大かた天狗木だまの類にて、昇天の如き趣向なきは、世の勢に習ふといひながら、小説のいたく進歩せしものならん、然れども、爾來男女の情態をのみ専らせし物語に、或はをかしからざるも、あるは、作者の手際に寄る事にて、實事と思想とをうつし出だせる、多くの日記草子の中に、枕草子の如き、殊にぬけ出でたるをおもふべし、但この草子は、假字文の工のやうく極度に至れるものならんかし。

古代の小歌并後世の俚歌

三十四年 三月稿

おのれ此こそ、歌舞音楽の事ども、古へよりうつりかはれるさまを考へみばやと思ひたちて、何くれと、其すぢの書をみもてゆくなへに、古代の小歌の、かつがつ物に見えて、をかしと覺ゆると、又中をよりこなたなるも、珍らしく思ふとを、いさゝか別に書つめたるが、いにし年、今は世になき友、那珂通高ぬしの説を、社談第十八號に

社談と
いふは

載せたるも、趣の似かよひたれば、けふのまゝとわに持出して、そのかみをしのぶくさどす、なき友も知る事あらば、昔の下にて、かならず盃の數をかさぬべし。

紀其之の土佐日記なる、舟子の歌は、いとも古けれ、俚言の儘につらねたるにより、註釋によりでは、わき難ければ、こゝに擧げず、榮華物語、玉のむら菊の巻に、三條院の後一條院へ御讓位ありしことを述べて、大殿御堂は、長公白道をいふ、世はかはらせ給へど、わが御身は、いと榮えまさらせ給ふやうにて、川そひ柳風ふけば、動くどみれど根はつよしと、いふ歌のやうに、うごきなくておはしすといへり、此歌は、然かも日本紀に見えたる、顯宗天皇の「川そひ柳水行けば、靡たき起たち、其根はうせず」とのたまひし、室壽室壽の御歌をもとゝしたるものと覺ゆれば、其原はや、古代也、さて清少納言の枕の草子に、田植女の歌とて、ほとゝぎす、おれよ、かやつよ、おれ啼てぞ、われは田にたつといへる、おれは、今俗今俗にわれといひ、かやつは、さやつといふにひとしく、時鳥を嘗りし語氣なり、同書に、不斷の御讀經ありし時、尼のかしらをまろかしふりて、夜るは誰と寝ん、常陸介とねん、寝たる肌もよし、また、男山の峰のみみぢ葉さぞ名がたつと、とうたひ、大貳三位の狭衣に、今姫君の琵琶に合せて、「いたち笛ふき猿かなづ、舞舞いなどまろは拍子うつ、きりくすど唱歌せしことあり、是等はことにはかなきすさびにはわれど、八百年ばかりわたの、小歌のさまを知らせん

とて引出でつ、後三年合戦記に、臆病者を述べたる、軍中の略頌とて、鐺の音をきかじとて、耳をふさぐ剛の物、紀七、高六宮藤三、腰龍口、末四郎とあるは、則七五の調にて、今様の體なれば、猶うたひ物也、後世に落首といふは、此略頌を誤たるならん、鎌倉時代にも、一里間町のうたの類草野とび歌も多かりけんを、今様歌のみ専ら傳はりたり、足利の世には、宗長の手記に、田樂の謠とて、戀しのむかしや、たちもかへらぬ老の波、いたゞく雪のましら髪、長き命ぞうらみなる、又尺八笛吹ならし、此ころはやる小唄とて、宇治の川瀬の水車、何とうき世をめぐりくるとうたひ、陰徳太平記に、隆達が小歌の中に、おもしろの春雨や、花のちらぬほごふれと申歌をこそ、男女僧俗、八十の老翁、三歳の孩兒までも、おまねく歌ひ候とあり、猶此時代の小歌は、猿樂の狂言に、をりく見ぬたるをもて、其さましらるゝなり、元龜天正の頃に至ては、亂れたる謠につれて、謠の詞いうならざれど、又當時のさまをしるに由あり、戦後後覺に、信長公の旅本に、矢部善七といふ士ありけり、久しく仕へて、諸方のはたらきにはまれととり、いづれにおどらぬ、名高き人にておはしけるが、只心の卑劣なる人にて、不斷世帯のままつを、肝要とせし也、いさゝかもひまれば、みづから竹をとりて、夜盡釘にけづれり、うちの侍どもにも、一日に何合とて、役にあて、けづらするほごに、善七釘とて、世にかくれなく、方々より買とる者限なかりけり、京童どもの、これ

を歌に作りて、矢部の善七、大名ならば、竹のふたまた、世はふしきとうたひし也といへり、此頃の謠なれども、猶竹に世と節なりそへたるは、風流也、同書に、本能寺の亂の時、二條の御所ある城介殿忠信の諸士を召て評議ありけるに、織田源五郎殿とかくはいゝめて、城介殿自害せしませば、有合ふ程の者ども、皆々義死をぞめげにける、然るに源五郎殿、何の妨もなく、安土アツツにつき給ひければ、京わらべども、これを聞て歌に作り、織田の源五は人ではないよ、お腹めせくめさせておいて、われは安土へにぐるよ、源五、む月二日に大水出て、織田のはらなる名をながすと、いふ事を、貝売に綱付て、遊びく、これを唄ひしと也、甲陽軍鑑に、此信長をも、一にうき事金が崎、二にはうき事志賀の陣、三に福島野田ののき口くと下薦の歌に作てうたひしと申中此類の歌多かり、武者物語に、徳川様はよい人もちよ服部半藏は鬼半藏、渡邊半藏は鍵半藏、渥美源吾は首取源吾と、三河遠江の在家にて、白ひき唄にうたへり、小田原記に、去年若御子陣の時、新田、館林の若侍ども、小歌を習ひ來り、殊の外おもしろきとて、諸人これをうたひける、其歌は、われは焼野のさゝす、われは焼野のさゝす、おもひ出てはほろとなくといふ歌也、けるが、今とし天正十二故郷を、焼野のやうに、思ひ出てなきけるも、ふしきなる、犬つれづれ年二に、平、信長公常に御さしよくよき時は、人の若衆をぬすむよりしては、首をとらりよどかくとしたと、小唄につくりて、たび玉ひしと、

其頃聞し人の語り侍りしとあり、是等の中には、亡友のいはゆる、史傳の闕を補ふに足るもあつて、さして今も諸國のさびたる歌の中には、なかくに古言の窺ひ知らるゝ事ゝに擧ぐ、上總の望陀郡の邊にて、祝言の時、舞にあはせてうたふを初瀬といひて、十歌ばかりある中に、これさまのお小女郎は、どの御の方へ、おみやげに、楠でお船を仕立て、寶を山はせ積わけて、寶をばお藏へつみ上げ、御船はお堀へつなぎとめ、かないかりいらとおろさせ、およめ小女郎、末はん昌く、又甲斐國の麥つき歌、西殿と東殿と、間の垣根をからもく、くれなるの、まゆをひらいて、これへ落る、からも、又同じ國の白挽歌、けふの田の太郎殿は、朝日さすまで通ふた、朝日はささばさせ、御帳臺はくらかれ、又相摸國の田植唄、君が田ど、わが田どならび、おせならび、わが田へか、れ、君が田の水、又武州川越邊の田植歌とて、四歌ある中に、天ぢくへのぼる道に、椿をうゑて、そだて、日がてれば、涼みどころ、雨がふれば、雨やどり、舞ののは、夏は來よと、何をみやげに、梅李、さては、菜黄の折枝、又羽州浮代にうたふ唄とて、鹽屋のけふりのたつとも、わしがおもひは、あのごとく、又美濃飛騨越中三ヶ國の境に、五箇山といへる、嶮き山あり、此あたりの村にて、年のよくみのりたる祝ひ、又は神をいさむる祭などに、男女打ひれ、筑子踊といふをなす、其歌あまたの中に、

「いろはの文字に、心がとけて、此身をせこに、まかせつれ、」おもひと戀と、さら船にのせて、思ひはまづむ、戀は深く、猶國々の神事の歌を始として、右三家の書に載たるが、いと多けれ、さのみやはとて、

教と學との訓義

十四年 八月稿

秋暑熾くが如くなりし時景も、一夕俄に六十餘度の冷度に下り、書窓漸く月に伴ふべく、階前暗蛩の聲に親しむべき、夜坐を時として、童子の來りていふ、わが國の詞に、事物を指示し、理由を覺し、導くを、をしへといふ、則教、字の意なり、又先進に就て、此等の事を了解し、意味を發くを、まなびといふ、全く學、教と義同じきなり、此ふたつの詞の義を知るは、吾輩に、最も用ゐる事なれば、其大むねをだに語られよ、おのれ答へけらく、をしへとは、もと古く人を愛する義を、をしといふより出たる詞と覺ゆ、されば其人を愛するまゝに、よるづの事どもを指示して、智慮を發かしむる意なり、をしは、もとをし、をしきと活きて、形状言なるを、へふといふ詞を添て、をしへをしふと活し、むかへむかふ、とらへ、とらふの類と、均しき作用言としたるなり、愛するを、古言にをしといふは、萬葉集一に、中、大兄、命三山、御

歌とて香山波雲根火雄男志等耳梨與相靜競伎とある男志は愛の義にして香山と耳梨山との男神が、故火山の女神を愛し、互に我物とせんと争たる也、と解たる説に據て知るべし、又惜字に當れるを、しむといふ詞も、人にまれ物にまれ愛すべしと思ふを、或は足らざる所あるか、又は失せ損へるが如き類は、いと惜むべき事なるが故に、然かいへるにて、此もをしより出たる詞ならんは、假字のお字ならずして、をしと同じく、を字なるをもて、思ひはからるゝ也、さて學字に充てたる、まなびといふ詞は、まねびといふと同じ意にして、どもに先進、又は師たる者の言行を、能く真似て、教を奉ずる業をなすをいふ、所謂堯の服を服し、堯の事を行ふは、則聖人の所作を、真似び學ぶ者といふべし、今、世文學に志す子弟の、其師たる人の、著書の文詩の風體より、講説の態、筆跡の形までも、大かたに先づ學びとれるは、此れ其業の皮相なりといへども、數年の勞を積て、能く骨髓に至るまで、真似び得ん始とやいはさし、まなびとまねびと同じ意なる證は、源氏物語明石の卷に、明石の入道の娘に琵琶を傳へたる事を、源氏の君に語るとて、此世の事は、捨忘れ侍ぬるを、物のせちにいふせき折々は、かきならし侍ぬるを、わやしうまねぶものゝ侍こそ云々、又若葉の卷の下に、源氏の君の夕霧の大將に、琴の事をもとの給ふとて、此國に彈つたふる始つかたまで、此琴を心得たる人は、多くの年を知らぬ國に過し、身をなきになして、此琴を

まねびとらんとまなびてだに、まね得るは難くなん有ける云々、猶此物語は更なり、外の書どもにも、多く見えたる、此詞の遣ひさまを、よく考へなば、明らかに知らるべし、學字も、尙書大傳、また廣雅の釋詁に、學、效也とあるを見れば、和漢同轍に出でたりといふべし、因にいふ、ならふといふ詞も、物に效ふ意なるが、詞の原にして、久しく效ひくし事は、終に止みがたきにより、習字の意に、専ら用ふる事としもなれるならん、さて此等の説どもは、おのれが考得たる條は少く、大かた先輩のいひおける言なるを、これも口真似して、いさゝかうち出しものぞと、かたりけるを、さながらにものして社談とす、

けしからぬ、けしかるのこころ

十五年

岡 敬 孝

近頃新聞紙中に、けしからぬといふべきを、けしかると書ること多きが、古より雅俗とも、けしからぬといふものを、何の據所ありて更めしかと、訝かしく思ひたるに、偶々源氏物語を見れば、さか木の卷に、源氏胤月夜尙侍に逢ひしとき、尙侍の父右大臣が見つけて、弘徽殿に告る詞に、をこの例とはいひかから、大將もいとけしからぬ御心なりけり、また胡蝶の卷の、源氏玉かつらをおもふの條に、ひがくしうけしか

らぬわが心のはせも、おもひしられ給けり云々とあり、此外にも、斯る例は多かるべし、然ればいよく、けしかるといふは謬ならんとおもひしが、けしからぬのけを怪の字にして、怪しからぬと書けば、殊異なることを答むる詞には、穩當ならぬ故、けしかると改めしならんかとも考へたり、されどけしからぬといふ詞を譯書すれば、果して如何の文字が適するかと、頃日小中村先生に教示を請ひし處、左の答書を賜ひたり、

御たづねに答ふ

けしからぬといふ詞を、猶榮花物語につき考るに、初花の卷の、伊周公の皇子を呪咀せりと疑を受たる條に、それにつけても、けしからぬ事ども出来て、帥殿いと世の中すゝろはしうおぼし嘆きけり」とあるは、公の朝參をどゞめられたる事を、かくいへり、又淺みどりの卷に、粟田道兼公の女の、入内あらんとする事を記して、姫君いでや尼にやなりなましなせ、人しれずおぼしみだるれど、まめやかなる御心なごのあめるに、又今さらけしからぬやうにやはとおぼすも、おはれになん、とあるけしからぬは、異様といはんがごとし、此外の物にも見えたるが、大方は此例なり、よりて按るに、こは、けしうは、わらずといふ詞は、俗にワルツモナイといふ意なると、又ワルキさまにも用ひたる所もあれば、けしか

らぬも此例にて、怪シクアラヌ方なるべきを却てけしき方に云訓れたるものなるべし、(和訓栞に)けしからぬは、らぬの反るなれば、けしかると同意にわたるなりとあれど、此詞はずぬねと活く格なれば、かくは解きがたし、さて此詞を、佐々木弘綱の雅言小解に、世ノツネデナイと、俗語にうつされたるは、うまく當りたりと覺ゆれば、文字を充んには、異常なを譯すべきにや、猶よく考ふ可し、

けしかるといふ詞も、撰集抄、盛衰記、平家物語、増鏡などに見えれば、ふるき詞なり、たゞ鎌倉時代より以上のものには見えず、

俗語の根據 十二年 九月稿

今の世の人の、平常に云かはすめる言詞の中に、いと鄙びたるが如く聞ゆるも、なかくに、古き雅言の遺と覺ゆるあり、又奈良の朝以來より、用ひ來れる吳音の詞あり、所謂漢語也、然ればたとへ、歌文の詞に用ひずと雖も、此を以て卑俗の語とすべからず、因て今古きは千年以上に登り、近きは四五百年の書の中より、當今特に世俗の耳馴れたる詞を、(東京に附ていふ)いさゝか抄出して、社説とすべし、

先づいくじなしは、承久記に、壹岐判官知康と申すいくじなしが、すゝめにつかせ給ひて
 とあり、いまじふんは、嘉吉三年五月六日の康富記に、先々要脚被懸諸大名被出の處、今時
 分諸大名諸國役出錢不可叶之間、高麗人不可被入立京都、可被追返也、拜領は、東鑑六に、諸
 國被補惣追捕使并地頭内七ヶ國分、北條殿被拜領了、馬鹿は、太平記十六に、いかなる馬鹿
 者にてか有けん、頸をぼんのくぼと云は、大塔物語に、件金堀之頭巾、誂益、本望は、朝野群
 載廿二に、抑爲長去四月除目、本望之外、兼件國介、爰彼國有兼任之名、無微休之定、依非宿望
 重仰朝恩、遷易は、雲州消息に、彼等人馬俱以、遷易、どんぼがへりは、著聞集十一に、我一期に、
 此どんぼろがへり一度也とぞ、自稱せられける、知行は、東鑑九に、然者頼朝、知行八ヶ國之
 分、注載別紙、可下預候、少しの事をちと云は、忍音物語に、今ちと思ひまづめてども、又今
 物語に、ちとさこしめして、いかで御覽せんとおぼしけるまゝにとあり、珍事は、仁平二年
 十月一日の山槐記に、亥刻行幸泉殿、有女院御事、御裾主上自令取之給、左府令候御前給之
 故、歎希代珍事也、理不盡は、三代實錄、元慶四年十月七日制に、不與前司解由之狀、依理不盡
 返却とあり、もと格式なごに用ひし常語なるべし、わらひぐさは、源氏物語葵巻に、かの内
 侍ぞ、うちわらひ給ふ、ぐさは、ひにはなるめる、上より下を答むる詞に、覺悟せよなごいふ
 は、文龜二年正月二日の宣胤記に、年始歳末禮、令不參者、知行可有覺悟之由、室町殿仰候、當

代大略不參之間、及此御沙汰とあり、感冒を風ひくといふは、源氏物語明石巻に、すゝろはし
 くて、濱風をひきあひく、からかうと云詞は、もとあらがふの轉じたるにや、著聞集十七、大
 方の人の足に、蛇の纏ひたる事を云條に、池へ引入んとしければ、松の根をつよくふみは
 りて、引入られず、まばしからかひて、腰刀をぬきてさしあてければ、餘りあるをよけいと
 云は、桂林遺芳抄、上款狀調様事とある條に、凡此款狀、奥方宣旨の詞書載の程、相計可置餘
 慶也とみゆ、今の俗は、餘計と書ければ、此と同じかるべし、物の多き事、又甚しき事を、たい
 そらと云は、文永八年十月廿四日の吉續記、蒙古の事の條に、事の次第、己以大忿、及獲驛、歎
 可歎云々、たちがへりに行くなごいふ類は、兼輔集に、敷妙の枕に、塵のむざるかも、たちが
 へりにぞ人のとはまし、大切は、榮花物語玉の村菊の巻に、なほ心かしこからん御乳母は、
 人の御爲に、たいせちのものにぞ有けるとみえたれば、古き字音の詞なり、大事も源氏物
 語夕霧の巻に、いさゝかあだくしき御心づかひをば、だいと、おぼいて、いましめ申給
 とあり、上と同じ難儀は、東鑑廿に、堤事謂賀茂河、雖爲難、義勅定之上、云々、難澁は、營繕令の
 義解に、即刀劍生衣、出内難澁之類也とあれば、此語の山り來る事、最も古し、請人は、一條禪
 閣の合抄、戸令の條に、保人猶今云、請人也とみえたれば、足利の世、既に此稱あり、物のせわ
 するをくちいれ、又口入と音にていふは、源氏物語梅枝巻に、おとりのくちいれし給ひし

に、又總角卷に、これかれにもくちいれさせず、又寛喜二年七月十六日の明月記に、入夜幸相來、明日資雅中將可初參、右大臣殿此事引導口入、可進名簿歟云々、又嘉祿元年十月二日同書に、此事不可口入者、尤可然由答申云々、くたびれは中務内侍日記に、あそびくたびれ侍ると申、此わそびは樂を云、太平記五、大塔宮熊野落條に、すこしもくたびれたる御けしきもなく、間をくらやみといふは、六帖の素性の歌に、花の色をあらはにめでば色めきぬいぎくらやみに折てかざさん、物を火中して焼をくべると云は、竹取物語に、火の中へうちくべてやかせ給ふに、とあれば、最も古語なり、世に口ふさげといふ詞は、落くば物語に、かたへは女を思ふなめりといふは、しと思ひながら、くちふたげにいへばとあるに同じ、**厄會**といふは、本朝續文粹七、仙院御報書に、非會厄會之可憐兼傷凋殘之難救、又朝野群載三、江帥祭文に、然則厄會不祥、他方=拂却天とみえて、災厄の意より出たる詞也、騒がしきをやかましといふは、四季物語に、朔日は競馬の足揃いとみえて、御社のらちのはとりやかましきに待わふるをまぢとほといふは、大和物語に、宿ちかくうつして殺しかひもなくまぢとはにのみ見ゆる春かな、後撰集春上にも載て、兼輔朝臣と有、まにあはぬといふは、小右記に、寛和元年四月廿八日、早朝罷出寅時降誕女子、不逢産間、雖馳向産已遂了とあり、六七百年以前、既にかくの如き詞あり、ま男は、著聞集十一繪の條に、ま男して會合した

る所など、ままに書て、けつまづくは、今昔物語廿三、陸奥云々の條に、我れに蹴躓て倒れたるを、不敵は、仁平二年三月十三日の山槐記に、不待夕座國雅退出了、不敵事也、風聞は、續文粹二、敦光朝臣勘文に、若無霜威之振外土、恐有風聞之及殊方、物念は、東鑑廿一に、世上彌物念、此詞は家記等にも多く見ゆ、俗に心淺く趣無きを稱して、こけといへるは、長明無名抄に、あまりにこけ過て、いかにぞや、又同書に、かゝるこけ歌よする、まぢなどあるに同じ、俗に口上と書ける正字は、口狀也、續日本紀勝寶元年二月條に、勅、頃年之間補任郡領云々、式部更問口狀、比校勝否、然後撰任とあるを思ふべし、相戯る時の態に、こそぐるといふ詞あり、古く新撰字鏡に、擊樞己會久留とみえ、桂川地藏記に、有摩人之頂、有願有樞人者、有撰人者とあるにて、今俗語に云と同じきを知るべし、狩谷望之の字鏡の頭書に、一切經音義を引て、擊樞者、以指互、相煩、爲戲也とみゆ、故障は、本朝世記に、久安三年十一月十九日、及昏、有童御覽事云々、被聽昇殿之者、皆以故障、こわ高は、竹取物語に、かくや姫いはく、こわだかになのたまひを、屋の上になをる人をもの間にいとまसानし、又うつば物語藏開の卷に、生れ給ひて、こわ高になき給ふとあれば、最も古し、子をおろすといふは、元輔集詞書に、とこの人の國へまかるは、こに、子をおろしける女の云々、物の鍛練なるを、とせりといふは、無名抄に、後徳大寺のおとせは、左右なき手たりにていませしかとあるに同じ、手傳

は貞觀儀式大嘗祭に並入大嘗宮共神殿就案頭立定前頭先奠案上自余以次手傳奉奠と
 あればもと事を輔る人の手より手へ傳ふるより出たる詞也あやかるは拾遺集に風は
 やみ峰のくす葉のともすればあやかりやすき人の心かありつくは異本住吉物語に中
 納言北の方への給ふやう行末は知らず二人の君はありつきぬ此臺の方をことしの五
 節に内へ参らせばやと思ふに云々あふなしは著聞集二に庵室の内河流の如くして身
 をいるべき所なしわづかに岩の上に踞居して存命はとんどあふなかり騷動は三代格
 十二に凡家長獨被召捕舉烟騷動細工は榮花物語御裝着卷にむかしかやのみ子といふ
 人こそさいくはいみじかりけれ肝をつぶすは源氏物語浮舟卷にいと心きもつふ
 れぬとわりて後世の義經記堀川夜討の條にくさもにくやさしも人の申つるを聞給
 はできもつふし給候はんとつふやき事してとみえたるは全く今の俗語に同じ目うつ
 りは紫式部日記に目うつりつおどりまさりけさやかにもみえわかず迷惑は異制度
 訓二月條に臘被尋不思儀奇特之物條愚老誠所迷惑也目にあふは著聞集十六にいかは
 どの目にあはんずらんと人々いみじく見けるに好ましき事を耳よりといふは住吉物
 語にさるべきさまと思ふに耳よりにこそたばかり給へかし手談は三代實錄廿六貞觀
 十六年八月廿一日公卿設宴會於侍從局云々詔後院賜新錢十貫令充手談賭物とあり此

手談は其の事にいへり神妙は仁平二年九月十日の山槐記に加級事爲長申參關白殿宗
 長申之返々神妙之由有御返事此語も家記に多し物の整ふを純熟といふは坂士佛の大
 神宮參詣記に當所の好士あまた尋來て一折あらしげにすゝめ侍りしかば手向の心
 ざしある折ふし也宿願の純熟する故かと思ひ立て侍りしとあるに同じ人まねは紫式
 部日記に心ふかき人まねのやうに侍れど人なみは源氏物語帶木卷にはかなきさび
 ども人なみに心をいゝ事もあるに最負は尺素往來に奉行若耽賄賂託命最負一方
 者太以不審也ものぐさは乳母のふみに古今新古今など上下の歌そらにみな覺えたき
 事にて候もしや覺えさせおはしますとておしてすゝめまゐらせ候へ共よに心いらす
 もものぐさげにおぼしめして候しかへすゝはいなく候又類聚名義抄千年以上の古書
 なり嬾モノゴザン慵モノゴザンと訓あり吹嘘は朝野群載三に則或假權門之吹嘘又雲
 州消息十月條に官爵之事只依吹嘘するふんは源氏物語帶木にたゞらはべばかりのな
 さげに手はしりかきをりふしのいらへ心えてうちしなとばかりはすゝふんによるし
 きもおほかりとみ給ふれどある河海抄に其人の分に隨てよろしき也源注余滴に白
 樂天の詩に蓬蒿隨分有柴枯といふ詩を證せれば漢語より出で今世も専ら用ふる詞也
 たいに打過るをすゝはりと云は林葉集に月影の壁のくづれをすゝはればとがめがは

なるきりくすかな、又同集に、鄰なる萩にはかくとおどづれて宿をすどはる秋の夕風、平家物語、木曾義仲乗車の條に、いかで車ならんからに、何條すどはりをばすべきとて、つひにうしろよりぞ下りてける、此他常今俗間通行の言語の、按外古書にみえたるが多く、又古への詞の轉遷して、今世俗の語となれる等の事は、猶後談とすべし、

謠曲の説

五十四年
五月稿

唐山の傳奇院本、我國の猿樂の能淨瑠璃、歌舞伎等には、雜史小説、草子物語の中なる事蹟を翻案し、古人の名氏を假借して、作り爲せるが常なれど、能の謠曲の中には、四百年以上の作なるも有て、古く衆人の心に染み、阿彌世阿彌の作なる物なれば、大かた觀世の觀世歌者流、及び細徒の作りたる者なるべし、はた後世盛に行はるゝ、淨瑠璃木の作意も、謠曲の趣より、移り來れるが多ければ、童幼婦女はさらなり、青年の書生と雖も、或は此曲に述べたるを、正しき故事ぞと思ひ居るもあれば、いさゝか云ひ試みんとす、まづ鉢木に見えたる、佐野源左衛門常世といふ人は、世に傳ふる佐野系圖には見えず、謠曲拾遺抄に、三たるは、何に據これは最明寺入道、津國の難波の老女の家によどりて、其山緒を聞き、其零落

をわはれみ、彼家を取立られし事北條九代の類の傳説の、古くよりあるを、下野の佐野家の事に取なして、作りし者なるべし、又安宅は普通の義經記と異本との趣を撮合せて、殊に興あるべく作りし者と覺ゆれど、昔世の義經記にては、辨慶の義經を扇にて打たるは、れがめられし時の事とす、又勳進帳をよむ事見ゆす、其本とせる義經記は、曾我物語と同じく、もと婦幼を慰むる草子の中に、殊に巧なる物と云べければ、其書中の事も、悉く實なりとは定めがたし、又殺生石は、文安中の撰なる下學集に、昔西域の班足王の夫人惡虐なりしが、支那に出生し、周の幽王の后褒姒となりて國を滅し、更に日本に生れて、近衛院の御宇に、玉藻前と號し、後白狐となりて人を害す、時俗これを驅らんと欲し、犬を走らして、射騎を試む、狐又化して石となる、飛禽走獸、其殺氣に當りて斃る、故に殺生石と云、本説を知らずと雖も、且くこれを載すとあると、鎌倉海藏寺の傳記に、開祖源翁禪師の、其石靈を教化して、生天せしめたる旨のみえたるを、撮合して作れる者と覺ゆれど、此は下野の那須野に、殺生石といへる毒石あるを本として、古く好事の者の作り爲せる小説にて、射獵なる犬追物の始とまでに附會したれば、けにかゝる妖狐も有しにやと、思へるもあるべし、但し下學集も、海藏寺の傳記も、殺生石の謠曲の作も、共に遠からぬ時代に出たりと覺ゆれば、何れか原ならん、定めがたし、因に云、犬追物は、鎌倉將軍實朝公の時、に始る、と、伊勢、貞丈の書に見ゆ、又近世出來し、三國妖婦傳

山の小説に基ける者なるべけれど、此は既に余姐己に係るも、慶長以前の古抄本の、唐羅が註千字文に、九尾狐の股の姐己と化したる旨を載せ又羽衣は、能因法師のうと濱に天の羽衣むかしきてふりけん袖やけふのはふり子とよめる歌後拾遺集を原としたるものにて、うと濱は東遊の駿河舞の歌の中に、見えたる地名にて、袖中抄に、むかし駿河國有度濱に、神女のあまくだりて舞しを野叟のまねび傳へて舞ふを、今は駿河舞とて、東遊にするは是也とあり、さて天女の脱置たる羽衣を、漁夫の取たる事は、元々集に引ける、丹後風土記に、比沼の山真井に、天女八人降りて浴しける時、老夫婦ありて、其一人の衣を取かくせしかば、天上に歸り登る事を得ず、其老夫婦の兒となりし、故事あるに據れる文に、駿河にての事にはあらず、然るを今も三保の松原に、羽衣の松と云があるは、謠曲によりて後人の然か名を負せつる者にて、例せば物語書の空言に據りて、京の五條に、夕顔の宿の舊跡あり、三河に入橋の名所あるが如し、林羅山の神社考、河辰紀行等に、此所にて、神の旨を載せ、又白樂天が此國人の智をはからんとて渡り來しを、住吉の神の漁夫となり、歌よみて感を起さしめたる由を作れるは、古今著聞集に、後江相公大江の白樂天の此國に來りし夢みたる旨を載たるを基として、作り爲したるもの也、然る故に、曲中に、樂天の詩とて、青苔衣を帶て巖の肩にかへり云々、又住吉神の歌とて、苔衣きたるいはははさも

なくて云々とあるは、同公の江談抄に、其に後、中書王文藻詩歌とて擧たるを、いさゝか字句を改たるもの也、此一條は、山亭馬琴の、又安達原の古事は、大和物語、又拾遺集に、陸奥國名取郡黒塚といふ所に、重之が妹あまたありと聞て、いひつかはしける、平兼盛、みちのくの安達が原の黒塚に鬼こもれりと聞くは、誠か、とあるを種としたるにて、歌の趣は、美麗なるをどめをうらうへに、戯て鬼といへるがをかしきを、伊勢物語にも、歌あり、謠曲には、却て眞の鬼女に取做して、おどろくしく作れる也、又海人の謠は、日本紀に、允恭天皇、淡路島に行幸し給ひし時、阿波國の男狹磯といふ海人を、赤石の海底に入らしめて、眞珠を求させ給ひしに、大鰻を抱きながら、死て海上に浮び出たるを、其鰻を割けば、眞珠腹中にあり、大さ桃子の如し、男狹磯が死を悲て、厚く葬れり、とある事を種として、古く讚州志渡寺の縁起、又大織冠物語などいふ、はかなく書る物へ、蛇足を加へたりと覺ゆれば、藤原不比等公公の母を以て海人とし、淡海公の妹の、唐土高宗皇帝の后となれるなど、更に據もなき強言也、此他蟬丸を延喜第四の皇子とし、養老の泉の故事は、元正天皇の朝なるを、雄略天皇の時とし、花筐に、繼體天皇の寵し給ふ妃の名を、照日前といへるなど、ようせずば、人の思ひ惑ふべきなり、此類の事ども、猶いひもて行かば、數へも盡すまじきを、さのみやはとて、今は内百番といふ中より、思ひ出るのみを擧たり、おはれ人は、よく知たる事な

るべきを、殊さらにかく取いでたるは、益なきわだし言に似たれど、むつまじき社談には
え忍びがたくて、

猿樂考

十一年
四月稿

猿樂は、散樂の音の轉れる也。散字は舌内音にて、サと唱ふるが正音にて、其ニとるとは、
同じ舌音にて通ずるにより、散をさると云也。例せば、駿を駿河に用ひ、群を群馬に用ひた
るが如し、散樂とは支那にて、古くより俗樂を指せる稱にして、周禮に、旄人散樂を舞ひ、夷
樂を舞ふを掌るとある註に、散樂は、野人樂を爲すの善なる者と見え、疏に、其官員内に在
らざるを以て、之を謂て散とするに有るにて、散樂の名義を知る可し。後漢以來、隋唐に至
り散樂と稱する態は、高く張たる繩を亘り、長さ竿に繩を懸れ、刀を呑み火を吐き、水に入
て魚の形に變ずる類種々の奇伎あるにより、或は百戲とも云て、蕃國より傳へたるが多
しと云へり。杜佑の通典に、散樂、非部五之聲、俳優歌舞雜奏とあれば、所謂俳優侏儒の滑稽
を專とする徒も立交りけん。抑本朝にては、神代に、火闌降命、頓鼻都を着け、緒を面と掌と
に塗て、俳優となりし事あり。天智天皇朝廷に於て藤我入鹿を討せ玉ひし時、俳優に教て、

入鹿の帶劔を解かしめたれば、既くかゝる所作人有と覺ゆ。大寶の職員令、雅樂頭の職掌
に、雜樂とありて、義解に、雅曲正樂以外、雜樂なりと見え、たれば、彼土の散樂をも、稍くうつ
しもちひられしにや。三代實錄元慶四年七月の條に、廿九日、御仁壽殿、覽相撲、左右、近衛府
遞、奏音樂、散樂、雜伎、各盡其能、由内藏寮、絹一百疋、賜相撲人、各一疋、右近衛内藏、宮繼長尾、米
繼伎、善散樂、令人、大吟、所謂、鳴、許、人、近之、侯、亦各賜絹一疋、あるが散樂の字の物に見えたる
始也。其樂の狀は、本朝文粹に載せたる、村上の朝の、散樂、問對の文を按れば、専ら人を絶倒
せしむ可き態にして、江家次第相撲、振出の條に、左必ず散手、還城樂、散更を舞ふ、右必ず歸
德、狛犬、吉子を舞ふ、狛犬散更の中一疋、高足輪鼓、狛樂、呪師、侏儒等ありと見え、たるに、參考
すれば、後に田樂に移りたる態も交れり。源氏物語未通女の卷に、學士の酔て物を論ずる
姿を、さ。る。が。う。が。ま。し。く。とあるに、據れば、此散更も、さるがうと訓みし者なるが故に、裏書
に、散更、猿樂也と註せり。此頃は散樂とも、猿樂とも、心に任せて書し者と見えて、藤原明衡
二條より後冷泉まで、五朝に仕へし人の、新猿樂記に、猿樂の狀を、目舞之翁體、巫遊之氣、裝
貌、京童之虛左禮、東人之初京上、况拍子男共之氣色、事故、大徳之形勢、都猿樂之態、鳴許之詞、
莫不、斷腸解頤者也とあるに、同人の作れる、明衡往來には、又有散樂之態、假成夫婦之體、學
衰翁爲夫、摸妮女爲婦、始發詭言、後及交接、都人士女之見者、莫不解頤斷腸、輕々之甚也、と見

えたるは、全く同じ旨なるにより、散猿通用して書けるを思ふ可し、又新猿樂記を按るに、呪師、侏儒、田樂、傀儡子、品玉、輪鼓、八玉、獨相撲の類を併せて猿樂と云たれば、此稱は今世の浮世物眞根、品玉遣ひ、嘸業師、人形廻しなど、造に係れる者と云可し、此より後は、藝術の徒ならずとも、人を笑はする状態を爲せる事を、猿樂と云たる趣、宇治拾遺物語、古事談、若聞集、源平盛衰記等に見えたるにて知らる、さて田樂は、もと田植の時、農人の勞を慰め、其業を勵まさん爲に、笛鼓を鳴らし、可咲事をもせし業なるに、後には田植ならざる時も、其眞禰する事となり、彼支那傳來の散樂なる、一足高足などいふ、離れ業をも取交せて、貴賤共に祝ひ、稍盛に行はれ、殊に堀川院の永長元年には、大田樂と稱し、洛中の尊卑老少僧侶までも交りて、社頭街路に立、異跡の行裝、人目を驚かし、善美を盡して舞たりし事、朝野群載、古事談、百練抄、續世繼等に見ゆ、其文を按れば、後世益師と云もの、行裝の如し、此後終に一道の藝となり、法師のする業となり、其家を立て、本座新座など、座を分ちたり、北條高時は、さう也、足利尊氏も此伎を好しかば、從來行ひたる中門口、立縫、刀玉、高足などの藝の外に、舞の手を變し、古へ有し事を、一曲の謠に綴りて、能藝と云事を新作し、又猿樂の跡によりて、狂言をも作爲して行ふに至れり、其能の名目は、群書類從に收たる、文安田樂能記に悉し、足利氏の始の頃より、又一種の能藝、及び狂言始りて、之れを猿樂と稱し、田樂の能に別て

り、創業の人を結崎、又服部治部清次と云、落髮して觀阿彌宗音と稱す、應永十三年、五十二歳にして歿す、其子左衛門大夫元清、落髮して世阿彌宗全と稱す、康正元年、三十三歳にて歿せり、此父子幾多の新曲を作爲し、樂器を考定めて、其道に堪能なりしかば、終に家を起せり、世阿彌の子音阿彌、此頃より觀世と稱す、其子又三郎、足利義政の寵を受け、一族門流の保生、金春、金剛等、各座を分ちて、四座の猿樂と稱するに至れり、かゝれば、猿樂は、日々に盛にして、田樂は衰へゆき、後には纔に神事にのみ用る事となりぬ、寛正五年、善盛といふ僧、鞍馬寺再興の爲、勸進の猿樂を催し、糺河原に棧敷を構へ、三日の間興行す、將軍を始、管領相伴、衆以下、供奉見物す、歸洛の度毎に管領家へ入御、猿樂を召て小袖脱ヌキあり、(纏頭なり)是勸進能の始也、應仁の亂後、争鬭の際にも、永正年間、粟田口に於て、大夫金春勸進猿樂を行し事あれば、士民猶之れを玩し歟、豊臣秀吉甚だ此伎を好み、新曲を作りて、自らも舞はれしかば、大名御家人といふ人々も、自ら習練せしにより、此藝再び昌えて、近世に至れり、猿樂の沿革、大略かくの如し、かゝれば、往古支那の散樂を傳へたるが、彼俳優の所行なる、鳴泝の態を専ら交へたるにより、散、字の音通と、猿の人眞根する義などに取て、猿樂と名づけて、都鄙の人の玩び業なりしに、中頃田樂に移り、一道の藝となりてより、終に舞曲を變じたる、能藝といふものを交へたり、觀世氏の祖に及び、田樂の中なる能を採て、更に練

磨の功を加へ、新に謠曲と狂言とを作り、古きに據て猿樂と稱し、其藝行はれて、世に並ぶ者
 无きに至れる也、古への散樂の餘波は、纔に田樂に見る可く、俳優の態は、狂言に残れり、然
 るを翰林胡蘆集、明應の頃僧徒の作といへり、といふ物に、聖德太子六十六番の曲を作り、
 秦河勝に命じ、紫宸殿の前にて舞はしむ、神樂の神、字を折し、是を申樂と名付らる、村上天
 皇の時河勝が後氏安に仰せて、此伎を興さしめ玉ふ、氏安廿九世の後を、今春といふ、節巻
 とあるを、新井君美の、此説は、猿樂と云字を嫌ひ、且又今春が座を、其餘に勝れし由に記せ
 る也と論せし如く、更に古書に微證なき妄言也、此他猿樂の起原名義を記せる物、若干あ
 りと雖も、皆此類にして、取るに足らざる也、

猿樂は、則散樂なる説、及び沿革の事は、先輩の論じたる物あれど、轉音なる由は、未だ
 見聞せざるにより、愚見を記して、社友に質さんとするに、思はずも冗長の腐談に及
 べり、請ふ恕せよ、

歌舞伎ばなし

七十五年
七月稿

つれづれと降くらしぬる五月雨に、女こどもらの打つをひて、雙六石なぞりの遊びもま

つくしたる頃、ゆくりなく家に歸りたるを、よろこびて、何にまれ、おもしろき物語りてよ
 といふに、ねふけさましに、なるべくもあらざれど、いでやとて、

千早ふる神代のむかし、天の岩屋戸の前にて、天鈿女命の神が、りしけん所作事、火闌降
 命の筑紫にて、赤土を顔に塗て、水に溺れたる物真禰等は、餘りに、古過たれど、我國俳優の
 權輿と云はん、難なかるべし、人王以後、殊舞、田舞、柗節舞、華人舞、諸縣舞、久米舞、吉志舞の
 如き、本邦固有の歌舞ありて、和琴、和笛にわはせて、舞かなでしこと、古書に明かなり、奈良
 の朝以來、唐樂盛に行はれて、古風の歌舞は廢れたれど、猶禁中の御神樂に、人長の舞あり、
 大社の神祭に、倭舞、東舞あり、公事の五節の殿上、淵醉に亂舞あるは、神樂の遺れるなり、や
 降りて、白拍子の舞はじまる、これは、鳥千歳、和歌の前などいふ遊女の、はじめたりとい
 ひ、樂器も、鼓、笛、銅拍子を用ひたりといへば、全く後の女歌舞伎の濫觴とすべし、此前後に、
 田樂の舞、延年の舞行はれ、猿樂の舞、次で行はる、さて北條時代には、田樂の伎盛にして、從
 來行ひ來れる、刀玉、高足などの輕業の外に、古へ有し事を、一曲の舞に綴り、能藝といふ事
 を新作して、人の心目を歎ばしめたり、文安田樂能記に、能藝の目錄とて列ねたる中に、法
 然上人の能、小野小町の能、女の敵うちたる能、なごみえたるが、それにて、白石先生の俳優
 考にも、此頃唐土の元朝にてすなる傳奇雜劇を、我國人の見もし聞きも傳へて、かゝる業

を、田樂に起したるものぞと云はれたり然ればこれを以て、劇場にて、古人の情態を演ずる、起原なりと云はまし、さて猿樂は、古くより滑稽めきたる、をかしみを旨としたる業なるが、足利の代の始になりては、其伎二ツに別れて、舞曲聲音を事とする方を、能藝と稱し、滑稽の情態を旨とする方を、狂言と稱びて、共に新作數種を作りて、大に公私の間に行はれしかば、田樂は終に廢れたり、此頃又、幸若舞、曲舞等あり、幸若は男舞にして、猿樂の能に類し、曲舞は女舞にして、白拍子の類なり、かくて慶長年中、京師に出雲のお國が女舞始りて、はじめて歌舞伎の名稱あり、歌舞伎の字面は、古昔にも有れど、お國が始めしは、それに依たるには、あらざるべし、そは念佛踊などいふ舞の外に、お國は髪を結び、刀を帯びて、男裝をなし、夫の三十郎は、桂劍を頭に結びて、女服を着せり、又傳助といふ、(東海道名所記の説による)これより京江戸とも、女歌舞伎盛になりて、姪風甚しかりければ、寛永の末、終に禁せられて、若衆歌舞伎専ら行はる、此より男女を雜ふる雜劇は止みて、若衆の前髪に帽子を頂て、女に扮せり、これも亦男色の弊風ありしにより、慶安五年停止せらる、爾後承應二年、歎訴の者ありて、物真、福狂言、盡と名稱を改め、更に公許を受たり、是京攝劇場の始なり、江戸にては、寛永元年、猿若勘三郎、官許を得て、中橋に於て、始て猿若狂言盡の芝居を興行す、同十一年、村山又三郎、堺町に常芝居を建つ、萬治三年、森田太郎、兵衛、木挽町沙入の地

へ芝居を立つ、これ等の座にて行ひし、古き狂言のさまを考るに、皆能の狂言をやつしたる物にて、童兒の舞などを交へ、勤めしむ、近年まで、中村座主の代替りの時行ひし、猿若大名、新發意太鼓などいふ狂言は、その折の古風の遺りたる物と覺ゆ、今も老人の中には、見知りし人もあるべし、その頃は、皆一段づゝの離れ狂言なりしを、寛文中、玉川主膳、市村竹之丞、相座元にて始て、續狂言を工風し、引幕道具立を製出す、それより上手の役者も、次々出來て、紅紛假髪を裝ひ、衣裝調度を美にし、年月に趣を巧にして、新奇を競ひしかば、纒四五十一年の間に、正徳、享保の頃に至ては、大に面目を改めたり、さて淨瑠璃節といふうたひ物は、早く足利時代よりあり、初たるを、小野のお通に始るといふ説は、誤なる由、先輩の辨あり、慶長の頃、三味線にあはせて、語る事となりてより、殊に世に行はれ、それを木偶にあはせて、あやつる業も始りしかば、上下一般の見物となり、次々に井上播磨、宇治嘉太夫などの、上手の太夫も出て、端上るりを、段上るりとなしたれど、多くは能と舞との曲本を基として、昔物語を作為したるが多かりしに、貞享の頃より、大坂にて竹本筑後、榎義太夫の上るり盛に行はれ、近松、竹田等の名人の作者興りて、古今の事蹟に據り、人情世態を盡して、五段續の新曲を功造し、盛に操座を興行せしかば、狂言座にても、其淨るりを移し用ひ、其作意の態を演じて、看客の歡を招くに至り、淨るり狂言、世話狂言など、區別せる名

稱も起れり、されば俳優の衣裝、大小の道具等も、大かた操座の體に倣へり、(今世は必ずしも然らず)かゝれば歌舞伎は、上古より遷り來れる舞の手と、猿樂の狂言とにより、變化せるものにして、唐山の傳奇雜劇に類せる物ながら、淨るりを混入してより、殊に其情態を巧にしたれば、婦女子の輩は、この見物を以て、無上の歡樂とし、維新の後は、大人君子の賞觀とさへなりて、活歴史の稱あるに至れり、されど一劇の中、必ず所作事と云ひて、大かた狂言の尾には、舞曲の態を演せる一齣ハナあるは、其始の歌舞伎の餘波ナミなるべし、

これは先年書綴りし、歌舞音曲略史といへる稿本の中より、いさゝか抄出して、社談としたる者なれば、引書の名などは、大かた本書に譲りて、擧げざるなり、

陽春廬雜考卷七終

陽春廬雜考卷八

文學博士 小中村清矩 遺稿

古典講習科開業演說案

十五年
九月稿

古典講習科を、新に東京大學の中に設けられ、生徒を募集して、専ら我皇國の歷朝の事實、制度の沿革、及び古今言詞の變遷等を考究せしめんとて、今日其教場を開くに付ては、當今の時勢により、此古典講習科と云ふ専門の學科を、必ず設立せざる可らざる所以と、又入學せる生徒の心得となるべき事どもとの大略を陳述せんとす、其れには先づ、上古の人は、能く往昔よりの故事を記憶して、語り傳へたる事よりして、中古以來、大學寮を置れて、博士の教授したるさま、王政衰へてより、史官博士等の家々に、舊典を傳へたる事、武家執政の世となりての態、徳川の世となりてより、林家に始て和學の名稱を起し、相繼で國學者、古學者と稱する輩の顯れたる事まで、あらく説明せざるを得ず、因ては、自ら言も長く、又能く人の知たるをも、述る事あるべし、古語拾遺に云へるが如く、上古には一般通行の文字あざりしかば、貴賤とも、家ごとに祖先よりの傳へとして、神代より

の故事を語り継ぎ、言ひ継ぎ來れる故に、或は其説の區々なるも、詳細を失はざりしならん、應神天皇の朝以來、漸く漢字を以て、事物を記す事となりてより、諸家の古傳説も、方冊の載る所となりしより、言辭を以て、故事を傳ふる風習、漸く衰へたり、然れども、天武天皇は、猶神代の舊辭を勅語して、稗田の阿禮に授け、賜ひしが、古事記撰錄の基となり、養老に諸國の風土記を採輯せられしにも、先づ古老の舊聞を原とせし旨、書中に明らかなり、又歌聖と稱ばれたる柿本人丸は、大君は神にしませば、天雲の雷(イカサチ)の山の名なり)の上に庵(イナ)せるかも、此れは行幸の時なればなり、と詠で、天皇は、現神(イマカミ)として、生(イナ)ながら神にまします舊説、及び天武天皇と弘文天皇との、壬申の亂の戰鬪の狀、其他の古事を、長短歌に述べ、謠ひ、聖武天皇の天平年中に、陸奥國より始て黄金を献れるを悦ばせ、賜ひて、當時門閥の諸氏に物賜はりし時、大伴の家持が、海行かば水着く屍(カハシ)屍を海底に沈めんと、の意、山行かば草むす屍(山)に死して屍に草を生せんと、なり、大君の邊にこそ死なめ、の意、のどかの意には死なじ云々と、遠く祖先より傳へたる、護衛世職の家言を謠ひて、同族を諭し、忠義を勵ましたる類は、奈良の朝迄も、猶言辭の上を以て、故事を語りし、上古の風の遺れる也、さて漢籍の渡來せしより、上古に其教授を世業とせし者は、大方漢土三韓人の裔にして、歴世史部(リセキブ)と稱したる漢(アヘ)阿智使主(アチシ)の後なる漢文直(アヘ、フシ、シマヒ)百濟(ヒヤクサイ)の王仁(ワニ)の後なる漢文首(アヘ、フシ、シマヒ)の姓の人等なりしに、

孝德天皇以來、制度を漢風に改めさせ玉ひしより、唐の國子監に擬へて、大學寮を立られ、明經、紀傳、明法、算の四道の學科を置き、盛に漢籍を學ばせられたり、此時に當りては、人材を以て博士の任としたる中に、我國の古書を講ずるは、紀傳博士の所掌にて、朝廷にては、日本紀の進講も有つれど、大學寮にては、此書を講せりとも覺えず、又勸學院(藤原氏)弘文院(和氣氏)學館院(橘氏)の類の諸氏構立の學校も有つれど、何れにても、我國史を講習したりし事のみえざるは、抑又故あり、其は大化の改新以來、漸く詔勅官符を始として、公文の類は、皆麗しく漢文に物する事となり、又都鄙の學校より出で、試業に預る秀才、方略策を、試む進士(時務策を試む)の學生等は、殊に對偶の文の巧ならんを勉めしかば、朝廷に仕ふる人は、さらば進仕を求むる者は、皆漢籍を研鑽して、彼國の故事のみを穿鑿したる故に、自ら此方の事としては、取分て講習する法もなく、又尋ね知らんと思ふ輩も、稀なる事なりけん、然れば、忌部(イミベ)の廣成も、昔契(イヒ)ありてより以來、古へを談ずる事を好まず、浮華(ウキカ)麗(カ)ひ興りて、還て舊老(イロコ)を嗤(イハ)る、願て故實(イロコ)を問ふに、根源を識ること無しと、歎じたるを思へば、大同の頃、既にかゝる景況にぞ有けん、爾後王政衰へて、官吏漸く其職を世々にせしにより、政事上に預れる故籍(イロコ)記簿(キボ)は、外記、史の家なる清原、中原、小槻等の家の掌る所となりて、典故を考勘し、學問上に關せる法律、歴史等の業は、皆江二家(エニケ)清中(シヨウチュウ)兩氏の博士の家業となりしか

ば、顯官たりとも、其職にあらざれば、其家に就て學でこそ、故事を了知することを得たれ、況や、庶人に於てとや、然るにより、源賴朝の鎌倉に幕府を創し、政所を建たりし時、首として大江廣元、三善康信等を擧て機務に關からしめたるも、皆世業として、故事典故に明らかなりし故なり、爾來武家執政の世は、足利の時代に至るまで、大かたかくの如く、古事を明らめ、文筆ある者を以て、政所問注所などの顧問としたり、故に平人の志ある者は、只漢籍を學ぶのみにして、我國の古事を明らめんとせず、又明らめたりとて、只學問上の資となるのみなりき、天下攻伐を事とする世に至ては、其學問も地に墜て、五山の僧徒などの中に、文筆ある者をして、外國通信書などを草せしむるに至りたれば、故事の考勘にも、粗預れるが如し、徳川家康撥亂の後、文筆に志し、遺書を求め、林道春を聘し、故事を聞けり、慶長の末年以來、制度を定め、諸法度を作るに及びては、殊に往昔の朝典を始として、賴朝以下、武家の舊例並に、歷世の事實を研覈して、參考に備へずば、有る可らざる時勢となれり、故に林氏の學科の中に、始て和學科を置けり、和學の名稱實にこゝに始る、村田春海が和學大概と云ものに、古く大江匡房の書るものに、和學得業生の名稱ありといへど、其は本朝續文粹に、和歌得業生とあるを、暗記して誤れる也、道春の子の春齋の時に、公命を受けて、本朝通鑑、國史實錄の編あり、又家康の子義直、尾濤の敬公と稱す、は、文士に命じて

神祇寶典、類聚日本紀を纂集せられ、其弟賴房の子なる光國、永濤の義公と稱す、は、始めて紀傳體の我國史を撰ばれたるが、則ち大日本史にて、刑法志、食貨志などの如く、歷朝制度の沿革を考ふべき、附録の基をも亦起され、次に禮儀類典を編輯して、朝廷の古典を彙集せられしは、只編纂の盛舉を起されたるのみにあらず、祖父家康の意を紹で、政事の參考に裨益あらんとての故なるべし、爾後新井君美は、幕府の儒官を以て機務に預り、熊澤了介、伊藤長胤、荻生茂卿等は、經濟有用の學に志させ、るにより、共に本朝の制度、及び古典を考覈しつるに、往昔の史官博士の如くなりき、さて寛政年中、塙檢校保己一は、盲者なれど、非凡の人なりしかば、我國の歴史律令などを講究せんため、幕府に請ひて地を賜はり、江戸裏六番町に和學講談所を建て、群書類從、日本後紀、令義解、其他の古書を校刊し、又幕府の命を受けて、史料を編纂せり、而るに林家に附屬したれば、幕府より政治上の事に就て、古事典故の考勘を、林家に命せらるゝ時は、其事に預りたりき、さて上件に陳べたる徳川氏の事は、全く其政務につきて、舊典を考究したる事状を言て、因みに經濟學者の事にも及びたるなり、又里巷に國學古學など云ふ名稱の起りしは、元録の頃、京師稻荷山の神官荷田東麻呂と云人、中古以來、神代の蹤を談する者の内に、佛説を混じたる、兩部神道といふ徒は、さらば、白川、吉田兩家の惟一と稱するも、近ごろ山崎闇齋、出口延佳などの、古籍の意を

交へて、神道と稱するも、皆眞の古の蹤を知るに足らざるを慨ひ、又國史律令の世に埋れて古へを尋ぬるに難く、歌よむ業の中古以來、一種の藝道となりしより、秘傳口訣など云ふ家説も起りて、心の誠を語ひ出るに由なきを歎じ、京師中に數頃の地を賜はり、國學校を創造せんと請願しつれど、終に果さざりき、されば其上啓の文に、六國史明らかならば、則ち豈趨官家民を化するの小補なるのみならんや、三代格起らば、則ち抑亦國祚悠久の大益ならんかと有るにても、神道歌學に止らざりしを知るべし、其弟子加茂眞淵其志を承て、往昔言辭を以て古事を傳へたる、古事記を明らめんには、先づ上代の歌を榮めたる萬葉集を研礎するに若くは無しと思ひしより、生涯力を彼集の古言の解釋に盡して終りたれど、所謂古體の歌と云ふ者は、實に此人より起れり、其弟子本居宣長、又其意を紹ぎ、古事記傳其他數十部の書を著したるが、皆後進の資とならざるはなし、但し直日の靈玉鉞百首など云ふ書には、専ら古への道、又神の道とも云へり、と云ふ言を建て、人を諭したりき、又其弟子平田篤胤、師説に基て、自己の新説を増加し、數十部の著書あるも、到底彼古道を宗として、廣く國史歌學の上には及ばず、されば當今國學者と云はるゝ限は、大かた此三氏の門流ならぬは少し、爰に東麻呂以來の、四家の學風をつらゝく按ずるに、當時の人、只幕府あるを知て、天朝の尊きを知らず、又周公孔子の道のみを尋て、我國の神祇及び

國體の本は、如何にとも辨へざるより、漢土を崇び慕ひて、尊内卑外の意を遺れたるを、竊に慨歎する餘りに、矯め正さんとの苦衷より、出たりとこそ覺ゆれ、此筋の學は、神代の事蹟を基として、専ら上代の情狀を考勘する故に、古學と稱して、廣く後世の事を究めず、又後世の事を知るを屑しともせざりし也、其他國學者と稱する者に、幾許の流派あれば、其大略を述ぶべし、先づ歌學家あり、此は既く中古より、二條冷泉の兩家あり、何れも藤原定家の後裔にして、各家説を傳へて、近世まで行はれ、堂上と稱する、雲の上人はさら也、地下北村季吟、有賀長伯の類多し、此れを今體の歌詠みといへり、契沖、眞淵の類の古學者起りてより、詠歌の體を改め、古書に據て、假字格を訂したるを、古體の徒といふ、其流なる加藤千蔭、村田春海、清水濱臣の類は、専ら歌書物語を講習せるが、又其講習はせずして、只歌詠ひ業をのみ教授するもあり、又歴史家あり、古今の事實を通じて、考ふる學にて、水戸の栗山潛峯、安積潛伯の如き、漢學者に多かり、故に大かた歌書物語の講究までには涉らず、考證家あり、事物にまれ、言辭にまれ、一の條件ごとに廣く群書に徴して、辨析するを業とせり、小山田與清、伴信友、黒川春村などの類、其人なり、又有職故實家あり、此れに公家武家の差別ありて、朝廷の儀式より、裝束調度の上までを、古書に據り、方今に照して、説明するを、公家故實といふ、壺井義知、山田以文の類、其人なり、又弓馬の禮式より、冠婚の儀、進退作法ま

ての實際の行事を講明する類を、武家故實といふ、伊勢貞丈松岡行義の輩其人也、此外に律令格式の類を主とせるを律令家、萬葉集を専門とせるを萬葉家、譜牒の考究を宗とせるを系圖家など、各自の好尚と、其人の性質とによりて、教る人も、學ぶ人も、かくさまざまに區別あれど、概しては、世に此を和學者、國學者と稱せり、然れども古學を專とするか、歌物語の業を教授するかにあらざれば、假令國學者と稱して、門戸を建ると雖も、就て學ぶ者少かりしかば、自ら此二家のみ、世に其學者の如く、謂はれたりき、さて此までは、維新前に國學と云ふ業の景況なるが、此より漸く當今の事に及ぶべし、大政更始の時に當り、西京に皇學所を建て、専ら國典を講究する所とせられしも、所謂古學を專として、未だ古今の事實法制を講ずるに暇あらざりし間、幾ばくもなく、廢せられ、東京にて昌平學校を大學と改められ、更に國典を教習有りつれど、明經、紀傳、明法などの舊き名目によりて、學制を立てられ、漢學者と共に執業せしことなるは、諸人の知れるが如し、然るに今般立てられたる、此古典講習科は、醇然たる國學専門の學科にて、歷朝の事實制度の沿革、並に古今言辭の變遷等を辨明せん爲なれば、上に述べたる如く、從來區々なる學派を集合して、悉く研究すべきものとし、新に教則を定めて、其主眼精神とする所は、其學び得たる業を以て、今日の實際に運用するにあり、其故は、中古の王政より、武家の政に推移れる近世まで、

政務の上に付て、古事典故を考る者、往々其職其家あるにより、衆庶に至ては、只自己の學問の資とするのみにて、到底能く學び得たりとも、之を書に筆し、之を言に發するばかりにこそあれ、さして當世に用ありとも覺えざりしが、維新の今日に至りては、門地に拘はらず、人材によりて、政務にも預るべければ、假令府縣町村の會員たりとも、時に因り事に隨て、我國往昔の事態と法制とを、今日に考合せて議せざれば、大に民情に背き、臆見を逞くするといふ譏を免れ難かるべし、况や在京地方の官吏となりて、事務を執掌する者をや、故に當今官衙に於て、各職掌とする所に有用なる、古事典故を彙輯し、以て參照に備ふる舉あり、其一二を謂はば、大藏省には租稅史、貨幣史、司法省には憲法志料、農商務省には船史、及び農商の舊事に關せる書、其他海陸軍の兩省には、古來の軍制、外務省には、外交の歴史の類、下官の見聞に及ばざるも多かるべし、此景勢に據て按ずれば、元老參事の兩院の議事にも、古へを稽て斟酌せらるゝ事、必ず有りつべし、然るにより、此古典講習科の、第五期六期の高等生徒には、各事實考證の問題を與へ、例せば、古今租稅の徵收、兵制の概略、陵墓の制作、などの類なり、答辯を試みしめ、つとめて實用に適せしめんとす、然れば、此科は、右の如き人材を、専ら陶冶する所と知るべし、故に我が大八洲國の成立せる起原を辨へ、實祚の天壤無窮なる所以を明らかに、愛國の意を體する事は、從前古學者の、専ら研鑽す

るに異らざれども、強て高天原黃泉國の類の穿鑿に、時日を費さんことを要せざるなり、又古今言詞の變遷を講ずる業も、只學問上のみならず、猶當今の實用に充んが爲なり、其故は、現今精良の文典未だ備はらずといへども、専ら假字交りの文を以て、日用常行とするに、語法にては又活語等を云ふの濫りなるはいふもさら也、府縣小學校にして、幼童に書習はしむる作文を始として、世に行るゝもの、大方は漢文を直譯せし者の如くにして、我國風の語氣に遠し、通行文は時世の流行に従ふものなれば、よしや體裁は今の如くなるも、かく漢文めかすして、流暢ならばやと、往々有志者の議する所なるに付ては、此學科に於ては、奈良の朝以前の古言、古事記、萬葉集の類にみえたる言詞を云ふ、延曆遷都以後の雅言、今古集以下の歌集、及び物語の類なる言詞をいふ、より、漢語を多く交へ用ふる後世、太平記以下軍記の言辭より、當今通行の文に至る、までの言辭を考へて、自らなる語法の妙と定りある用格とを明らめ、さて所謂和文專ら中古の雅言を以て作るを云ふ、といふ者は、擬古の業にして、今日通常に行ふべくもあらねど、其をひとわたり書なす事能はずば、能く今日の通行文を流暢に書なして、我邦人の文たるに恥ざる事能はじと思はるゝにより、古書講習の餘、擬古の雅文と、今日の通行文とを交るゝ、書習はするなり、通行文を書習ふに、模範となるべき、近世の文を選び、印刷して生徒に授くべし、抑通行

文を流暢に書ん事は、假令古書を能く學ばずとも、幼少より假字草子の類を多く讀習はし、其行文の體、自ら漢文直譯の如くには至るまじきを、當今小學校の訓導たる人、及び若き學生等は、かゝる物は、はかなしとして眼に觸れず、纔に學び得たる漢文を、然ながら物するにより、かく和にもあらず、漢にもあらず、一種奇異の文の、小學校始めに行はるゝなるべし、されば此科の生徒の作爲せる、通行文の内より、上等なる者を選び、逐次に印刷して、世に行ひ、弘く人も見聞せば、漸く假字草子より入立て、行文に注意し、流暢に書なさん輩も出來ぬべし、然れば此科にて作文詠歌を兼習ふは、世の常の人の、月花の折ふしに付けたる風流業とは、大に異なるものにして、是亦當今の實用に適へんと思ふが故也、古典講習科の、今に有用なる事かくの如し、然るに近來此學者の宿徳と稱ばるゝ者、相繼で物故したるもあれば、今にして此學を起さずば、終に教習の道斷絶し、古への蹤亦考るに由なかるべし、總理加藤君、此を慨ふる事切なるにより、先年文部省へ建言せられ、今回終に此開場の美舉を得つるものなれば、入學の生徒、能く此總理の意を體認し、三年間の業成たりとも、事に施すこと能はずば、江湖上ますゝ、國學を無用の物と棄つべければ、各自其學び得たる業を、實際に運用し、其器によりて、官吏ともなり、或は公私學費の教員ともなり、書を著し言を述べ、治道の資ともなりて、國家には裨益あり、一身には榮譽を受く

可からん事を懇に冀望するなり、

國學の前途

廿二年 八月稿

今日述べまする趣は、此國學といふ學問が、將來世の中の種々變遷いたすに付ては、如何なる筋を以て、萬古かはるまじき目的と致さうか、又如何なる方法を以て、世間實際に應用して參らうか、と云ふお話でありますが、其れに付ては、まづ善くも悪くも、自分の了簡を定めてお話しをして、諸君に質す積りでありますから、到底是から申す事は、私の一家言とお聞下されませ、

さて右に付ては、先づ國學と云ふもの、起りたる由縁から致して、遂に今日に至りたる次第を、あら／＼申さぬと、都合が悪い、併し此事は、講師の先生たちは勿論、聽衆の中にも、國典を讀まれた方は、充分御承知なれど、未だ國典に涉りたる事も少ない方の爲めに、述べる譯であります、

應神天皇の御代に、百濟より論語と千字文とを渡し、阿直王仁アチキニなど云ふ、學者も參つてより以來、學問と云へば、漢學をすることにて、我國神代以來の古事は、只だ家々に、古老の云ひ

傳へたるのみでありました、が、漢字を用ひて古事を誌す世となりてから、書傳へにした物も、種々あつた事と見えますから、其説は區々であるが、却て、其説の精しかった事は、日本紀の神代の卷に、一書に曰くと書載せたのが、多いのを見ても知れます、又然るべき家々には、纂記ソクキと云ふが、あつて、祖先からの家傳を記した者で、後に姓氏錄と云ふ、官撰の系譜の書の種になりました、まかしながら、未だ言辭を以て傳ふる方を、専らとした者と見えて、天武天皇は、先代の舊辭を以て、稗田の阿禮にお授けなされ、其聞き書きを綴たのが、即ち古事記で、また元正天皇の養老年中に、風土記と云ふ地誌を撰ばれた時も、國司が土地の古老に、古事を聞て書いた者で有りますから、國郡の舊事を問ふ、古老こたへて曰く、など、書いてあります、この時分の心ある人は、よく傳來の古事を記憶したことは、柿の本の人丸が、天皇は神にしませば、天雲の雷の上に庵せるかもと、詠んで、天皇の現神マカミでます所以を示し、又壬申の亂の時の事、其他の古事を、長歌に詠んだのが、萬葉集に載せてあり、又大伴氏は、代々武事を業として、海行かば水づく、屍山行かば草むす屍オホキ大王の邊にこそ死なめ、など云ひ傳へたことが、續日本紀の宣命や、大伴の家持が、同族を諭して、忠義を勸めた長歌にあります、かやうな譯ゆゑに、奈良の朝まで、やはり言語上で、古事を談ずる風が、遺つて居たものと見えます、

さて天智天皇の朝より、大學寮が立ちまして、其學業はみな漢學であるが、教授の博士の中に、紀傳博士と云ふ、歴史専門の學者が、禁中で日本紀を講釋した事があるから、其筋の學者が我が國の歴史をも、全く修めなかつたとは見えませぬ、此頃になつては、言辭を以て古事を傳ふる風も、追々すたつたものと見えて、大同年中に、忌部の廣成が上申した古語拾遺に、根源を識ることなしと、嘆息してあります、此は當時朝に仕へる人は、専ら漢文を書くことを研究し、彼の國の故事ばかりを穿鑿する風になつた故でありませう、延喜以來、時勢漸く變じて、世職の形とあり、政權を執る家からして、藤氏と定つて、後には攝家など、稱へ、武事を業とする將士は、大かた源平の兩氏に歸して、武家といふ名も起りました、まして藝術に類したる事は、各其家々の世職となつたにより、清原氏は明經道の家として、經書を業とし、大江、菅原氏は記傳文章道の家となりて、歴史文章の學を職とし、中原氏は明法道を、和氣氏、丹波氏は醫道を、賀茂氏、安部氏は陰陽道を傳へ、神祇伯家、白川家、下野氏、吉田家にては神祇道を傳へました、又歌と云ふもの、最初は、自分の志を述べるだけのものでありましたが、山城に遷都以來、追々巧みを用ふる事になり、延喜以後は、禁中を始め、貴顯の間に、歌合などが専ら行はれたにより、歌詠みと呼ばれる人は、競て新奇を搦へ出し、終には藝となりましたに依て、歌の宗匠と謂はるゝ人も、其れに付て學ぶ

弟子も出來、後には二條家、冷泉家など云ふ、歌道の家も定りました、

右の譯故に、其頃より後は、日本の法律を知りたいと思ふ者は、中原家へ、神祇道祭典の事を知らうと思ふ人は、白川家、吉田家、歌を學ばうと思ふ者は、二條家、冷泉家の門流に就きました、是れが後に國學と謂ふ、一科の學の起る原因でもありませう、

さて徳川東照公、關が原の一戰に、世を治めて後、文事に志を向けられ、林道春を聘して顧問とし、和漢の故事を聞かれました、慶長の後、法制を定め、諸法度を作る頃になつては、殊に朝典を始めとし、賴朝以下の舊例、并に歷代の事實を研究して、參考に備なへなければならぬ時の勢となりました、それ故、林家の學科の中に、始めて和學科といふを置きました、是れ和學と云ふ名稱の始めであります、道春の子の春齋の時に、公命を受けて、本朝通鑑、國史實錄を撰び、又東照公の子、尾州の始祖、敬公、義直は、神祇寶典、類聚日本紀を撰び、其弟、頼房（永戸の元祖）の後、義公、光國は、始めて我國の紀傳体の歴史を編述されたのが、大日本史であり、又禮儀類典、釋萬葉集、扶桑拾葉集、其他國典に關係した諸書を著はされたは、國學の始めを起されたものであります、其後寛政年中、堀保巳一和學講談所を建てました、此とは尙ほ後に申します、畢竟我國の學問をするを、和學と心得た人の多いのは、林家以來専ら謂ひ習らした故であります、

さて國學と云ふ名稱の起は、元祿の頃京師稻荷山の神官、荷田東廬呂といふ人が、京師へ國學校を創立しやうと、幕府へ出願したのが始めてあり、其は中古以來神代の蹟を談ずる徒の中、佛説を混じた、兩部の神道と云ふは申すにも及ばず、徳川時代となつて、吉川維足、山崎闇齋の輩の、神道と云うて立たの、皆な古への蹟を知るに足らぬを慨き、又國史法律の世に埋れて、古へを尋ね難く、又歌道の藝術となりてより、秘傳口訣など云ふこと始り、心の誠が露へぬ事を嘆たよりのことで、其出願は取上げになりませぬが、今の世までも、神代以來の上古の事跡が、明白に分り、御國体を辨する學問の始を聞きまし、其弟子が加茂真淵で、上古の事蹟を知るには、先づ上古の詞で記した古事記を讀むに、ましくはなく、其古言を明らむるには、萬葉祝詞の類を研究するに、若くはないと思ひ立つたが、何分大業であつたにより、萬葉の研究のみで、生涯を終はられましたが、其志は著書の中に、往々見えて居ります、又所謂古體の歌は、此翁から始まりました、其弟子が本居宣長で、師の志を繼ぎ、始めて古事記の註古事記傳四十四卷を著し、又數十部の著述がありましたが、何れも後進の裨益となつて、古書を説明し、遂には古への道といふ事をも説出されました、其弟子が平田篤胤で、師説に基いて、自分の新説を増加し、數十部の著述があり、また、さるにより、近來國學者、歌詠みと謂はるゝ者は、大かた此三家の門流でありま

す、さて東廬呂以來、三家の學風は、當時の人民が、幕府あるを知て、天朝あるを知らず、又儒道佛道ばかりを尊んで、尊内卑外の意を忘れ、國體の如何なるを辨せざる輩あるを、慨嘆するより出でたることにて、暗に人心を動し、明治維新の基をも成したるが故に、近年各階位の榮典ありしと、並に生涯の事蹟は、衆人のよく知て居ることでありませぬ、辨を費すには及びませぬ、これからして、國學者に、流派の分れてあることを申しませう、

右四大人の跡を繼ぎ、神代の事を研究して、國體の基本を知り、所謂大和魂を固むる學者は、其據る所、専ら紀記、萬葉、古語拾遺、祝詞の類の古書でありますにより、古學と稱し、廣く後世の事を研究するは、あまゝり意とせぬなり、これが一流、

歌物語家は、歌を詠み、文を作り、弟子の歌を添削し、歌合の判者をし、伊勢物語、源氏物語、古今集の類を講釋するのであります、これに古體家と、近體家との差別があつて、古體家は、假名遣ひ等も古へにより、萬葉、并に八代集を基として、歌を練磨し、千陰、春海、濱臣など、其流の名ある人である、近體家は、彼の二條、冷泉風で、假名遣ひも、中古に定めたるを用ひ、據る所の歌も、新古今以來で、草庵集、三五集、類題和歌集などの、後世の物が多い、有賀長伯、北村季吟などが、其流で首とせられたる者で、以前は堂上方は勿論、然るべき貴人は、皆この風であつたが、近年は大かた古體になりました、又あまゝり古書の講釋などはせず、唯だ歌

を詠むことばかりを、教へて居る先生もありません、これが一流、
語學家は、言詞の活用、ラニヲハの應照などを、専ら研究する學者で、古く本居春庭若狹の
僧義門、物集講師の先代高世、又野乃口隆正、中島廣足、足代弘訓など、古學者や、歌詠から兼
た人も、多分でありました、今でも言語と、音韻の學とを兼た人が、思ひの外世間に随分多
くあるものです、これが一流、

有職故實家は、朝廷の儀式、裝束調度の製作、弓馬の故實から、冠婚喪祭の禮式までを取調
べ、又人に教授する學者で、これには公家故實、武家故實の差別があります、蓋井義知、山田
以文の類は、公家故實を専らとし、伊勢貞丈、松岡行義の類は、武家故實を専らとしました、
徳川有徳公の子、田安宗武は、國學を好んで、特に有職學が好きであつたから、眞淵と、荷田
在滿とを召しかへました、在滿は、養父東麻呂の志を継ぎ、始めて律令を研究して、別に
律令學者といふが出来て、有職家でも、之を兼學ふことになりました、これが一流、

考證家は、我國の古典に見えたる事實と、言詞とを擇ばず、廣く群書に徴證して考へる學
者である、小山田與清、伴信友、黒川春村など、其人でありました、これが一流、

此外に、廣く御歴代の事を、鑿索する學者がある、此は儒者の中にて、林道春や、新井白石の
類であるが、此二名は、専ら幕府から顧問された故でも有りませう、後に堀保己一が、和學

所を建てたのも、幕府から、歴代の故事を鑿索する爲めと見え、又水戸の學者は、義
公の意を繼で、皆我國の歴史に志して居りました、此筋の學者は、漢學者に多いから、ゆゑ
が、歌文章や、語學の方には、涉りません、之を假りに、歴史家と名づけて、一流とします、
右の様に、數流に分れて居りましたが、末の一流の外は、皆な世間で、和學者、國學者と呼ば
れて居りました、まかし、古學を専門とするか、歌物語の先生になりませんければ、切角門
戸を張もて、業には成らぬから、世間の人は、國學者と謂ふ者は、歌詠みか、又は、神道者など、
思て居る人が多分でありませう、

さて、明治十五年に、東京大學で、始めて文學部の内に、古典講習科といふが立ちました、此
は前總理加藤君の發意で、現今國學者は、先輩の者が多く、若い人は、之を學ぶ志もありま
せぬから、今の内其學者を仕立て置かぬと、終には、種切れになるだらうとの趣意からし
て、建てられました者で、私も其年、教授を拜命しましたから、段々其科の組織を考へまし
たが、國學と謂ふものを大別すると、語り事實を知ると、言詞を知るとの二道でありまし
て、事實の方は、紀記以下の古書で、先づ國體を知り、歴代の制度、事物の沿革を考へ、言詞の
方は、祝詞、紀記、萬葉の類の古書から、段々詞と文章との變遷した趣、終に今日の漢文交り
の文迄を考へることであるから、つまり其専門を用ひねばならぬこと故に、古學者や、語

學者や、物語家や、律令家や、有職やの諸先生を聘し、右の如く諸家區區の學派を集合いたし、新に教則を定め、其學處所を以て、今日の實際に運用して參る、人材を陶冶する所といたし、卒業の前年から、考證文案と名づけて、田制のこととか、農商のこととか、家屋の事とか、婚禮の事とか云ふ問題を出して、其考證を生徒にかゝせ、始めて古今未曾有なる、一種の國學科を立て、了した幕府の時分、彼の和學講談所もあり、了したけれども、史料武家名目抄の類の編輯がおもでありまして、漸く慶應の末に、私共三四人國學者が出、して、幕府の旗本、御家人に、國典の講釋をして、聞かせる位なことであり、了した、又維新の始め、京都に皇學所と云ふが建ち、了したが、所謂古學が専らで、未だ古今の法制を講究するに至らずして廢せられ、又東京で、以前の昌平學校が、大學校となり、了して、國典の教習もあつたけれども、漢學者と合併で、昔し大學寮の、明經、紀傳、明法などいふ科目に據たもので、純粹の國學専門の學校ではありませなんだ、さて是れ迄は、國學の起つた由縁から致して、終に今日に至り、了した迄の事を、古典科開業の時、演説いたした中から、かゝり摘んで、お話しを致しました、これから本題の趣意にかゝりませう

維新の前までは、學問は先づ漢學に限ることの様であり、了した、故に第一諸人が、まづ其

方の研究に暇が無かつた、又幕府の時分には、天子様は、唯だ神様のやうに思つたばかりで、其根源を知らうと思ふ人も少く、又歴代の制度、風俗などは、一般の人の知らぬからとて、さまで必要を感ずることは有りません、それ故に國學と云ふものは、少し物ずきでするか、歌を詠んで、風流に遊ぶ事としか、人が思ひませんでした、私は、ドウ云ふものか、若い時分から、大寶令などが好きで、讀んで居ると、朋友などが、お前はソナ物を見て、ドウする氣か、詰らぬではないか、と云ふ程であり、了したから、維新前までは、令義解といふ書名を知つた人も少ないくらいで、有つた、左様な時勢故に、皇朝史略は、早く刊行したもので、有つたけれども、心ある人の外は、一向見る者がすくなかつた、同じ漢文で書いたものでも、日本外史は、源平の亂から、承久の亂、降て、元弘建武の亂より、應仁以來、元龜、天正わたりの事が専らで、事柄や、議論が面白いとか、又は文章の手本になるとか言つて、おもに漢學書生が取りはやしました、今に至るまで廢らぬも、此故でありませう、

さて維新以來は、小學校からして、我國の歴史を讀ませることになつたから、子供の中から、御歴代の尊號と、事實との大方を知る様になり、又追々中學校以下、教科書の料に、諸方の人が、略史を編纂にもなり、此兩三年は、別して己れの國の事を、知らねばならぬといふ人氣になつた様に思はれます、それに付ては、如何なる書を讀み、如何なる學びかたをしたら、

我が國の古事が知れやうと、諸人の思ふことが、自然一つの問題の様になりました、其れに就て、私が思ひますには、現今の若い人は、學ぶべき課業が種々ありましますから、逆も古書に就て、深く研究する譯には、參るまいから、これは國學者の中で、要件を省かず、蕪雜に傾かず、出所確實なる、良い歴史を、新に作り出して、其人達の爲めにしたら、宜しからうと思ひます、

その良い歴史を作るに就ては、第一に着眼して、將來不易の基本と定むべきは、國體のことと思ひます、其國體とは、天壤無窮の神勅に違はず、宇内並びなき、皇室の尊嚴の本を知り、建國の大體を知り、我が國は、天孫降臨よりして、君臣の分自ら定まり、外國の如く、人民あつて後、君主を定めたるとは、霄壤の違ひあることを、よく明らめて、筆を下さずばなりません、次に、歴代の事實制度の變遷を辨へて、我が國人が、元來固有して居る、徳義の氣概から始めて、風俗情態をよく取調べ、今日の時勢では、西洋の社會學や、天理自然の原則にも考へ合せ、筆を下したならば、完全の書が出来やうと思ひます、併しこれでは、至ておろくろくな様だが、時勢に合はねば見る人もなく、學ぶ人もありませぬから、同志の人には、かゝり見せるなら、格別、廣く世間へ押出さうと思は、かうせずばなりません、

右の譯故に、國體を基とする外は、從來の古學者の仕方とは、よほど違つた事になりませ

う、但しさう言うたからとて、神代の事などは、措て論せぬといふ譯ではありませぬ、第一國體の事からして、敬神の風俗、現行はれて居る、大嘗、新嘗、大祓の官祭、并に官職、文藝、服食、器用、音樂、詠歌の起原まで、その本を神代に取る事が、多分あります、たゞ古學者と異なる所は、高天、原、黄泉、國、神の御名などのことは、深く穿察せず、たゞ我國の古へに、かう言ひ傳へ、かう書いてゐたと述べたばかりで、其説明は、あまり言はず、つもりであります、それならば、貴様は、神は信仰せぬかと云ふ人もありませうが、私は、元來、神は信心の方であります、其信心を、學術に混せぬのであります、それ故に、高天原や、黄泉國の事は、神道の教師に任かせて置くつもりです、但し我國の神といふものゝ性質は、一體佛とは違つて、教法にするものではないと思ひます、何せならば、釋迦や、耶穌のやうに、神道の教祖といふものも無く、一切經や、バイブルの様な、經文めいた物もない、たゞ我國の古へ、上下一般に、敬神の風厚く、自然それが御政事の基ともなりましたから、言は、古代からの、結構な風俗とも云ふべきものである、其古事記や、神代卷に、奇怪の事の書いてあるは、我國に限らず、外國の歴史とでも、太古の事は、皆そんなものである、併しながら、事が幽冥に涉つて、古今の人民が、佛と同様に、神を信仰し、現今は、佛道と相並んで、教導の管長もそれゝあり、非儀にも、携はりますから、今にしては、純然たる宗教の一部分であらざるに依て、神の

事の穿索は、總て其方にて、其道を明らめ諸人の信仰を厚くさせた方が宜しからうと思はれます。

さて右に申す如く、博識の學者が、數年かゝつたなら、結構な歴史が出来ませうが、それでもまだ、身体に譬へれば、皮膚の様なもので、骨髓までは至らず、所謂堂に昇るのみで、未だ室に入る者とは参りませぬ、これは外の學門を専らにする人に、讀ませ様とてすること、有ありませうから、さもあるべき譯である、それ故に、將來國學専門有志の人は、やはり古書から讀で行かねば、本統の事は出来ませぬから、古學もし、歴代の故實法律にも涉り、言語の學問も、しませんければなりませぬが、たゞ是迄の國學者の様に、古學なり、語學なりに、固まつて仕舞はない様にしたいものであります、但しそれも、人々の性質に依て、是非そればかりを仕途たいと思ふならば、其れは又其道が、一段精しくなるのだから、御勝手次第で、今私が申すのは、これから普通の國學者を、任立ることでありませう、そこで當今の時勢であるから、普通の洋學もしなければ、切角國學を學び得ても、世に不通用なものにならうかと思はれます、又漢學も、文字の義理を解する位までは、學ばねばなるまいと思ふのは、修身の道を明らめるのみならず、我國の古書は、漢字で書いた物が多い故であります、さて斯う申すと、國學者に成るのは、エッセイ業が多くて、六ッ筒敷い物のやうに思ひ

ませうが、是れからは、何學者に成ても、専門、不専門、表裏の差がある迄の事で、何れも和漢洋の三學を、一通り心得ねば、時世の用をなすまいかと思ひます、まかし時の用に立たぬでも宜い、たゞ自身一己の物ずき、楽しみにすることは出来ませぬから、其中で、當今の必要でないと思込んだ處は、先づ一と涉りにして置て、入用の時に穿索しても、宜しからうと思ひます、

従來國學者は、かく申す私を始め、洋學をせぬ人が多分でありませう、又洋學者の内には、國典を讀む人もありませうが、先づは粗漏の方かと思はれる、それ故に、開化史や、人名字書、又は言詞の字書が、段々出来ても、國學者が見ては、かうでもあるまい、これでは事足らぬ様だと思ふことが、往々ありますから、是れからは、和洋學者、互ひに合躰して、事業を始めたら、ドゥであらうと思ひます、さうしたら、文典語彙の類の、文學の書も誤りなく、完全のものが出来やうと思はれます、

さて、維新の前は、勿論、現今とても、國學と云ふものは、漢學や洋學から見ると、至て平易なもの、さのみ骨を折る程の物でない、と思て居る人が多分ある様ですが、それは大遠ひであります、洋學のことは知りませぬから、漢學のことに就いて云は、何事をするにも、考へ合せの書物が、澤山ありますから、材料に事は欠きませぬ、我國の古へを學ぶには、古書

が乏しいから、さうは参りませぬ、但し古學先生の著述が、追々出來し、又和學所の史料、水戸の大日本史などの類、古書を穿索する便りが出來ましたから、今では古代の事の取調べをする方が、まづは骨折の少いやうになりました、が武家になつてからの世の取調べが、至て困難で、政事風俗の精しい事が、誠に分りませぬ、應仁以後、豪傑割據の世になつては、猶更のことで、その時分の取調の種となるのは、寫本の記録類、諸家にある古文書の類であり、ますが、其記類や、古文書が讀みにくい上に、讀めても譯が分らぬことが多い、併し修史局に於て、史料は出來し、近々本史の編輯も、出來するといふことで、有りますから、うれし、後鑑野史など云ふ類の、書物とを以て、その時代の古書を穿索する便りとしたら、随分武家の世の制度通、風俗通の類を拵へる作者が、出來やうと思ひます、前に申したる如く、國學に、事實と言語との大別は、われど、事實家や、言語の活用、テニヲハ、語格の二と通りを知らねばならず、言語家も、事實の大要を知らねば、不便なことが多いでありませう、それ故に、國學家となれば、唯だ表と表との差ひがあるばかりで、ドチらも兼なければやませぬ、但し言語文格の筋を學ぶには、ただ其學問をしただばかりでは、用をなさせぬ、必ず歌を詠み、歌を作りませせば、文格の實際に合ふ具合が分りませぬ、謂はゞ形ばかり知ても、劍術は遣はれぬ道理であります、それ故に、巧拙は兎も角も、歌を詠

み、文章を作らねばならず、又當時流行の漢字交りの文を書けばとて、ギクシヤクして、流暢には行かず、ことによると、意の通はらぬ事があり、或は假名遣ひ、テニヲハの違つてゐるのも、雅文から修行して行けば、さうでないものである、但し今の通行文を書くには、強ちに國學者に成つて、雅文から書かないでも、源氏物語、盛衰記、太平記の類の古書を伺ひ、假令八犬傳たりとも、漢字に假字を交へて書いた物をよく見れば、自然流暢に文が書かれてくる、其上にて假名遣、テニヲハ、語學の書を見て注意すれば、立派な文となりませう、但し文は意を達するまで、宜い、そんな事には構はない、と云ふ人があつたらば、それは論の外であります、

右の外に申さうと思つた事が、まだ有る様ですが、今急に考へ出されませぬから、又他日お話し申しませう、さて前件に申したことを更に掻い摘んで置は、是れから世間一般の人に、我が國の古事を明らめさせやうと思ふ先生は、國體の事を基にたて、良い歴史を作つて發行し、又國語を専門にしやうと思ふ先生は、是迄の風に泥まらず、洋學者とも相談し、事實言語の二つとも、自然世の實用になるやうにと、心懸けねばならぬ、さうないと、外國人の内で、よく我が國の事に通じたものが出來て、先へ鞭を當られる様なことがあつては、不都合のことと思ひます、

近年發行する大八洲學會の雜誌を見ても、現今諸縣で國學を心懸ける人は、まだ大かた古學者か、歌文章家である、それらの人が、此演説を聞いたら、國學の教授博士とも謂はれる人が、漫に人種論を説いたり、高天原を外國だなど、いふ、洋學者と合體せいと云ふは、甚だ以て如何しいこと、或は物議があるかも知れませぬが、それは虚心平氣になつて、段々世の變遷の様をよく心得たらば、得心するでありませう、私とても、古學の門流から出たもので、今日この通り口を利くのも、前にいふ四大人の恩澤を蒙て居る故と思ひますから、決して古學者を、迂遠だの何のど、悪口を言ふ譯ではありませぬ、但し其四大人の時分には、世間で、神代の事も、間違ひだらけに説きなし、漢學にばかり心酔して居る人があつたから、其弊を矯め直さうとて、あの通りの業を起されたが、若し明治の今日に出られましたなら、必ず當今の時勢に従て、ア、ばかりでも有るまいと思はれます、さて大分長話しになりましたから、こゝらで止めませうが、今日のお話しは、最初申す通り、將來國學の爲めには、かうまた宜しからうと思ふ、私言を述ぶるまで、ありませうから、若し諸君の御參考にもなつたらば、尙ほ一層よい御工風が出来るやうにと、ひたすら希望いたします。

國文國語の説其一 廿七年 八月稿

本日は、文部大臣より、國語の事に付、演説を、御囑ありたるにより、計らず諸君に見ゆる幸ひを得、且平日蓄ふる持論を述べて、諸君に質すべき便を得たるは、甚歡喜する所なり、但此に述べる所は、全く老生の一家言なれば、若し御不審の塵あらば、後に問ひ給へかし、當今官立中學校、師範學校以上に行る、國語科の教授法を聞けば、文法を授け、古文を講じ、作文を點削するに外ならざれば、先づ此三つに據て、教員は教へ、生徒は習ふべき心得の、大意を述ぶべし、但本日は、作文の事を專とせり、元來わが國の文法は、古人の言詞の正かりしより起り、文字を用ひて書記する世に至りて、おのづから法則となりたるものなれば、必ずしも雅文を作るに限らず、今日の通行文を作ればとて、まづ其正則に依らざれば、日本人の文とはいひ難し、これ此科に於て、文法を授くる所以なるを、よく辨へさせし、さてわが國の文章の、言詞より起れる由縁は、他日別に云ふべし、古文を講ずるに、つきては、前にいふ古代よりの文法の、現今習學せる物語の類の假字文に類れて、應用せる微證を講明するにあらずば、いかで其正確を知るべき、又現今の通行文を、通暢に書し、文法にも協ふべき事業をも、此によりて辨ふべき事を心得させし、

作文を教ふる状態は、中古以來の體に倣ひたる文と、今是を擬古文といふ、從來國學者の専ら文章と稱し、他よりは和文、又雅文など稱する者、今日平常敘事議論に用ふる、所謂漢字交りの文、今是を通行文といふ、とをきはやかに分別したいといへば、十分の内、通行文は八分、擬古文は二分位の割合を程度として、諸生に書しめ、點削を施してはいかに、かくいふ故は、元來作文の旨趣は、各自の思想を吐露し、事物情態を記述するを以て、社會の概要とすれば、其樞要なる通行文を多く書しめて、練磨さする目的なり、かくいふは、所謂擬古文なる者は、今の世に、是をもて日用常行と云難きによれり、されば文は、時世に従て變ずるものなり、故に純然たる古雅の古文を、今日に用ひんとするは、たとへば夏の暑きに小袖を重ね、冬の寒さに帷子着たらんが如しと、友人林蕪臣はいへり、故にたとへよく古文の體を學び得るも、今にしては、學藝の美術たる事、よく漢文を書くに等しかるべし、然れども、此古文體は、氣發もあり、餘韻もありて、通行文には書き取れぬ事をも、上手の文には能くする者なれば、序跋などの、高尚に議論を述ぶる筋は、勿論にて、記事文にも、婉曲に書く事は、雅文に限ると思へば、雅文有志の人は、能く研究して、將來も上手多く有たきもの也、かつ通行文の稽古にも、先づ是より入らざれば、文法に違はず、流暢に書き難き事前にいへるがごとし、されば古文を學ぶは、今日の文を書くべき階梯なりと思ふべし、現今國

文の科目に、竹取物語、土佐日記、徒然草等の書あるは、此の故なり、かくの如くなれば、國文教習は、ひとわたり古典を心得、物語等を辨じ、雅文をのみ書て、事足れりと思ふ可らず、かくの如くならば、從來國學者の行ひ居たる學業に、いくらも増らざるべし、當今の時勢、いかでかく、古文研究のみにて止むべきや、即ちこれを、日常通行の文に應用し、國內の人民、悉く行文の發達を得て、おのづから其文體の一に定まるべき方法を考ふるを以て、教員たるもの、務とすべきか、然らずして、たゞ、考古の業にのみ過ざる時は、終ひには、現今の世態に、適せざる學科となりて、世人の無用視するに至るべし、維新前までは、學問といへば、大かた漢學にて、それも、農工商の三民は、無學なりとも、家業さへ出精すればよし、といふ世の中なりければ、幕府よりの達書、觸書、其他の文も、大かた彼の候文にて通じたりき、然るに、明治の御代となりては、卑俗を去りて、雅正に就くべき時態となりしかば、候文の如き卑俗の文は、行ふべくもあらず、然りとて、古への如く、漢文を以て、詔勅命令を下すべからざるにより、法律命令其他の公文は、漢文直譯の如き體をもて施されしが、おのづから一般の通行文とて、諸家の著述、洋文直譯の如きを除き、新聞雜誌の類に至るまで、大かた此體ならざるは、少し、此所謂漢字交りの文は、全く現今の普通文にして、此後とて、一般の文は、かくの如くなるべしと想像せり、古へとて、和

漢交雜の文専ら行はれし事は別に云ふべし然れどもかくの如くにして多くの年序を
 経る時は和ともつかず漢ともつかざる一種異様の流風となりかつ新らしき漢字年を
 追て増加し文體益々借屈となりて各自の思想を通すべき便りを失ひ外國人にも不便
 の國文なりと思はるゝまゝに其國をも輕視せらるゝが如くならばいかにくちをし
 ぢらずやこれ學校に國文の科を設けて文明社會に行はるべき今體の文を定めんとする
 由縁ならんと思はる

或は漢文直譯體たりとも猶我國の言詞をもて書つらぬるものなれば意味さへよく通
 じたらば其多きに從ふも何の不可あらんといふ人もあれど元來言詞は此方の語と語
 格の違ひありその一二をいはい不得爲といふ漢語は此方の詞にてはえせずと言ひ冀
 望する所なりといふ類もたい望むなりといひて所といふ事はいはず此類の事を搜索
 せば多くあるべし又近來の人のつけたる漢籍の訓には自他と過去現在とを過ちたる
 類は常なりされば漢籍をも成るべくわが國語の格に讀みたきものなり但しこれは專
 ら語學科の教員の事業に係れる事なれば別にいふべし然らざれば到底假り物のため
 に我が國の固有を失はんと思ふ係念あり併しかくいふは己が僻見なりや計り難けれ
 ど文章は一國の體面にも拘かるが故に將來何とぞ日本の性質を失ふ事なからしめん

とての赤心ばかりの起れる言なり
 然らば漸を追ひて漢文を廢し我が古文に復すべきやと云ふ人もあるべし予が管見は
 然らず漢語の行はるゝ事既に千數百年の古に及びもとより我國日常の言詞となれ
 るもの夥しその上今はよるづの事簡便を尙ふ世習となりしかば言語とても漢語の言
 少なるに移り行く流風なれば近日何を經るといふを經伺とたいちに字音をもていひ
 ますが如し今の世に文部省をよみのつかさといひ學長をまなびのをさなど云ふべく
 もおらず然れば年久しく遣ひ馴れたる漢語は文中に多く加へたりとてさして耳だの
 べからずたい新奇なる漢語を用ひ漢文の體を其まゝ用ひたらんと思ふが如きは改削
 あるべき事教員の任たるべし然かして成るべくは平易なる此方の通行文に改むべか
 らんを望む但し世人に耳遠き古言は用ふべからざる方なるべし

言文一致體は今の世に望む人多けれど急に行はるべからずされど右に云ふが如き教
 員の心得にて成るべく借屈なる漢語を避けて文となさばやゝその方針に向ふべきか
 然れども現今の姿にてはいまだ言と文と其相近からざるは新聞雜誌の文と速記録の
 文との違ひをみて知るべしされば言文一致とせんは先づ各自の詞を正しくかつ詞
 の用法を注意するにあらざれば能はざる事と思へりこれは少し枝道の談なれど通行

文を論ずるもなみに云ふ、右の如く論じ来れば、通行文とすべき撰範の書は、何を用ひて然るべきか、又漢文直譯と、擬古文とを避けたる程度は、どれ程と云る如き問題、必ず起るべし、近來世間の人も、稍々之に、着目する者多く、關根氏の國文教科書、橋本氏の國文讀本、石田氏の普通文作法の類、徳川の世の平易なる漢字交り文を集めたるが、續々世に順れたれば、早くは明治十五年、古典講習科設立の際し、予が著はせる、日用文鑑あり、又上に擧たる書の外にも、神皇正統記、太平記、盛衰記の類の古文をも、折衷し撰範とせば、思ひなれば、過ぎぬべし、その程度の如きは、右の類の撰範文を熟讀し、よく精考せば、おのづからに覺り得らるべし、こは獨得の發明に係るものなれば、今此講師諸君たりとも、正しく指しては究め難かるべし、かゝれば此改良は、漸を追て行はるゝ、大事業なりといへども、各府縣の教員同心協力して、此方針に向ひて教育を施さば、數年の後必ず目的を達するに至る事ならんと思はるゝ、世に候文といふ體ありて、鎌倉時代の少し前より始り、足利徳川の世盛に行はれたれども、世俗より起りたる卑俗の言詞なれば、今の文明社會に用ふべくもあらず、然れども、今猶世間に此體の存するは、書簡文なり、此書簡の一體は、古へ漢文の尺牘より、變革し來れる者にて、昔男子は一般に、漢文體に物かく世なりし時も、漢文に通せざる人多かりしに

より、おのづから漢文の中に、御座候、不可有之、承知致候など、わが言詞を交へたる文となりて、まかも顛倒して讀むべく作爲せるが、其のまゝ今の世までに行はれ來れるものなれば、書簡の候文は、成るべく省きて書すべく注意し、又顛倒の讀みも、これ有るべからずの如く、直言して、我が國さまにありたきなり、又女子の消息は、中古己來の言詞を用ひ、其體は古への雅文に近きものなれば、おのづから又一體なるを、維新後の、或ひは男子の書簡文と、同一にせんと企る人もあれど、いまたさも一定せず、老生などは、女子はおのづから女子の氣質ありて、消息文に順はるゝものなれば、やはり在來のまゝ、別にしたりとて、さして教授に差支ふる事もなからんと思へり、

かくの如くなれば、老生が今日の講演は、専ら作文に就て意見を述べるものにして、到底國語科に於て教習する作文は、當今日用常行に切要なる通用文にして、其通用文は、漢文直譯體に倣はず、又敢て雅文體をも用ひず、其中間に於て、平易雅馴を尙び、卑俗俚褻を避け、成るべくは、其文をみずとも、朗讀を聞くのみにて、其理義を覺らん事を冀望せり、然かし、其文體は、廣く國內一般の定義となりて、當今區々なる弊害を清掃せんと思ふにあり、今文部大臣の御演説を承るに、其御旨趣同じきが如し、然らば元來在野有志輩の、素志を懷きながら、徒らに仲吟するが如くならで、將來此の改良の方法、遍く行はるべし、其成事

の補佐となりて、成功を遂ぐべき嗚矢たるべき者は、此教員諸君を措て、其れ誰れにか望さん、冀くは國のため道のため、努力あらん事を、其文法及び古書講義の拙見の如きは、老生別に述べんと思へる條件あれば、餘り長談に涉れば、更に再席を期して陳述すべし。

國文國語の説其二 (同七)

過日の演説に、吾國の文章は、言詞より起れりとの一端を述べ置きたれば、本日は先づ其事より始め、文字を使用して、記載せる文章の成立、及中世片假名、平假名始りてよりの文章の後に漢字交りの文章と變革し、遂に今日に至りたるまでの、大略を陳述すべし、但し是等の事どもは、現今既に行はるゝ、數種の文學史に縷述し、又此程より、兩講師の講演にも云はれて、珍からざる事ならんが、老生も亦多年思考したる私言あれば、成るべく簡短に説き出で、諸君の參考に備へんとす。

上古の人の言詞に自ら三種の別あり、其は平日言ひかはせるは常語にして、思の止まざる時は、言語を長くし、曲節を附けて謠ふを歌と云へり、此他神に申し、事を祝し、故事を語る類の詞は、常語にあらず、又歌謠にあらず、例へば宮殿の壯重なる状を、底津岩根爾宮柱

大敷建氏、高天原爾千木高知氏と云ひ、又農民の耕作する状を、手肱爾水沫盡垂、向股爾泥畫寄氏と云ふが如き、對語を用ひ、又數多き事を云はんとては、百不足八十熊手、神の名にも、眞髮振奇稻田媛の類の如き、冠辭を遣ひたり、是れ皆事を述立つる時は、成るべく言詞に文を成して、聞く者に感起する主旨と見えたり、されば神代に、天照大御神の天岩屋に籠り給ひし時、諸神替るゝ戸前に參りて、出現し給はん事を懇請せし中に、天兒屋根命の申したる稱辭、殊に面白かりければ、日神聞しめして、頃日多くの懇請を聞きしが、未だ斯く言の麗しきはあらずとの給ひて、岩戸を細目に開きて、見をなはしたりと、日本紀に見ゆ、是れ取りも直さず、言詞の文章にあらずや、されば此詞の類を、上代に祝詞とも、壽詞とも云へり、祝詞とは、宣説言の意にて、神祭に附きて、其所由を陳べ、又は神徳を贊する類を云ふ、壽詞は、吉詞にて、神代以來の舊事を述べ、又は事物を贊美する類を云ふ、祝詞は、延喜式に、祝詞の卷ありて、人多く知りたれば、茲に文體を詳にせず、其最も古きは、古事記に、大己貴神の分靈を、出雲の杵築に鎮座せる時、櫛八玉神の申し、祝詞を擧げたるが、濫觴なるべく覺ゆ、壽詞は、古御即位、又は大嘗會の時、中臣氏の人又は語部なぞいふ世職の人の、神代以來の舊事を述べて、其儀を賀し奉りし者にして、數種ありけんを、今は僅に、中臣壽詞と稱する一篇を傳へたり、此は保元年中の大嘗會に奏したる詞を、時の左大臣藤

原頼長公の台記といふ日記に載せられたるものなり、本居氏の玉勝間卷一に全文を引けり、又往昔出雲國造の代替りの時、國造出京し、朝廷に於て祖先たる天穗日命の事跡より、大己貴命の出雲に鎮座せし次第、並に神寶を獻る事等を、心深く言詞麗しく云ひなせる舊辭を、神壽と云ひ、載て延喜式卷八に在り、又順宗、仁賢天皇の御年若くましまし、時難を避けんがため、播磨國なる忍海部造、細目の家の儘と爲りてましましける頃、其頃の風俗にて、新室とて、新に家を建たる時は、必ず懇親の人を招きて宴會し、座上の人、次第を以て歌舞するに由り、順宗天皇も、室壽の詞を誦し、且つ舞ひ給ひ、遂には皇胤たる由を顯し給へるが、殊に古雅にて、優美なる詞なるを、日本紀卷十五に、漢文を以て記されたるを、傍訓に據りて、古風に誦むべき事明なり、祝詞、壽詞の例、此外數多なれど、今は唯其二三を云へり、

詔と云ふは、元と天皇の御言を、衆人に宣り聞かする義なれば、古代の詔は、皆言詞の文を以て、傳へ來れるならん、然るに日本紀には、神武天皇より以來、歷朝の詔詞を、悉く漢文を以て記せり、是は日本紀を撰びし時、言詞にて傳へたる詔の意を、漢文に翻譯したるものと覺ゆ、故に其漢文の詔は、漢書三國志、晉書の類の成文を、裁斷して、綴合せたるものなる事は、紀の集解の類を見れば、能く知らるゝなり、是は斯くの如く撰述あらざれば、全書の體

裁の打合はざるより、止む事を得ざる所業ならん、是れを是に由りて、古言の詔文の傳の失せたるは惜むべし、此事は、既に本居氏の、歷朝詔詞解の首に云へり、斯くて、續日本紀には、漢文なるを詔勅と稱し、吾國に於て、言詞を以て、宣告ありたるを、宣命と稱し、二様に分ちて記されたるは、當時の史官の、注意せられしものと云ふべし、偕て、御即位、大嘗會、立后、立太子の時の、如き詔は、皆宣命にして、當日宣命使と云ふ役員、庭上に立て、群臣に詔聞かするなり、桓武天皇の皇子仲野親王は、奏壽宣命の道を能くせられ、音儀詞格、模範とするに足れり、當時の王公、其儀を識る者稀なれば、朝臣に勅して、親王の亭に就きて、其音調、曲節を受け習はしむと、三代實錄に見え、又古き書籍目錄に、宣命譜と云ふ物見えたるが、今は傳はらねど、譜と名づけたるをも、思ふに、其讀揚ぎや、音聲の巨細、長短、昂低、曲節などを、考ふるべしたる物ならん、是も本居氏の説なり、斯れば、言詞を以て、語繼ぎ言繼ぎけん世の遺風として、朝廷坏にて、廢しく讀まんとためには、殊に朗讀法の如きものも、傳はりたるなり、吾國の上古に、言詞を以て文とせし、大かたは斯くの如し、

崇神帝の朝に、任那國來朝し、其より以前に、新羅人の歸化したるもあれば、或は漢字漢文を傳へたらんも、計り難けれど、質朴の世とて、其を習はんと思へる、國人も無かりしならん、

我國の上古に、文字の有無の事は、古來より兩説に分れたり、おのれ思ふに、上古とて、石に彫り木に刻みたるが如き、各自心覺の符號の如きものは、必ず有りしならん、唯一般普く行はれし文字は、無かりしものと思はる、若し有りしならば、何を煩はしむべき文字を用ひんと思へばなり、但し平田篤胤の神字日文傳には、日文の字體を以て、神代より行はれしものと断定せれど、之を辨取せしものもあれば、其に従へり、是は、上古の國文に關する事なるに由り、聊か此に擧ぐ、
應神帝の時、百濟より阿直岐、王仁二人の博士と、論語千字文とを貢上せしに、皇太子菟道稚郎子、王仁を師として、諸典籍を學び給ひしが、吾國に於て此學の始なる事は、能く人の知れるが如し、當時王仁の教授し奉りし狀は、如何なりけん、今知る由なけれど、思ふに漢語の體用を、我國の言詞に翻譯し、傳倒して、良く其義を失はず、讀むべきさまに考へたるは、並々の伎倆にあらず、極て困難の事なりけん、先輩も論せり、斯くてより文字を使用して、我國の言事を記す事始り、應神帝の朝より、百年餘を過ぎて、履中天皇の朝には、諸國に史を置きて、言事を記さしめ、四方の志を達すと、日本紀に見えたるが、文字成文の始なり、斯れば漢學の創始以來、幾程もなく、文事進みぬるが如くなれど、古書を熟讀し、時態を考へれば、必ずしも然らず、應神帝以來、二百餘年間は、學問はさならなり、總ての文筆の業は、

外國より歸化したる人の裔孫にのみ打任せて、朝に仕ふる人より以下、一般の人民は、更に關係せざりしが如し、されば履中の朝、諸國に置かれたる史官どもは、彼百濟より來れる王仁の裔と、應神天皇の時、帶方高麗の地なり、より十七縣の黨類を率ゐて歸化せる阿智使主、後漢の靈帝の後と云へり、との裔にして、王仁の後は、河内に住み、阿智使主の後は、大和に住み、共に奕世業を繼ぎて、或は史官と爲り、或は博士と爲りて、其他蕃別の史等を管せり、故に敏達天皇の時、高麗よりの表疏を讀ましむるに、諸史解する事能はず、王辰爾〔百濟王の後〕獨り能く解釋す、依て諸史を呵責せり、又秦氏秦の始皇の後と云へり、の大蔵の出納簿記を掌り、王辰爾の船の賦を數へ録せるが如き、當時史官、及書算に關せる職に勤務せるは、皆外人の裔なるを思へし、斯く文筆の業は、外人に委して、我國人は勤め學ばんとせざりしは、抑も又故あり、我國上古の風俗は、上下共に世職にして、各其職業を氏として、官私の事業を爲し、之を子孫に傳へて、更に他業に轉ずる事なかりしかば、史部も其類にして、祖先より、其道に精しき、外國歸化の人の裔の、世業にはなれるなり、されば漢字傳來し、其を以て言事を記すべき世と爲りたれども、上流の人こそは、少しく關係もあらめ、中等以下の人は、却て口々に相傳へし、古風を以て便とし、煩はしく漢字を記慮して、言事を記さんとも思はざりしならん、猶ほ謂は、何れの國にても、上古は武を專として、

所謂漢文に勝てる状態なるが、我國にては、外國交通以後とても、久しく其風を改めざりしなり。履中天皇の時、史官の言事を記したる體裁は、いかなりけん、今知る由わらざれど、思ふに古事記の書體に類せるものならん、其は歌の詞のごとく、言詞のまゝを、みながら漢字に寫し出しては、殊の外に文の長くなれば、大かたは漢文の格に従ふものから、或は言詞の儘を存せざれば、文意を誤るべき恐ある所は、久良下那洲多陀用幣疏コトノハシ、古事記の文とやうに記せるものにして、其漢文も、成るべく邦語に訓みて、讀者に便ならしめしものなるべし、其は古事記よりも、撰著の時代古からんと思はるゝ上宮記カミミヤノキ、全書亡びたれど、釋日本紀十三に引きたる文あり、上宮法王帝説、群書類從傳部に収む、二書共に聖德太子の傳なり、などの文體を見て、然か思合はざるゝなり、此他今現存せざる、推古天皇十五年製造の、大和法隆寺金堂の釋迦藥師二像の光背に、彫刻したる銘文、又同所中宮寺と云へる尼寺に、推古天皇二十九年に製造せしと云へる、天壽國曼陀羅の繡帳の文、今は劍落して、僅に存すれど、全文は法王帝説にありと考ふるに、是れ亦全くの漢文にはあらず、されば漢文の盛に行れ初めたる、孝德天皇以前の文章は、皆斯る體にして、日本紀第一第二に引く所の神代の諸説を擧げたる一書、及び古く諸家にて、祖先よりの譜牒を記したる纂記サマシ、天武

天皇紀に見ゆユなど云ふ書は、皆此文體なりけんと思像す、

是よりは、我國人の作りたる、正しき漢文體の始を云ふべし、繼體天皇の時、百濟より五經の博士を貢り、欽明天皇の朝より、易博士、曆博士、醫博士等、皆交代して來朝し、畫師も亦來る、是れ朝紳の士、漸く學術に進み、從來の史部のみにては、不都合なる故なるべし、借て推古天皇の攝政たる厩戸皇子は、天文、地理、雜藝に通ずと紀に見えて、殊に文筆の業を好み給へり、故に十七條憲法、及佛經の疏等、自ら撰述ありし物、今に現在せり、是れ我國にて、正しく漢文の格を備へたる、文章の願れたる始なり、又太子行啓の時、建てたりと云へる、伊豫の道後の碑文あり、碑は今亡びたれど、文は釋日本紀に引きたる、伊豫の風土記に據りて知らる、但し太子の作なりや、否は詳ならず、少しく六朝風の文にて、七歩の才なき、唐土の故事を擧げたり、太子は佛法を起されたるのみならず、儒道に於ても、亦文學の祖とすべし、爾後貴顯の朝紳は、漢學を研鑽せし事、皇極天皇の時、中大兄皇子オホノノミ、天智天皇の中臣鎌足と共に、周孔の教を南淵先生ミナブチノシの所に學ぶと、紀に見えたるにて知るべし、南淵先生も、百濟人の裔なり、

孝德天皇の朝に、維新の政を行はれ、上代の風を改革し、制度を唐風に移されし事は、能く人の知る所なれば、茲に贅言せず、附ては、詔勅官符の公文も、國史律令も、麗しき漢文を以

て記す世となりたれば、上流の人は自ら漢籍を研究せずばあるべからず、因て言文二途に分るゝ勢とはなりぬ、但し京師の大學寮に入りて學業をするは、五位以上の子弟と、前に言ふ大和河内の史部の裔孫に限り、六位以下八位以上の子は、請願に依りて許さるゝ制なれば、學業下流に及ばず、故に奈良朝に造りたる碑銘墓誌の、今現存し、又は土中より顯れしを見るに、其文は純粹なる漢文少く、或は古事記體に書したるものあり、是は漢文を良くする者稀なれば、猶は從前行ひ來りたる、文體に據れるものと見ゆ、

漢字を使用してより以來、歌詞は多く漢字の音を以て、夜久毛多都の如く、必ず一字拾ひに記したるものなりしが、奈良の朝に至りては、正音略音のみならず、義訓戲書をさへ交へて、自在に歌を記す風になりぬるは、蓋し漢學行れて、假字法漸く活潑になれるなり、但し當時の人の歌は、大かた吟詠を專とし、後世の如く、常に書に筆して、人には見せざりし故に、萬葉集の如く、自在の假字を以て、歌を記したりしは、上流の人の所業にて、下等の人物は、唯謠吟せるのみにてありつらんと思はる、祝詞宣命に至りては、所知シカカ、是時爾の如く、少しく顛倒字を用ひて、之をはの類の接續詞は、傍に小書せり、之を世に宣命書と云ふ、

借て奈良の朝の末に片假字始り、平假字亦繼て起り、言事をさながら記すべき、便利法を

得たりと雖も、漢字を使用し來れる因習の久しきと、漢字ならざれば、物々しからざる情狀との二つ、深く人心に染著したるに由り、男子の漢學を能くする者、日常の記は、必ず漢文、往來の書は、尺牘體に筆し、その能くせざる者ども、猶從來の和漢交り文を以て、記録簡札の用を便し、表だちては、假字文を用ふるを耻ぢたるが如し、唯女子のみは、専ら此平假字、片假字を以て、平日の言事を記し、消息文にも亦然かせり、故に今に至りても、書札の體に、男女の別あるは、此故なり、畢竟男子は、和漢の語を混雜し、女子は、邦語のみを用ひて、文を爲し、之をに過ぎざるなり、

片假字、平假字の始は、奈良の朝に至り、漢字を盛に使用する世になりては、筆畫多く、之をして、急速の記事に苦める人多し、因て志ある學士輩の、或は楷書の偏旁を省き、或は草書體の草體に據りて、此便利の書法を爲せるものなり、故に古書に據りて考ふれば、之を兩假字共、必ず一定ならず、伴信友の假字本末、柳原芳野の文藝類纂に、種々の假字を載せたるを見るべし、又普通の說には、片假字は、五十連音圖と共に、吉備大臣製作し、平假字は、弘法大師、いろはの今様歌を作れる時の所爲なりと云へど、近來の學者種々の異説ありて、未だ一定せず、到底古は種々の體ありつるが、兩様とも、いつの頃よ之をか、大凡に定りしものを、今に傳へたりと心得べし、

今の京と爲りてよりは片假字平假字を用ひて男女とも内々に書かはしぬる消息文はさらなりはかなく書すさびつる假字文の必ず有りつらんを男子のは漢文の習氣に書くを常としたれば顯れず女子のは其文拙くて後世に傳ふるに足らず又は湮滅したるも多かるべし然るに竹取物語は物語の出来始と源氏にも云ひて延喜より以前に男子の記したるものなるべきを前に云へる事情をもて作者の名世に顯れずされど其文體の古雅にして漸く今様なるも交れるは祝詞宣命の體の一變したるものにやと覺ゆざるは山城の京と爲りてより奈良朝の言詞とはいたく變りて質を去りて華に趣けるは萬葉集と古今集との歌詞の變動あるに同じく文も亦必ず古體の改りたるが早く有りつらんと思はるれば我國の文章は古風以後も斷絶せし事は無かりしなり次に伊勢物語も作者詳ならざれど古文の轉變ならんと思ゆる所もあれば業平の卒去より多くの年を重ねざる程の撰にて是れ亦延喜以前の物なるべく思はる前に言ふ如くなれば世に紀貫之をもて假字文の始といへる人の多かるはいかにぞや彼紀氏は始て古今集序大井河行幸和歌序の如く漢文の格をしたに思ひて書出せる文の始を爲せりとこそ云ふべけれうちまかせて假字文を番始めたる人にはあらずされば彼土佐日記の伊勢竹取の文體に似かよひたるは漢文の格に據らず從前の體なるに

よるぞかし是より後假字文盛になりしかば今の世に傳へてもてはやすも多かる中に源氏物語枕草子の類はざる女學士の書けるものなれば抑揚頓挫照應波瀾など云ふべき文法多く宇津保物語大鏡の類は是等は男子の作りたるものなり稍古質の文に近く思はる借て此草紙物語の文は大凡當時上等社會の人の言詞に據りて作爲せるものと見ゆれど文の上にては又自然の體あるものなれば全く言文一致にはあらざるべし又今昔物語は紫式部の時代より僅か四五十年後れたる述作なれど文體のいたく違ひたるは諸人の談話の儘を文に綴りたる雜記なれば強て巧を用ひず且つは男子の書きたる口氣の自ら顯れたるが如し作者宇治大納言隆國卿此頃と爲りては男子も隨筆雜記の類は斯る類に書きしものと見ゆ

武家執政の世となりて鎌倉時代には古今著聞集十訓抄の類今昔物語に近き文體盛行れたるが未だ當時の詞とは全く離隔せざるものと見えて候といふ言詞の文と爲りしが多し是は古く侍ると云ふ詞の轉じたるものにて共に敬語なれば上に立つ人に向ひて云ふ時の詞にて源氏の頃は「さう侍る」かう侍ると云ひしが後には何々候と用ひて手簡文や謡曲や能の狂言などにうるさきまで見えて遂に徳川時代まで上下に通じたる俗間通行の文詞とはなりたり又軍記も古く將門記などは大かた漢文の格なりしが此

時代と爲りて、源平盛衰記、保元平治物語の類は、今昔物語、著聞集の文詞の一變したるものながら、あつばに入る、「やをれ」、「ものものしや」、「をめぐ」、「やにはに」、「せつさかまな」など云ふ詞は、古くは見えず、全く此頃よりの文に顯れたるものなれば、恐らくは當時東西諸國の武士の多く京師に入込みたれば、其國語の交りしものによ、又今日に使用する漢語も、多くは、此時代の文の盛衰記、貞永式目の類に見えたるが如く、源氏物語、枕草子の頃より、既に少しく漢語の交りたるは、當時通行の詞に據れるものなるべし、試に其一二を言はば、意趣、虚言、安穩、推量、神妙、不足、殊勝、最負、扶持、催促、理不盡、過分、口論、惡口、露顯、知行、斟酌、猶豫、停止、喧嘩などの類なり、此他家記類を搜索せば、多くあるべし、是等の詞は、其時代前より、漸を以て使ひ慣れたるものと思はる。

鎌倉時代にも、方丈記、十六夜日記、徒然草の類は、猶ほ未だ往昔の草子物語の文體にして、少しく時世に由りてのかはりあるのみ、但し此頃と爲りては、歌詠む人のみ多く此體を用ひたるが如し、神皇正統記、北畠准后權談治要（一條禪園）の如きは、漢語も多けれど、古さなる所も交れり、

足利時代と爲りては、古さの文章と、扶桑拾葉集に載せたる類、當時の事跡を記せる軍記の類の文體とは、いたく異なる姿になりたれば、其古さなるを雅文、軍記體なるを俗

文と區別して稱する事と爲れり、吾我物語、義經記の類は、其中間の文なり、應仁大亂の己前よりして、靜ならざる時世なりければ、其雅文の作者も、上手少くして、劣りざまになり、軍記は卑俗に近くなりたれども、宗五大雙紙の類の記録文には、優美なる姿なるものあり、此頃の言語をもて、文に加へたるは、御伽草子の詞書、福富草子の類にて、徳川時代のくさ草紙の祖なり、職人盡歌合の盡詞、さては狂言記、能狂言の脚本也など、僅々に過ぎず、

徳川時代には、世治りて文運盛なりしかば、國學者も、東瀛、眞淵、宣長以來、其門流の人々に、文章を能くする者多く、中には古人にも耻ぢざるも交りたりき、其人々の文も、志させる方向に由り、師の遺傳に由りて、自ら體を異にせり、例せば、本居、大平、藤井、高尙の體は、古の祝詞宣命より、専ら中古の草子物語體に倣ひ、村田、春海、清水、濱臣の徒は、或は漢文の格をしたに思ひて、麗しく書きなせるが如し、又伴、信友、黒川、春村の類、考證家と呼ばれし人の故實の考勘、又事物の論議を記したるは、風流高雅の方ならざるも、其文流暢にして、意善く通れり、是等は從來、國學者の文章と稱するものにて、所謂雅文なり、

徳川の世には、政府よりの公文よりして、彼候文なりければ、一般の通行文も、書簡はさなり、多く此體を用ひたり、されど儒者を始め、假字の文筆に志ある者は、雅俗の中間に立ち、漢語を交へたる一體の文を書せり、新井、白石、貝原、篤信、熊澤、了介、室鳩、巢、柳澤、淇園の類

の作れるが其なり、専門者にあらざれば、語格には合はざるものあり、山本北山、太田錦城などは唯達意文に過ぎざれど、是れはた今人の漢文直譯體には遙に勝れり、又俗間に行れし虚實相半せる軍記、兒女子の懋む草紙の類は、また一體にして、或は通行の俗文を交へてにをはの語格にも據らざるが多し、

維新の後、専ら漢文直譯體の文のみ行れたる故は、卑俗を去りて、正雅を用ふべき文明の世と爲りたる際、政府の公文よりして、一般に假字交りの假字文通行と爲りしかば、之を書むには、諸人の從來讀馴れたる漢文の直譯體に據らざるべからず、されば維新已來俗を去りたるは、漢文體の雅になりたるものにして、前に云ふ古來の雅文、又近來の雅俗折衷文、白石等の文を云ふにもあらず、是れ過日の演説に述べたる如く、通行文の改良を諸教員に議る由縁なり、

案するに、我國の文章は、目にて見ると、耳にて聞くとの二様あり、古代の祝詞、宣命、及詠歌は、耳に聞きて、感情を起し、ものなるが、漢文専ら行れてよりは、目にて見る方を主とし、たれば、唯打聞くのみにては、義理通じ難し、されど古人の漢籍を讀むには、成るべく此邦の語に讀みて、假令傍ら聽居りたりとも、文義の分るべきやう注意したるが如し、其は詩經の古本に、爾々どやはらげる、唯鳩のみさとは、河の洲に在り、窈窕とたをやかなる、淑女

のをとめは、君子うまひとの、好述よきたぐひなりと訓ある如く、昔の博士は勿論、徳川時代の始、惺窩羅山とても、斯く訓みたるものなるが、後世に至りては、文義は別に講釋あるが故に、訓は簡短に約めて、學生の覚え易きを主とし、且つ學匠の臆見を加へて、語格にも據らず、漫に訓を施したるに由り、此方の言語とは、聞えざる、片言と爲れり、此事は、既に天保中、日尾荆山と云ふ儒者の論辨して、訓點復古と云ふ書を刊行せり、又古へ訓讀を専らとしたる證を、猶は言は、今昔物語に、昔昔公の御作の、東行西行雲夢々、二月三日日通々と云ふ詩を、北野の神前にて吟じて、通夜したる夢に、氣高き人願れて、其詩句は、とさまに行きかうさまに行きて、雲はるばる、ささらぎやよひ日うらうらと讀むべしと教へたる事を載せ、また唐の張文成か作れる、遊仙窟と云ふ小説めきたる文章の、嗟哉天皇の頃、大に流行したれば、天皇紀傳道の儒士を召して、其讀を受けんと思しめしたれど、誰もよく讀む者なし、茲に伊時と云ふ學士、潔齋する事七日、木島の社に詣り、社の傍に端坐せる老翁に就きて、全篇の訓を得たる由、刊本の尾に載せたり、此書の訓も、斜眼とにらみ、頻々としばしばの類なり、是等は夢に託し、神に託したるものならんも、計り難けれど、往昔訓を重んじたる事跡を擧げて、見るを尙びたる世にも、猶は耳の用を便としたるは、我古風の遺りなるを語らんとす、

然るに片假字、平假字の用始りてより、貴女淑媛のつれづれの懋みにもとて、物語と云ふ小説體の文の起れるは、又耳にて聞く方なり、物語と云ふ名も、古へ語部カゴロの民の古事を語りたるに由るなり、されば世に云ふ雅文、又其一變したる盛衰記、太平記の文とても、猶ほ人に讀ませて聞くを専としたるもの、如し、古へ太平記讀みと云ふ職業者ありき、偕て徳川の世の文は、一般に見る方なれど、此時代には、無學者多かりければ、下等社會には、軍記小説の文を聞くは、講談落語を聴くと、ひとしなみに思へるものありたりき、偕て明治の御代は、文明になりて、數多き諸家の著述、雜誌、新聞の類は、熟視すべき文ならむ事、云ふも、更なれど、大小の學校にて、教員の教授のさまは、大かた口授にして、政談學術の演説には、登壇の辨士、其法に依りて、辭氣を競へる世の中なれば、又明聽を専とせずばあるべからず、されど其口授演説も、或は速記の文と爲れば、其趣に列せざる者は、又熟視の用あり、然れば今の世には、視聽共に、學生勉勵の用と爲れりと云ふべし、依りて願くは、古漢文の盛なりし頃も、其訓は成るべく邦語を用ひて、傍聽に便ならしめたるが如く、例へば今の世に、祝詞廣告の類を作ればとても、朗讀を開きて、直に其義を解するやう、平易流暢にあらまほし、口授及演説は、全く言文一致なれば、先づ能く其語言を整へ、借屈難澁にして、耳遠き詞を避け、且つ漫なる詞遣を慎みて、注意を加へんは、是れ當今教員の務なるべしと

思はる、

上古通行の文字無かりしかば、漢字漢文を使用して、文筆に便したりし世とても、猶ほ久良下那須ラゲナの如き、邦語を文中に挿入したり、中古假字文始りて、漸く言事を直に寫出すべき便を得たりと雖も、既に漢學因習の久しきに及び、平常の語に、稍漢語を交へたれば、鎌倉時代に至りては、遂に漢語交りの文と爲りて、雅俗の文體を分つに至れり、然れば和漢の語を交雜して、文を爲せること、其の始最も古し、たゞ維新前までは、大かた假字文の眞體を失はざりしに、近日なるは、豈に其れ然らんや、の類、直譯體に近くなりぬる異あるのみ、古書講義に便せられたり、國文の沿革を述べたれど、一朝に盡しかたし、今は先づ此にて止むべし、

國文國語の説其三 (同上)

本日は當今語學、又は文典と稱するもの、起原沿革の大略を述べて、國語科中、最も講習の必要なる由縁を辨じ、又其に附きては、近日思寄りたる拙見までを述べし、上古の人の吾國は、言靈の幸ふ國、言靈の祐くる國と、歌詠等に唱へたるは、前回にも述べたるが如

萬の事言詞を以て、傳承せる風習のみならず、音韵正しく備り、詞の格法能く調へる故なるべし、尤も都鄙尊卑に依りたる差別は、上古とても必ず有るべきなり、然れども中古に至るまで取分けて、其言靈たる所以を明述し、格法の定りを論ずる等の事なかりしは、上古以來變遷し來れりと雖も、未だ平常使用の言詞の外ならざれば、さしも其論述を要すべき限にあらざるに由りてならん、されど變遷年を累ね、使用せずして久しくなりぬる語もあれば、隨て語格にも關係なかるべからず、是に於て天曆の頃、梨壺の五人に命じて、萬葉集に傍訓を加ふる事業ありしに、當時既に明亮ならざる事の多かりきとあるは、經年上流の人、漢籍の學にのみ心を入れて、本朝の古言古語を講談する事は、絶て無かりし結果にやあるべき、されど延喜以來、幸に詠歌の道盛に行れて、歌集の勅撰成なりければ、堀河帝より此かた、藤原清輔(眞機抄其他の著あり)、藤原基俊(悅目抄の作者)、源俊賴(無名抄と著す)の輩、古言に志して、萬葉集をも研究し、各々撰述の書ありて、難語を闡明せり、中にも僧顯昭は博識なりしかば、著す所の袖中抄には、古言の解し難かりしを辨せしもの少からず、此人々は、後に云ふ歌學者の祖と謂ふべし、然れども、此等の人々は、只勝れたる歌を詠出でん便として、此舉ありしもの、如くにして、語格に關するてにをは、假名遣の事を言出でたるは、藤原俊成、其子定家等より始めり、

てにをは、元と上古以來の人の、言語に自らなる格法ありて、懸り結びを違へず、體用詞の斷續を誤たず、さまざまに活用する言詞を受けて用を爲す、てけり、らん、めり、に、を、かな、は、ど、どもの類を指す詞なるが、其大要を約めて、てにをはとはいへるなり、然れども、中古には、懸り結びまでの事にまで、係けてもいへば、てにはが合はぬの類なり、詠歌者流には、殊に緊要の事なりしなり、假名遣も、古代の人の言詞より起れり、現今使用の詞には、おと、いぬ、えゑ等の音の差別なけれど、古は必ず億計、弘計の如く、明に呼分けたるものにして、暫く御兄弟なる、古天皇の御名もて證せり、後世其呼法を失ひたるなり、然るを今も猶ほ、正しく古へさまに書くべき理由は、是れ由りて變遷を知り、古語の意をも辨すればなりけり、例へば、近江とは、ちかつおはらみと云ふ語の約りたるにて、京に近き湖の義なるを、斯く云ひて、遠江に對したり、今の世には、おらみと呼ぶとて、然か書做さば、本義遂に失はれて、尋ね難きに至るべきが如し、然れば是れは、た、中古詠歌者の、注意する事と爲れるなり、然るに延喜以來漸く、漢語も多く立交りて、假字遣は、古の呼法なる事をさへ知れる人なく、且つ我國の古書を、覽る者も少くなりければ、和名抄の頃までは、變動なかりし假字法も、追々頼れて、果ては諸人の心任に書くらんさまを、當時の歌の宗匠家として、諸人の

信從せる藤原定家の愛ふる餘り、河内前司親行と議りて、新に定めたる假字遣を世に定家假名遣と稱して、定家の子孫たる、二條冷泉の家に傳へしかば、歌咏むと云ふ程の人は、皆此假名遣に據りて、徳川の世までに及びたるを、古學者起りてより、其徒は古の假字遣を用ひて、暫くの間は、兩様行れしが、明治の後は、古假字を用ふる事に、自ら定れるが如し、斯くの如くにして、歌道の宗匠家に、假字遣てにをはの定を唱へしかば、もと歌咏むために設けたるものなれば、殊に語學など云ふべくもあらず、徳川時代に至り、其門流なる人々の中に、和歌童謡抄、てには大概抄、和歌八重垣の内の類に、僅に其大かたを記して、歌咏まん初學の者の、便としたりき、然るに寶永の頃、難波の僧契沖は、好て古言を研究し、萬葉集、紀記の歌、古今集以下の書を注釋せし餘暇を以て、和字正濫抄五卷を著し、古書に徴して、久しく絶えたる古の假字遣を再興せり、當時此書を難せし、和字通例書など云へる反對論者も有りつれど、固と正論なるに由り、東滿、眞淵等の古學者の勃興しぬると共に、又異論を唱ふる者もなくなりぬ。

明和六年、加茂眞淵、其師荷田東滿の遺説に基きて、語意考一卷を著し、五十音の次第に依りて、例へば、あは初言、いは體言、うは用言、えは合言、をは助言なりとの説を起し、加行以下も之に准へて知るべし、ゆかん、ゆき、ゆけ、ゆけの類に活ける例を示し、暫く行といふ詞を

以て例とせり、延言、約言、略言、轉通の説と、清濁を通はし云ふ例とを擧げたるは、我國語學の始を起せるものと謂ふべし、創始の事なれば、足らざる事と、僻事との交りたるは、さもあるべき事なり、案ずるに寶曆中、谷川士清の著せる日本紀通證の首にも、語意考に類せる圖を、少しく擧げたるを見れば、神道家に、早く端緒を起し、ものありしならん、是より十年許りを経て、安永八年に、本居宣長の詞の玉の緒成れり、前々なるてにをはの書に較ぶれば、こよなく精細なるものにて、其方法に一機軸を出し、古書を讀み、歌文書か人人の寶典と爲れり、其後二十年餘りたちて、寛政十二年に、又言語活用抄の著あり、鈴屋翁年譜に、門人田中道麻呂に示して、既に書しめ給へり、詞八衢のおや書といふべしと見ゆ、是は寫本にして、其家に傳へたり、其後七年過ぎて、文化三年に、宣長の子春庭の著せる、詞八衢世に出たり、始て言語に四種の活用ある事を發明し、其名稱を設け、古書に徴して例證を擧げたるが、永く動くまじき撰範と爲りぬ、又次で詞通路を著し、詞の自他に由りて、活用の變動する事を示せり、

宣長と同じ頃、京師に富士谷成章と云ふ人あり、北邊と號す、儒者皆川淇園の弟なり、是は古學より成立たずして、近體の二條、冷泉歌より入りしものなるが、古學をも折衷して、自ら又一家の歌學を爲せり、著述多かる中に、歌詞を挿頭裝、脚結カサシヨシヒキの三區に分ち、俚言に當て

、聞え易く辨解せし、三種の抄物あり、其中にわゆひ抄は、専らてにをはに係れるものなるが、卷首に、裝圖マシエと標して顯せるは、少しく活語めきたるものなり、又此後寛政五年に至り、小澤蘆庵の振分マシエあり、過去、現在、未來の事より、活語に及びたる説もあれど、是等其説固より委からず、將た違へる筋も多かれど、此時代に、言詞學の開くべき氣運として、又斯る書も出來たるを見るべし、

詞の八衢盛に行れ、諸人之を重んじ用ふる事、既に數年に及びて、若狹の小濱の僧義門イ、たく此學びに心を入れたりしかば、發明する事多く、山口栞、活語雜語、玉の絡繰イ分、其他數種の書を著して、此學漸く緻密になれり、且つ八衢の圖に據りて、將然言、連用言、截斷言、連體言、已然言、希求言などを云ふ名稱を作りたるは、此法師をもて嚆矢とすべく、又玉緒八衢二書の意を合併して、新に友鏡と云ふ圖を製し、其に據り活語指南の書を著して、初學に便を與へたる類、眞に此道の先進にして、當今文典の基を起し、ものと謂ふべし、

これのみならず、天保年中より、國學者と稱はるゝ者、稍、大家と爲れば、大かた此學びに心を傾け、各一家の著述あり、其は本居宣長門に、林國雄、言靈のしるべを著す、今の魏臣の祖父なり、石塚龍慶、詞の玉衣、鈴木朗、言語四種論、殿村常久、かたばみ草、又春庭門に、足代弘訓（詞八衢補翼あり、他流には野々口隆正、詞の正道、語格直言の類）中島廣足、詞の八衢補遺其

他、橋守部、助字本義一覽、萩原廣道（てには係辭辨物集、高世、辭格考抄本のみ、刊行したれど、其他の著書多くあるべし、今の高見の父なり、）權田直助、國文學柱、堀秀成、語學問答、其他多し（の類あり、又小澤蘆庵の門流なる海野幸典は、天言活用圖を著し、少しく異學と稱せられき、爰に擧げたる外、管見に及びざる學者、又著書等多かるべし、此の如く、維新の前より此學風を振りて、古昔歌文を研究せる人たちのしるべと爲れる者多かりけれど、大かた活語の學と稱へたる中に、獨り鶴峯戊申の著書を、語學新書と稱へたるは、當時目新しく覺えたり、）

五十進音圖を考究するは、語學に於て必要なる業にして、既に古、顯昭、仙覺の輩も、之に依りて古言を註せし事あり、されど取分きて此事を言へる書は、多くは管絃音義、群書類從に收む、文治元年著など云へる樂家の書に、僅に其説を見るのみ、降て應永年中に、明魏法師、藤原長親、難髮したるなり（の作れる、倭片假字反切義解あれど、其説いまだしき上に、何れもお、をの所屬を、既に違へたり、）天文本和名抄の首に載せたる音圖の事は、爰に言はず、
五十進音圖は、神代より傳へたりと云ひ、又吉備大臣の傳へたりと云ひ、又天臺眞言の學盛になりてより、其教のために設けたりとの説、長ければ、爰に辨明せず、
徳川時代と爲りては、契沖、東滿、眞淵以來、皆此五十音を以て、古言を解釋する便とせり、依

ては、村田春海の五十音辯誤、細井貞雄の五十音考の類殊に此事を記せるものあり、又谷川士清は、和訓栞の大綱の中に音韻の事を論じ、五音相通じて、活用を爲す事を言ひ、又平田篤胤の古史本辭經は、古語延約通略説、古言清濁説の類も交りたれど、主として五十音を解釋せるものなれば、一名を五十音義決とも言へりき、野々口隆正の著述目錄に、さきはふ國ふみ、全五百卷、五十音一音十卷のつもりにて、稿を起されたりとあれど、完結せしや否、其筋の人に尋ねべし。

音韻の學は、古言を解くに用ゐるのみならず、總ての古書に用ひたる、假字の義を辨じ、地名、又名氏を記載せる上にて、此學に通せざれば、解せざる事多し、然るは地名にては、相模をさがみ、讃岐をさぬきと訓むが如き、必ず音韻の轉じ用ふべき例に依りて、然か定め書きたるものにて、漫に爲すべしにあらざるは、本居翁の地名字音轉用例と云ふ書に明なり、又人の名氏に於ても、中臣の習宜をしはげ、宇合をうまかひと訓むも、音轉にて、先輩の説あり、されば從來、語學をする者、稍深遠の域に涉れば、音韻の學に分け入る輩あり、其は既に、義門法師は、男信ナノノブと云ふ書を著し、上野國の郷名なり、黒川春村は、音韻啓蒙と云へる數十卷の撰著あり、又文政中、太田全齋と云へる音韻家ありて、韻鏡の傍訓を考正し、漢吳音圖、同徴と云ふ書を著したるは、いたく國學者の音韻を考ふるに便りよき物なれば、

余が友木村正辭は、大學にて之を講明し、且つ同氏の著せる萬葉集字音辯證は、専ら此學に據りたり。

斯くの如く、中古以來、言詞の學に關りたる人たると、古書とを縷述し、且つ徳川時代と爲りて、活語學の起りたる本末を聞くに煩はしきまで、演説せるは、今の學校にて教習する國語の科は、維新以來、外國語の學に據りて、創造したるならんと、青年輩の想像しぬるも有るべきに由り、加茂眞淵已來、英邁の學者の心を盡し、書に筆して、此道を擴張したる事を示し、且つ上古より、此國の語法正しさは、更に他に求めたるにあらざれば、今日の文明世界に當り、益、講究して、國光とすべき真心よりの所業なり。

文典と稱する書の起りたるは、全く明治の御代よりの事なり、ざるは言詞集りて、文章顯るゝが故に、其法則無かるべからざる事を、時勢に據りて考へ、維新の始つた、田中、中根の兩氏、各、日本文典を著し、即ち學校に用ひたるが嚆矢なるべし、其後國學の諸氏も、從來にては、活語の法則は、歌咏み古書を考ふるに過ぎざりしを、更に今日の作文上に應用せんため、新に名詞ナゴト、代名詞トケゴト、動詞ウケゴト、助動詞タケゴト、形容詞ウケゴト、副詞ウケゴト、接續詞ウケゴトの類の稱を設けて、述作したりと雖も、名稱こそ新規なれ、其實は從來より備りたるを、敷衍詳細にしたるものなれば、埋もれたるを起したりとや云ふべからん、近日に至りては、某文典、某文法書と稱するもの、月

に日に世に顯るゝは、言靈の幸ふ國柄の漸く顯露するものなるべし。偕て其文法の講習に附きては、諸君に有益なる拙考をも述ぶべき儀なれど、元來老生は、別に年來専門として修學せる、古代法律の科あれば、語學文典に於ては、さして深くも進らず、故に大學にても、國語は物集教授の擔任に任せて、國文を教授しつゝある状態れば、唯語學文典の起源沿革を述べて、此科の原因を知らしめ、今日に飲くべからざる由を言へるのみなり、偕て爰に一言すべき事あり、此は旨趣高尚の事に涉り、今日の演題中之を談ずるは、不釣合の嫌なきにもあるまじけれど、事の序に打出で、諸君に質すべし、其は本居春庭翁の言に、今の世のなべての人のものいひ、鄙言（すぶりご）にも、詞の遣ひさまてにをばなと、自ら其定りありて、一つも違ふ事なく、詞意如何に共知らぬ人も、其云ひさまてにをばの定り、自ら能く辨へたれば、言をいひ分つに、聊も誤り違ふ事なしと、詞の通路に記されたるに由り、を言立る人もおれど、未だ此平常の語格を、書にいひ顯せる人なし、其は今の人の平常語に訛りあるを辨じ、諸國の方言をも、能く探り知りての上ならでは、爲し難き故にもあるべし、さばれ國語と云へる學科の名稱に對しては、今の平常語とても、能く其種類を整理して、一部の書と爲さば、外國人にも、甚だ便利を興ふべし、古來よりの國語學文典は、既に多くの書、多くの學者ある上は、更に其道を擴張して、斯る筋に志さんは如何に、また一つ

の望は、奈良の朝以前よりの古言、今の京以來歌文に用ふる詞、其後漢語を交へたる鎌倉足利の世の通行文、更に徳川時代と爲りて、遂に今日に使用せる平常語までの沿革を、一つ一つに考へわたして、詳に物に記しなば、語學文法上より、さては歴史學まで、係りたる學者の裨益最も多かるべく思はる、但し此二件は、大事業なれば、有力の人たりとも、漸を追ひて、成功を期すべしと思はるゝなり、斯く思寄りし拙見をば、前月大日本教育總會の席上にて、少しく其端を開きたりしを、本日此講壇を降るに臨み、更に此希望を述べて結末とす、

残る菊の香 二十三年十月稿

世をうしと思ひしみるには、あらねど、年老い物むづかしくて、市中のやどは、堪ふべくもあらず、さりとて、人げうとき山里なほ、又ゆきゝの便（たす）あしからんとて、都近（みやち）さかたはどりに移りて、年月をのどに過せる翁ありけり、冬は日わしの短けれど、農人（いとな）は、いとまある頃なれば、とひ来て、日なたばこりの翁が、かたらひがたきとなる事もあり、此翁、すぐれたる物識りには、あらねど、昔今の書をも、好みよむを、樂しみとすなれば、おのづから鳥な

乳牛院あり、典樂寮の管する所として、供御の生乳を奉れり、又諸國に、乳戸といふ民を置
て、これを絞らせ、其を煎じつめたるを蘇といふ、往昔は國々より、番次を以て献れり、か
れば上古は、其肉をも食ひし事は、天武天皇の御時、牛馬の肉を食ふを禁せられし詔ある
にて知るべし、これ此御代の頃、佛法盛になれる故にして、神官等も、漸く獸肉を穢とした
る也、此牛乳屠牛の一條は、近き頃、近藤芳樹翁の考へものにして、世に行はれし摺卷の説
に據れる也と言ふもやめず、いひすさびを程に、日の影は西山に傾くをみて、夜なべのわ
ぎに近づきぬ、説き残されしもあらば、又こそとて立つを止めもえあらず、時雨催す夕々
れの風寒う吹入るれど、猶庭のかたを見出して、

ふせいほのかきはに殘るしら菊のかばかりだにも世に匂はなん

閨の梅か香

一十五年稿

年たちかへる空ともいはず、けさよりみ雪の降しきりて、門の松竹のみどりも、やうも
れたるに、彼かたさどに殘る菊の香をかこちたる翁も、けふは埋火をのみ友にて、よるは
ことに、其かたはらさらず、寝ざめの手すさびに、灰がちなるをかきおこせば、たきものゝ

はのかをるに、

吹さゆる風にさめたる初夢のなごり、ゆかしき閨の梅が、なぞいひすて、朝食も
はてたるころ、年のはじめのよろこび申にとて、村の長だつ人をはじめ、四五人來にけり、
先つとしより租税の數をも減せられし上に、うちつゝきたる豊としにて、たのしき御代
にも逢ぬるかなど、うちかたらふはては、昔かたりになりて、翁が例のほこりかなる顔も
ちも、かたはらいたけれど、村長のいたう聞しみたるさまに、つゝしまれて、なりをしづめ
てきけば、さらにはしをあらためて、かたりけらく、むかしの王代には、人生れて六歳にな
れば、公より二段今世の二反四畝、則の田地を賜はり、女は三分の一を減す、あれば一段
當年ごとに稻百束、今升九石を穫たる中より、四束四把、今升の八升九を公へ納む、これを
田租といひ、その田を口分田といふ、其人身まかれ、公へ返進す、されば此大八州國の中
に、民の私田なし、口分田、位田、職田、公麻田、神田、寺田、其他公用に供ふる田を除き、餘れるを
乘田又公といふ、これは民に貸して作らしめ、其郷土に定りある估價によりて、租を納め
しむ、此を地子といふ、後稻の十分の二を輸さしむる由又男子は、廿一より、六十に至るを
正丁といひ、六十一より、六十五まで、殘疾へて目盲、耳聾、手足、久病、下疳、の病ある類、す
を次丁といひ、十七より、廿までを中男といふ、正丁には、絹布、まね、絲綿、まね、魚菜、まね、量を

定めて、其郷土に産するものを出さしむ、又副物あり、次丁は二人、中男は四人にて、正丁一人の分をさし出して濟む事なり、これを調といふ、所謂貢物なり、又正丁一人には、一ヶ年に十日づゝ、夫役を課せしむ、次丁は二人を以て、これを歲役といふ、若し役に由でざれば、其代に布二丈六尺を收めしむ、但郷土の所出に從ふ、これを庸布といふ、右の如く、民より收むるに、三種の差あるを、租調庸の法といふ、大化以來、唐土の制に倣ひて、行はせ給ひしものぞ、此外に雜徭又徭役といふ、必すしも布に限りず、これを庸布といふ、右の如く、民より收むるに、三種の差あるを、租調庸の法といふ、大化以來、唐土の制に倣ひて、行はせ給ひしものぞ、此外に雜徭又徭役といふ、とて、臨時に夫役を課することあれど、これは稀なる義にて、日數多き時たりとも、六十日に過ざるなり、すべて皇親親王、諸王、また八位以上の位ある、男子の十六以下、五位以上の子、三位以上の父祖兄弟、六十六以上の老人、廢疾、篤疾のかたは者、妻妾女など、すべての婦人、家人、奴婢などいひて、良民の使用となれる者、又僧尼等には、皆課役調庸、雜徭を免さるゝにより、戸籍に、不課と注す例なり、此外にも、不課の色あれど、さて田租は、大かた諸國とも、常は官倉に收めて、軍旅、また大營造の類の、非常の用とす、其官倉の中に、ことさらに不動倉と名づくるあり、此は右の非常に備ふる額穀にて、東のまゝ、穀ふいを收めて、常には開かず、以外の諸倉なるは、民に貸出して、利米を收め、これを山、また公廩と稱して、公用にも使用するなり、されば京師なる主稅寮の官人は、常に諸國の倉廩の數と、其收納、出用、出舉等の數とを、帳簿に依て、勘へ知るを職掌とす、但し京に近き諸國よ

りは、田租の穀を摺りて、直ちに京に送るを春米と稱せり、此は大炊寮にて炊きて、諸司の食料となり、又は諸公事の費用維給ともなせり、又供御料の米は、官田とて、別に畿内に置たるより調進す、されば古へは、朝廷の年中の費用に、錢貨を用ひ給ふ事は稀にして、大かた諸國の調物調物を、以て、用度に充られ、足らざる時は、布を以て交易して需用せらる、此を交易の御物と稱せり、故に諸國の調物は、年ごとの八月より、十二月まで、京師へ運びて、皆大藏省なる長倉へ納め入るなり、かくいたく國用に關る物なれば、諸國の國司より、年ごとの八月卅日までに、本年進るべき調物の數を計算して、上申するを計帳といふ、主計寮の官人、此帳によりて、用度過不足を勘勾せり、又皇居及び官舍、津橋、道路の營造修理等には、歲役雜徭の民を使役し、或は備賃を賜ひて、人民を和雇する事あり、中古王代の制、かくの如くなりしに、延暦より以來は、朝廷の貴紳に、封戸封戸とて、民戸の調庸を併せ賜はる事多く、延喜よりこなた、王政の衰へしよりは、莊園と名づけて、人民やうゝに田地を私し、外國の交通盛になりてより、彼國の錢貨を渡來し、此方にて、鑄錢開鑛の業行はれて、布帛の交易漸く薄らぎ、終に令條の制度は廢れて、世態一變せし末、保元平治の亂階より、武家にて政たすくる事になりぬる沿革は、一朝の晤談に盡しがたきにより、今はたゞ王朝のみさかりなりし世に、民より收納し、又使役せる大むねをばうち出なんどて、はからずも

ことながくなりたるに長だちたるかたぐいの外は、雜煮腹のねふけをや催し給ひぬらん、といふはしに、空もやうく晴わたられたれば、又こと所へとて、おのゝあがれつ、

學規私言 明治元年稿 廿二年訂正

大意

皇國に生れたる者は、先づ皇國の國體の善美なる原由と、歷朝の事實の主要と、言詞の妙用とを、古書に據て學問し、能く知り明らめん事こそ願はしけれ、古への人は、祖先よりの傳に依て、能く神代よりの國體を知り、紀傳道の家には、能く歷朝の事實典故を傳へて、失ふ事无かりしかば、學問と云へば、漢國なる周公孔子教を學ぶ名稱とのみ成來れるを、數百年の星霜を経て、古傳廢絶し、争亂の世の紛れに、典籍泯滅せしかば、神代以來の舊事に明らかならずして、國體の基本を知るに、由無く、歷朝の制度沿革を討要する人少くして、徒らに外邦の典籍にのみ精神を加へたりき、此に於て、百年前京師に荷田東麻呂と云へる人ありて、學校を設け、人材を育ひ、皇國の學を興さんと、幕府に建言せしかど、事成らずして止みぬ、然れど此より、岡部眞淵、本居宣長、平田篤胤の如き、篤學博達之士、次々に出世

して、此學漸く明かなり、維新の後、西洋學漸く盛にして、漢學の位地を代へたりと雖も、大學の古典講習科の如き設立も有て、皇國學専門の叢舎始て起り、稍く荷田氏の志を遂るに至れり、然れども此學多端にして、初學の徒、準的に惑ふ者多く、且本居平田以來、古學と稱して、神代以來上古の事のみを研究するか、或は作文、詠歌、草子物語の類のみを教授して、此を皇國の學と思誤れる者、少からざることを憂る餘り、私に學規を立て試ること左の如し、

第一 歴史學

皇國は天照大御神の御裔、天地と共に窮なく、寶祚を繼せ玉ひ、億兆の蒼生も其所出を原れば、悉神裔皇裔ならざるは無ければ、諸人歸化の裔孫も有れど、是れは天照朝より性氏にひきこし、古代より祖先を奉じ、報本を篤くせる、祭祀の道を以て、則治國の要務とす、且つ神代よりして、君臣の名分正しく、上下一和して、義を尚び武を重くせし事狀は、神より人に傳へ、人亦子孫に口傳せし古説の、萬國に比ひなく、能く傳りて有るにて知られ、其傳説を記したる書は、古事記、日本紀なり、然れば此二書を精しく學習し、善美なる御國體の基本を知り、尊皇愛國の大義を辨ふるを、歴史學の要義とす、然て上代の風俗を知らんには、古人の意を知るに如くは無し、其古意を知らんには、其時世の人の詠出たる歌を見るに

如くは無し、此れ真心より歌ひ出たる物なればなり、爰を以て岡部真淵は先づ力を萬葉集に用ゐて、古言を精覈し、然て古事記を始め、古書の旨を能く解し得たりき、然れば、歌集には有れど、記紀に繼て、此書を能々熟讀すべし、次ては古語拾遺、出雲風土記、新撰姓氏錄、延喜式の内なる祝詞神名帳などに涉るを、古學と云ふ、但し從來國學者と稱する者、概ね此學の範圍を出ずして、高天原黃泉國の穿鑿に力を費すあれば、世上にて、國學は巫祝の學なりと思ひ居る人多し、故に古學を研究して、歴史學の原とするとも、幽明を談じて、神徳を闡揚せんとするが如きは、神道の教師に譲りて可なるべし、

さて孝徳天皇改新より以來、歷朝の事實を能々考究して、治亂興廢の因て起る所を知り、人情風俗の變遷し來れる狀を具にし、此を當今の世の時勢に參考せんには、續日本紀よりして、日本後紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄等の、敕撰の五國史を精讀して、西土の制度を移し行はせ玉へる、歷世の狀を知り、次に扶桑略記、日本紀略、榮花物語、三鏡の類の雜史、古記、玉海、東鑑、大曆等の、摺紳家の記録、保元平治物語、盛衰記以下の軍記より、近世撰述の大日本史までを、總べて氣根に従て涉獵し、後世の情を知るべし、殊に武家執政の世の事狀を知らんには、東鑑以下、徳川の世に至るまで、武家の記録、古文書及び野史、後鑑の類を窺はざれば難かるべし、且神皇正統記、保建大記、讀史餘論、日本政記など、辨論ある書

を見て、智見を開くべし、

此餘、往古の風土記より始て、諸國の地圖、及び地志の書を讀で、四方の風土經界を辨へ、山川の位置、物産の厚薄を考ふる、地理の學あり、又新撰姓氏錄、尊卑分脈を基として、廣く諸家の系譜を考へ、専ら鎌倉將軍以來の軍記を涉獵して、古人の傳記を明らむる學問あり、世に此を譜牒學と云ふ、此等の學も、史學に屬したる者なれば、人々の才により、專業として勉勵せしむるも、宜しかるべし、

第二 法制學

歷朝制度の沿革を研鑽して、其同異を辨じ、今日の政體に於て、考古の資用とも爲るべきを、法制學と云ふ、以て歴史學の精神とすべし、推古天皇より以前、自らなる法制有し事は、記紀の二典に就て見るべし、厩戸皇子憲法第十七條を定め、天智天皇律令を製し玉ひしより、法令の書始て行はる、今現存するは、大寶鎌倉に幕府起り、政權を執てより以來、武家にて作りたる者に、貞永式目、建武式目、徳川成憲百箇條、武家諸法度の類あり、此學を修んと欲する者は、先づ此れ等の法制書を研究し、さて歴史、古記録、古文書等に據て、實際の事跡を考へなば、或現今行はるる、法制の應用ともなるべし、

支那の隋唐の世の法制書に、律令格式の四別あり、天智天皇以來製せられたる律令は、即

ち此れに倣ひたる者にして、律とは今世に云ふ刑法にて、罪に引めて、刑を定むる書なり、令とは、職官、田制、賦役、軍防、學制、選叙、公式、禁獄など、條目を立て、夫々の定法を記せる書なり、格とは、定まりたる法制の外、臨時に詔勅、官符を以て達せられ、又は諸官の上請を開届られたる事どもを記せる書にして、即ち殘闕の類聚三代格あり、式は何の官は何を行ふと云事を記せるものにして、即ち現存せる延喜式なり。

右に云ふ令義解、延喜式、類聚三代格、律殘編等の書は、必ず續紀以下の五國史と參看すべし、凡國史を讀ても、令式に通せざれば、法制の意を明めん事難く、令式を讀ても、國史に參考せざれば、法制の行はれたる實蹟を知るに由なし、依て令式は國史の注の如く、又車に兩輪有るが如し、一を闕ても用を爲すべからず、但し律令は、原來西土の制に倣はせ玉ひし者なれど、皇國固有の風俗に従て、斟酌し立られたる條も多し、其等を辨別せんには、唐六典、杜氏通典、新舊唐書の諸志、制度通などの書に涉らざる事を得ず、又大寶律は、全編の中、亡失したるが多ければ、金玉掌中抄、法曹至要抄などに據て、大旨を知り、又唐律疏義などを考べきなり、又政事要畧、朝野群載、類聚符宣抄の類の書も、此すぢに屬すべし。

内裏式、貞觀儀式、西宮記、北山抄、江家次第の類の朝儀を記せる書、官職秘抄、職原抄、百寮訓要抄の類の官制の事を記せる書、大内裏圖、同考證の類の宮殿の建置を記せる書、諸家の

裝束抄の如き、冠服の制を記せる書、類聚雜要抄の如き、器物の製作を記せる書、此等の書に涉りて、台記、玉海の類の摺紳家の日乗と參考し、其實蹟を知り、古き書卷を見て、宮殿と調度との圖様を考る學も、亦時の制度を知るに要とある事なれば、此學に屬すべく、又史學にも涉るべし、維新前は此筋の學のみを以て専門とし、又公武の禮式などを教授する人を、有職故實家など稱せり。

武家の法令書は、前に擧たる外、式目新編追加、新式目、侍所沙汰編、政所壁書の類あり、又應仁以後割據の世には、北條早雲、武田信玄、朝倉敏景、長曾我部元親等、各家法書ありて、群書類從に載たりと雖も、概ね俗間に行はるゝ、今川狀の如き者にて、或は教誡の語を交へたるもあり、到底鎌倉以來の法制は、東鑑以下の記録、及び古文書に據て、博達之士の作るべき通書の成らざる限は、詳なるを得難かるべし。

第三 言詞學

皇國の上代に、更に外國の語を交へざる言詞あり、古事記、日本紀、萬葉集等に見えたる歌詞と、古き祝詞宣命との如き是なり、延暦遷都の後一變したり、則ち古今集より以下の歌詞、及假名文の詞是なり、又中古よりして、漢語を交へて日用の言詞となせると、上代の雅言の、年を歷て漸々に轉遷訛謬せるとの二つあり、則當今の常語是なり、然れば今にして

は、雅文には上古中古の言詞を用ひ、通行文には、漢語を交へたる詞を以て書す事なり、如此言詞の移り變れる次序と、自然なる語格の妙とを知りて、所謂言靈の幸ふ國なる事を辨ふべし、方今の西洋の諸國、各其國々の語學ありて講習すれば、皇國にても、古今の語を總括せる字書及び文典を編纂し、其を講明する學、必有らば欲しき事なり、且外交盛になれる時勢となりては、日用の通辨は譯官にて事足りぬべけれど、外邦人漸々に此方の古書を讀み、古言を質問せんに、此すぢの學者あらぬは、事に臨て能く答ん事難かるべし、然れば今にしては、此科最も必要なるべきなり、

此學は、先づ詠歌より入て雅言に馴るべし、然て三代集、古今六帖などの歌集よりして、伊勢物語、源氏物語、枕草子、土佐日記やうの文を、漸々に見涉り、其注釋を熟讀し、師とする人の講説を聞て、雅言の意と遣ひざまとを了解すべし、然て詞入衢、活語指南、山口架、語彙別記の類諸家の語學書を見て、言詞の活用に靈妙ある事を悟り、詞の玉の緒を熟讀して、互爾遠波の懸りに因て、詞に照應斷續有る事を辨ふべし、又我が國の文章は、言詞より興れるものなれば、假字文を書く事を學びて能く熟しなば、雅言の意と遣ひざま明らかなるべし、然て萬葉集、及古事記、日本紀の中に見えたる、歌祝詞、宣命の文を熟考して、上代の詞の狀を知り、後世の沿革をも考べし、古書を習ふには、古風の長歌を多く作らば、自然に得

らるべし、

さて漢字交りの通行文を書けばとて、一應雅文を書き習ひて其れより入らば、流暢にして、語格に違ひなき文を書き得らるべきなり、

以上假に三科に分つと雖も、此は只各其材に因て、學に進むべき階梯を示すのみ、其實は、歴史學の人も、法制に涉らざれば、歴史の眼目を失ひ、法制學の人も、歴史に涉らざれば、實際の運用を知り難し、はた古事記を始め、後世の實錄とて、假名文に記せるが多く、官職名物の瑣碎なるまでも、古言の残れるが多ければ、此二科の人とて、必言辭の學を兼ざる事を得ず、又言詞の學に入立て、歌書物語を見ればとて、上古以來の、史典朝儀の書に涉らざれば、解せざる事多かるべし、かゝれば必竟は、三科とも一の學に落るなり、されば、何れの科にまれ、己か好む所より入て、三科とも大要を辨知せるを、國學成業の人と云べく、其上は、各の器量に任せて、専門とする所を立べきなり、

附言

皇國學を專とする人も、餘力有らば、漢籍洋籍を涉獵し、漢學洋學を專とする人も、傍ら國典を窺ふべし、然れども本條に述る如く、一科を成業する事だに、容易ならざれば、能く三

科を貫通せんに、他を窺ふ暇无かるべし。又漢學洋學の徒も、各其専門なる書を讀習はん事、輒（つ）かるまじければ、縦（た）ひ志有て皇國の書を讀むとも、其皮膚を知るのみにて、骨髓に至るべからず。かゝれば、各其大要を知て、精細なる事は、専門者に質問するを可とすべし。外國の人は、先づ自國の事蹟をよく心得て、後に他國の學に及ぶといへり。從來我が國人は、此れに反せる輩多きを、近年漸く覺知せるも有て、開化史、字書等を編輯する洋學者あり。不専門の事なれば、國學熟達之士に諮詢して、著手せば、難なかるべきにや。皇國學の人は、方今經史を讀むに、必漢音を用て、吳音を交へず、其讀法に従へども、漢學の徒は、皇國の古書を讀み、漢吳の相交りて、自ら名稱となれる事あるを辨へず、且つ其を瑣事として拘らず、己が心の儘に讀むも見ゆゆり、然れど此は、た古來の言詞となれるものなれば、（例せば、大納言はダイナゴト云、一の名詞となれる必往昔よりの名稱に従て、古者なれば、漢音にクイダフゲンミ則むべくもあらず、）必往昔よりの名稱に従て、古書を讀むべし。

皇國人の漢籍洋籍を讀むは、元其善きを選びて、皇國の用にせんと、爲なれば、能く其國風の同異を辨へ、其善を探て、惡を捨つべし。如此志を定めて、其書に泥まらず、尊内卑外の念固からば、幾卷の漢籍西洋籍を讀むとも、更に害なかるべし。

古へは、別に和學國學など、名稱をたて、人を教ふる事はなし。中古に至り、神祇の家、和歌の家

の稱起りて、就て學ぶ者もありき。朝野群載なる大江の匡房卿の作文に、和學得業生と云稱あれば、此を以て始とすべし。村田春海の和學大概と云書に見たれど、是は和歌得業生と有る、善本を見ざるに依てならん。徳川幕府の世となりて、林氏の家學に、和學家の目あり、爾來皇國の典故言詞を專と研究する徒を指て、和學者と云へり。荷田の東廡呂の、京師に國學校を創立せんとて上啓せし文より、國學と云稱起れり。又此學は、古言に據て、古意を得る事を專とする學なればとて、古學と稱する流もあり。元來は、只學問とのみ云ひても事足りぬべけれど、既に漢學洋學ある上は、自ら別稱有るべき、時の勢になりたるなり。

右は維新の初の頃、門生の請に依て、書試つるものなるを、頃日研究すべき書名をだに、先づ心得たしと云ふ人のあれば、少しく改削して與へたるなり。然れども、只一時の筆記なれば、縱に其概畧を述るのみ、他日暇有らば、猶重修すべし。明治廿二年二月

小中村清矩

足利學校の古書

廿七年八月稿

明治廿七年四月廿九日、さり難き事ありければ、上野なる朝六時四十分の電車に乗て、下

野の宇都宮へと出たつ、道の程なれば久喜といふ所より下りて、鷲宮村なる鷲宮神社にまうづ、もとの大宮司大内國泰は、心へだてぬ友なりければ、其子國豊に國典を教ふとて、あまた、び其地に行かひ、其家にやどりて日ごとくに此神ををがみしも、今は三十七八年の昔とはなりにたり、此神社は東鑑にもみえて、天穗日命を祭れるふるき處にして、あたりの木立神くしく、物さびたるさま、いにしへ武藏國造のその祖先をいつきたる所といひ傳へたるもげにとぞ思ひなざる、廣前のさまは昔にかはらねど、かの大内國豊ははやう身まかり、後を繼げる人は、明治の後嗣官をといめられて、あだし國にはふれゆき、その家さへこぼたれて、跡もなくなりにたるは、むかししのぶの草の上も、そゝろに露けきこゝちせられぬ栗橋の町に出て、晝けしたゝめ、ふたゝび瀧車に乗て、十時五分といふに、宇都宮につきぬ、心させるやからの法會はあすなれば、二荒山神社にまうで、町中をそゝろありきして、やどりに歸りたれば、鹿沼町にすめる、上都賀郡長原近知來あひたり、あくる三十日具し來つるわが子三作と、もに、原氏と其娘何がしとをともなひ、町はづれなる桂林寺にまうで、小中村石女の三回忌の法會を行ひぬ、さて此ついでに、年頃見まはしかりつる、足利學校の古書籍をもみばやとおもひたちければ、後の四時十五分瀧車に乗て出たち、小山より兩毛鐵道の車に乗かへ、栃木佐野なといふ町々をかたへにみ

て、六時四十分ばかり足利につきぬ、あくる五月一日、雨少しふれど、學校へ行てみるに、聖廟は昔のまゝにて、正面の龕には、孔子の座像を置けり、三尺ばかりの眞向の木像にて、古びたるさま殊勝なり、左に子思孟子、右に顔子曾子の木主を置く、左の方のひと間には、小野篁の像あり、これは胡粉にて塗たる、黒袍束體の座像なるが、足利時代の作とはみゆれど、さしてゆかしきものとおもはれず、右のひと間は、笹箸を置く處にして、徳川の世、年ごとに、幕府へ奉る年筮に用ふる品なりとか、その前に、朱舜水の納めたりといへる瑪瑙の翠臺あり、長一尺五寸ばかり、横三尺ばかり、高二尺ばかり、うへを瑪瑙もてはりたる、めづらかなるものなり、階を下れば、いさゝかなる土間あり、いにしへ形ばかりも、釋奠の禮を行ひたる所なるべし、いにし年、此わたりに、火の災ありて、聖廟は幸ひに免れたれど、中門の屋根は焼け落て、上つかたてがれたる柱のみ、塀にそひて猶立てるは、孔夫子の信仰おとろへたる世のさまも、いちじるしくみえて、いといたまし、そのかみ禪宗の僧の、都講となりて住みけるは、今小學校となりたるうしろべなりとぞ、中門の外に文庫あり、その傍に小屋あり、案内のためにともなひ來つる、郡役所の吏と、もに、そこに入て、こゝを守れる人にあひて、書籍をみる、そのかみは櫃にこめて、葵の紋置たるつゝ、み皮おはひて、文庫の中央に置けり、と、日下部高秀の山吹日記にかけるが、今はさもあらで、大かた小屋の

内につみかさねておけるは、近き年ころ、縦覧料を定めて、何人にまれ見する便をはかりてのわざなるべし、やがてみもて行ける、その書は、

宋浙江板周易註疏十三冊

十三卷の末に、端平二年正月十日、鏡陽嗣隱陸子遜、遊先君手標、以朱點傳之時、大雪始晴、謹記、と記せり、陸子遜は近藤守重の考に、放翁の第六子といへり、毎巻の首に、上杉右京亮憲忠と記し、華押あり、

宋建安板毛詩註疏三十冊

宋建安板尙書註疏廿卷、八冊

宋建安板左傳註疏六十卷、二十五冊

宋紹熙刊本禮記註疏六十三卷、三十五冊

右毛詩註疏以下四部は、何れも巻末に、上杉安房守藤原憲實寄進とありて、花押を書したり、思ふに眞蹟なるべし、標紙に、松竹清風の朱印あり、又欄外に、此書不許出學校、欄外、また、足利學校之公用也の數字を記せり、○上杉憲實は、鎌倉管領足利持氏の執事たり、下野は其領地にして、かつ足利は、幕府名代の地なるを以て、従前よりの學校を修營し、田園を寄附して學費となし、書籍を明國に購ひて納めたり、四經の註疏を

納めたるは、永享十一年閏正月といふ説に従へば、今明治廿七年を距る事、四百五十六年、實に希世の古籍にこそ、憲忠は、憲實の子なり、

宋板巾箱本周禮鄭氏注十二卷、二冊

此本章毎に、重言重意を附せり、卷首に、萬秀山正宗寺公用、又欄上に、下野州足利庄學校常住、文安六年己巳六月晦、洛陽僧礙思置之、とあり、又卷尾に、文化丙子年七月、狩谷掖齋、近藤守重の二人手澤の跋文あり、此書を庠主より借て、周禮校訂の資としたる報酬に、篋を造りて納むる由也、又正宗寺は、常陸國久慈郡増井村に在て、そのかみ藏書多かりし事も記せり、經籍訪古志に、此本と同種の周易、禮記、昌平學所藏に在とすへり、

明正統刊本後漢書一百廿卷、廿冊

卷尾に、上杉五郎憲房寄進とあり、憲房は、上杉顯定の養子、憲實の孫にて、文明頃の人也、

宋板文選六臣註六十卷、廿一冊

毎卷首に、金澤文庫の朱印あり、又末に學校寄進、永祿三年庚申六月七日、平氏政朝臣とありて、虎の印を捺したり、又、隅州産九華、行年六十一歳之時、欲赴于郷里、過相州、大

守氏康氏政父子、應三畧講後、話柄之次賜之、又請再住于講堂矣とあり、其後に、加墨點三、要とみゆ、朱墨をもて、點を加ふる事詳に、かつ和訓を加ふ、經籍訪古志に、字畫精嚴、鐫刻鮮明、宋刻中尤精妙者、と評せり、○此よりは鈔本の事をいふべし、

鈔本周易王弼註、五冊、
外題には、洗心易と記せり、標紙の裏張の紙に、永享九年印行の假字曆を用ひたり、鈔本古文尙書孔安國傳、六冊、

訓點を加へたり、
鈔本禮記集說、五冊、

奥に、永和元年五月二日、以此本侯禁裏御讀訖、清原良賢とあり、永和は、後醍醐帝の年號にて、清原良賢の事は、後深心院關白記にみえて、名たる博士也、又延徳二年壬午五月廿日、建仁寺大龍庵一牛藏主寄とあるは、學校に納りし時也、返り點を附け、和訓を加へたるは、學校に納りて後の所爲なるべし、

鈔本論語義疏、十卷、

卷首に、藏文庫の朱印、足利學校の朱印、及び陸子の署名あり、陸子は、庠主第十世龍派和尚、寒松と號せり、寛永十三年、九十七にして卒す、寛延三年、根本伯修の刊行したる

義疏は、此學校本を原としたるものなれど、原本は、正文の下に、たゞちに疏を入たるを、刊行本には、十三經の註疏の如く、章とどの末に、疏をひとつにして加へたるは、根本氏のさかしらなるべし、其故は、外に傳はりたる寫本、皆此學校本の如くなるによりて、まか思へる也と、山吹日記にいへり、近年支那公使黎徐昌此地に至り、旅舎に數日とゞまり、此本を寫して歸りぬと聞けり、こはかの根本本をさながら翻刻したる、知不足齋叢書本も、はやう彼國に在れど、體裁の違ひぬる故をもての所爲なるべし、鈔本古文孝經孔安國傳、一冊、

首に、孝經直解と記し、孔安國の序に註あり、又訓點を加ふ、天文頃の鈔本と覺ゆ、○論語義疏以下の鈔本は、皆九行にして系引あり、又頭書すべて上層を明け置き、或ひは記入ある本も交れり、

鈔本孟子註疏解經、七冊、

疏のみにて、本文はなし、系引なき紙に書たれど、二百年以上の書とみゆ、卷末に、文化十三年、福山藩服部貞吉寄進とあり、

鈔本南華直經註疏解經、十冊、

系引ある大本にて、訓點を加へたり、慶長以前の寫本と覺ゆ、これも徳川時代に、人の

寄附したるものとみえて、ともに古き目録にはみえず、これらの書をもとみはてぬれば、古き目録に載せたる、

宋板影抄本禮記、六十三卷、易解義抄、六冊、斷易寫本、六冊、寫本泰軒周易傳、六冊、
〔文明の奥書あり〕寫本孔安國註尙書、六冊、又一通、貳冊、又白文訓點本、壹冊、寫
本書經集註、六冊〔學校第二世天矣の奥書あり〕寫本毛詩、十冊〔慶長廿年、寒松の奥書
あり〕又壹通、八冊、宋板左傳、十冊〔嘉定刊本〕寫本孔子家語、二冊〔永正乙亥、寄進藤
原憲實花押あり〕寫本論語集解、五冊〔圓珠經と題せり〕寫本白文魯論、壹冊、鈔本
趙註孟子、七冊〔長享二年寫の奥書あり〕文公家禮纂互集註、壹冊〔永正二年の奥書あ
り〕史記、十五冊、鈔本補註蒙求、壹冊〔天正十年寫の奥書あり〕又壹通、四冊、鈔本
古註蒙求、三冊、鈔本集註千字文、三冊、鈔本胡會詩、三冊、十八史略、二冊〔天永丙戌
藤原憲房寄附の奥書あり〕鈔本七書講義、十冊、禮部韻略、三冊、卷首に、康正の書入
あり〕

これらの書をみると、守管の人にとへば、文庫に入てまばし有て出来り、庫の中暗くして、
老眼には見分がたければ、入て搜索し給へといふにまかせて入てみるに、下つかたは、雜
物を置て書籍は無し、二階の上に昇りてみれば、四方の棚に、櫃に入れ、又は入れざる書籍

あまた有れば、片はしよりみもてめぐるに、大かた寛文以來の古板本にて、寫本も交りた
れど、尋ぬる書は見當らず、思ふにこゝなるは、徳川時代なる世々の庠主の集めぬるもの
なるべく、外史、政記など、今様めく物もあり、たゞ職原抄の顯統本の古寫本一冊のみゆか
しければ、心いそがるゝまゝによくもみず、かくみまはりせし古鈔本の少くて、その昔
山井根本の、これらの書により、七經孟子攷文を作りしさいさを、まのふべきたよりの足
らざるは、いとくちをし、かゝれど、年久しくねぎのぞみつる事の、老の後にかなひぬるは、
うれしともうれしくなん、さてはからずも時移りて、瀛車に乗るべき期に近くなりぬれ
ば、こゝを出てあたり近き、岩本氏の機屋をどひ、多かる織女のかいさといふ絹を織るを
めづらしみ見廻りて、前の一時十一分の瀛車に乗て、六時四十分上野に着ぬ、旅路にては
さまざまならざりし雨の、都はよりまざりつと覺えて、道わろきを、たどりて根岸の家へも
どりぬ、

我國の古書を學習する説

十二月
稿

從來我國の古書を學ぶ輩に、自ら着眼の別あり、云く神典學、云く歴史學、云く歌物語の學、

云く有職故實學等の類、一二ならず、然れども、今の世にして、歷朝の事實を詳にし、諸般の起原沿革を明らかにせんとする學は、他なし、只事と辭とを辨晰するの二路有るのみ、其雙つの學の事に付ては、先づ事實の學を論ず可し、因ては古代の人の故事を記憶し、或は書に筆したる事ども、及び往昔は、殊更に故事を考覈する學とては、無かりし旨より、近世和學國學など云ふ名稱の起りし事まで、其概略を述べざるを得ず、

上古全國通行の文字無し、故に神武天皇以前の故事を傳へたるも、古語拾遺の首に、昔賤老少、口々相傳、前言往行、存而不忘、記せる如くにぞ有けらし、應神天皇以來、漢字を以て、言事を記す風俗漸く盛になりしかば、朝家は更也、人民も文字を知れる限の家々には、必ず上古よりの事蹟と、祖先の來歴とを記載せる書の多く有けんは、持統天皇の五年に、十八氏に詔して、其祖等の纂記を纂記は、後世に云ふ家譜の類なるべし、日本紀の見行刊本に、纂を纂に作りて、オクツキプロミと訓るは、誤なり、釋日本紀に、纂記とあるに従ひ、繼文の義を以て、ツギプロミと訓む可し、上進せしめ、元正天皇の養老四年に、選述成りし、日本紀の神代卷には、多く一書曰と標して、異同を分注、今本に本文としたるは、後人の所爲なり、宜しく類聚國史の本に従ふ可し、またるにて知られたり、亦少し後の物には、あれど、嵯峨天皇の弘仁六年、萬多親王等の、纂集奏上の、新撰姓氏錄の序に、開書府之秘藏、尋諸氏之苑、兵

なき有れば、此頃までは、未だ朝野の記録存在して、撰集の據となれる者なり、然れど漢字を流通せし後も、猶言辭もて故事を語り傳ふる遺俗は、數百年の間に存し、其流風の、後世までも絶ざりしなり、其は神代よりの故實を、天武天皇の親ら勅語して、稗田阿禮に傳へ給ひしを、後に書に筆して古事記とし、歷世の天皇踐祚の日には、中臣氏天神の壽詞とて、上古より、言ひ繼し故事を奏聞し、大嘗祭の時は、語部と稱する、世襲の役員、十五名出坐し、版位に就て、古詞を奏する由、右兩種の奏詞、古へは數多かりけん、故に歷世替ると、上言せし者ならん、先輩は云へり、儀式等に其儀を載られて、古代よりの風習、湮滅せず、朝家の舊式に、存したる狀などを、考て知る可し、萬葉集中の柿本人丸の長歌には、往々故事を陳し、大伴の家持は、海行かば、水都く屍山行かば、草むす屍、大君の邊にこそ死なぬ、願り見はせじ、なご、祖先より、承け傳へたる家言を、直ちに歌として、後進を勸奨せる類も、古事を、言詞もて傳へたる、一端と云べし、

右の如くなれば、往昔は、上代よりの故事起原等を、知らまく欲する徒も、朝紳ならば、官府の書を檢閲し、平民ならば、事を強記せる古老に質問して、能く辨じたりけん、故に中世に至るまでも、我國の古事を考るは、別に一家の學ならず、或は儒生の兼通したるも有り、其は弘仁の頃より、代々禁中にて、日本紀の講説ありしにも、皆當時の博士を用ひられしに

て知らる、且言詞もて故實を傳ふる風習も年を追ひて衰へぬるにや、大同年中の古語拾遺に、書契以來、不好談古、浮華競興、遠嗤舊老、遂使人歷世而彌新、事逐代而變改、顧問故實、靡識根源と、忌部廣成が慨歎て、上陳せるを思ふ可し、況て數百年の烏兔押移り、世勢衰運に屬せし頃に及びては、古記も散逸して傳らず、又劔鏃を磨き、兵法を講ずる世に至ては、往古の典故の如き、置て問はず、偶有職の縉紳家、神官、僧侶の類、其家々道々に於て、纔に古傳説を絶滅せざるのみなりき、

徳川氏執政の世となり、治平打續き、文教稍く起りしにより、自ら我國の故事典故を考へざる可らざる勢となりしかば、幕府の顧問宿儒たる林羅山の家の、學制五科の中に、始て和學科の名稱あり、按るに、村田春海の、和學大概と云ものに、堀河天皇の時、大江の匡房卿の、和學得業生問答と云へる物あるをみれば、和學と云名目は、さる頃よりや、云始し事ならんと有れど、古書中に、匡房卿の著されたる、かゝる物を見ず、是は朝野群載と、本朝續文粹とに、評倭歌策と云へる、問對の題にて、同卿の和歌、得業生花園、赤垣と、作名して著されたる文を擧たるを混へ誤りて、如此記せるならんと思はる、然れば此名稱は、恐らくは林家の創造なる可し、又國學とは、往古諸國にて、國司の管せる學校の稱にして、令式に見えたるも、近來我國の事を學ぶ稱としたるは、菅家遺誠と云ふものに、凡國學、所要、雖欲論涉、

古今究天人、其自非和魂漢才、不能圖其間、與矣とあるを、據とする徒もあれど、彼書は偽書にして、採るに足らず、其は書中に、凡街路巷保之中、妖靈神、莊奇佛、先規之極制、以治部省之令牒不及其牒結之、則以定額、宛三年之徒罪、以治部省、宛百日之徒罪也とあり、徒罪は一年より、三年までなるを、百日とあるは、法律の大意をも、知らざる者の所爲にして、以治部省云々の文も、更に通せず、此他にも、かゝる拙陋の條あれば、菅公に假託したる者と定むる也、さて享保の頃、稻荷山の神祝、荷田東麻呂の、京師の東山に、皇國の學校を創造せんとて、其筋へ懇請せる、漢文の上書の中に、創業於國學とも、國學之不講、實六百年ともありて、其首に、謹請蒙鴻恩、創造國學校啓と標せり、此れは右の遺誠に據れるには、あらで、古への名稱を襲ひたる所爲か、又は此頃の學者の、假字を國字と云ひ、和歌を國風と云へる類の觀に倣ひし、造語ならんも計り難し、爾後皇國學とも呼て、此稱漸く盛なり、又東麻呂の門流たる、加茂、眞淵、本居宣長、平田篤胤の徒、其師の意を承て、神代の事蹟を古道と稱へしかば、又其學を古學と稱するに至れり、近來又皇學の稱あるは、皇國學、又皇道學の略語にや、抑自國の事を學習せんには、只故事言詞の學問のみ云ても、有ぬべきが如くなれど、既に漢學、西洋學あるに對しては、何とか名詞わらずば、分別し難かる可きにより、從來右等の稱謂も有つれど、未だ適當なりとも覺えざるにより、姑く國典學なを稱せんはいかに、猶

諸彦の卓見を以て、嘉稱を定められん事を希ふ、
我國歷朝の事實を通じて記載せる物、古く神皇正統記あり、近く王代一覽ありと雖も、何れも小部の書にして、精細ならざるにより、林氏にて、本朝通鑑、國史實錄等の撰あり、又長井氏の、本朝通記あり、水戸の大日本史に至ては、頗る詳悉なりと雖も、共に卷帙多くして、緝閱に便ならざる故に、皇朝史略、國史略、日本外史等、先哲の撰ありて、初學に益あれば、近會官私の學校に、専ら行はるゝは宜なり、然れども、歷朝の事實を詳にし、諸般の起原沿革を明らかにせんには、假令本朝通鑑、大日本史以下、近會の人の著したる、通史に熟練したりとも、古書を交互照對して、考究せざれば、所謂皮相の觀なるが故に、眞態を識り得難し、譬へば、世間に有名の人の、傳記のみを見たと、正しく其人に對話したるとは、其差違あるが如し、然れども、其古書を習學せんに、簡便なる方法、決して有る事なし、只多年の勞を積み、稽古の功を累ねて、二千年來、巨多の舊事を、腦中に收蔵するの外なきが故に、此を以て、必専門の學とするに非れば、業を成す事能はざる可し、
我國の古書に、假字文、漢文、和漢混淆文の三種の差別ある事は、既に前號に述たるが如し、其三種の中にも、國史を始め、漢文に書せるが多ければ、先づ漢籍を學び、字義と文法との概を辨へずば有る可らず、中にも律令に至ては、唐明律、唐六典、杜氏通典の類に、參考せざ

るを得ず、漢字に通じたる上ならば、和漢の語を交へて、自ら一體を爲せる、古事記を始めし、中古の記録及び軍記消息文等の書も、自ら讀易かる可し、假字文の事は、次の言辭の學の條に詳にす可し、

國典専門の學者たらんには、右三種の古書を、彼此と交互讀せざれば、用を爲し難き例の一二を云は、華族の稱號に、正親町と書て、オホキマチと訓むは、如何なる故ぞと考へんに、先づ大寶の職員令を見れば、宮内省の被官に、正親司ありて、皇親の名籍を掌ると有るに據りて、正親の字の出所を知り、拾芥抄に涉りて、其司の用地(本抄に厨町とあり)を、正親町と稱するを覺え、源氏物語花宴の卷に、源氏の君の容躰を、オホキミスガタとあるに依て、オホキミとは、皇親の稱なるを辨へ、始めて、オホキマチは、オホキミ町の略語なる旨を悟るべし、又近世の人の通稱に、頭字の下に、兵衛、右衛門、左衛門、丞、大夫、など呼たるは、如何にと按ずるに、先づ右の稱の、官名爵名なる事を、職原抄の類を見て心得、次に中世朝家の稱、衰頽に及ばれしにより、諸國の豪民の財を募り求めん爲に、武官を賣られたる事どもを、平戸記、葉黃記の類、縉紳の家乘を讀で辨へ、爵をも賣られたる事は、田舎人榮爵買はんとして、京へ昇りし由を、今昔物語に載たるにて知らる、其人民の受得たる官爵を、苗字と氏とに係て、本庄に住む、藤原氏の兵衛は、本庄藤原兵衛、中村に住む、橘氏の五位は、中村吉大夫、

吉は橘の借字にして、大夫は四位五位の稱なり、など名乗來れるが、後世或は其家の通名として、代々稱ふる事にもなりたる者ぞと、東鑑以下の記録なる、人名に據て發明するが如し、此通稱の一條は、伊勢貞丈、石原正明等の先輩も、其説ありき、右二條は、共に稱呼に關りたる瑣事なれども、能く考へなば、大なる事件にも、かゝる類多かるべし、近世の人の撰述せる、通史略史は、只皮相の觀のみならず、間、誤謬あるを免れず、今其大なる者を云は、國史略清寧天皇の條に、飯豐天皇の事を記して、非以天子禮、追諡清貞天皇とあり、此追諡の事は、先代舊事本紀一名大成經に載たる外、正しき古書には、絶て有る事なし、彼大成經は、名高き偽書にして、更に微證とすべき物に非るを、編者は心付かざりしにや、又日本政記、聖武天皇の條の分註に、諱美麻斯とあるも、續日本紀を始め、古書に微なきなり、此は續日本紀なる、此天皇即位の詔文に、美麻斯親王乃齡乃弱田云々とある、美麻斯は汝の義なるを、御諱と誤認せる者にして、此天皇の御諱は、皇胤紹運録、皇年代略記等に、首とあるぞ正しかりける、我國の書のみならず、己に外人の著せる、海東諸國記にも首と記せり、又神皇正統記、歷代皇記、其他の書に、豐櫻彦尊とあるは、追諡の稱號を、御諱と思ひ僻めたるものなる事、續日本紀、天平寶字二年の條を見て知るべし、又古書と稱する中にも、舊事紀前に謂ふ大成經とは、又別なり、神道五部書、倭姬命世紀の類なり、神宮實錄、天

書記、本朝事始、桑家漢語抄、菅家遺誠、須摩記、和論語、江源武鑑、大系圖三十卷のもの、及び弘仁式、寫本類聚、國史の内、古風土記と稱する内、總國風土記等は、何れも古書の名と、古人の著作とに假托せる偽書なる事、顯著にして、櫻雲記、南方記傳、波合記の類は、疑はしき部分に關れり、此他僞疑に涉る書、猶多かり、今思ひ出るのみを擧ぐ、此等の書の眞僞を辨へて、考據に取捨せんも、亦國典學專門の力に有らずば、能くし難かるべし、事實の學の事は、粗略ながら、述訖りたるにより、言辭の學の概を論ず可し、我國の言辭の、古へより沿革し來れる趣を、假に大別すれば、凡四種に分れたり、先づ太古より奈良の朝までの辭を、古言と云ふ、祝詞、宣命、紀記、萬葉集なる歌の類これ也、山城に遷都の後、假字文と、詠歌とに、専ら用ひたる如きの辭を、雅言と云ふ、さて中古以來、我國固有の言に、字音の辭(所謂漢語なり)を交へて、世上通用の言辭とする風、稍く盛となり、北條、足利、執政の世に至ては、假名交りの、記録、軍記は、さら也、雅文にも、此詞を使用するに至れり、此を内外混用言と云ふ、是は漢籍の學問、隆盛になりし以來、諸人自らアメと云べきを、天ヶつと云はんを、今日、なせ云作さん方、物々しく聞ゆるにより、終には、漢語を、多く交ふる風になりし者からん、右混用ながら、遷轉し來りて、當今の世の人の詞となり、戯作者の著書、並に傍訓の新聞紙の行文などに用ふるを、世俗通行言と云ふ、古言雅言の稱は、既に先輩も云へり、外

二種の號は、余が假に負けたる也。然りながら、古へも今も、貴賤の品等により、諸國の風俗によりて、其言辭甚しく變異あれども、右四種の大別の上には、大方漏るゝ事なし。我國の上古の事實は、専ら言詞を以て傳へたる者なれば、古事記はさら也、日本紀の漢文なるも、猶訓註を加へて、始より邦語に訓む可く物したり、又奈良の朝以前の人の情態風俗は、其時代に詠る、長短歌章の意趣に據て、甚だ能く辨知せらるゝ者なれば、千年以上の古言なりとて、迂遠と云可らず、之れを明らひれば、學業に益ある事大なり。

三代實錄の後、朝選の國史絶たるにより、爾後の事實を明らめんには、日本記略、扶桑略記の類の、古文を以て記したる書のみならず、榮花物語、三鏡の類の、假字にて當時の實跡を記せる書を、必參考せざるを得ず、且麗はしく漢文に綴りたる者よりも、打見には、まごけなく見ゆれど、假字文こそ、中々に當時の景狀を隱す事なく、記したりと覺ゆるも、見ゆめれ、又今昔物語、宇治拾遺の類は、中古の野談にして、小説に似よりたる物なれど、當時の風俗を窺ひ知らんに、便よき書なり、洋々社談第四十七號に、余が中古病人を棄る弊風有し事を述たる條など、其一端なり、此等の書は、共に所謂雅言を以て録せし者にして、當今の世俗言たりとも、此より轉じ來れるが多きにより、其雅言の義理と、作用とを、能く考究せずば有る可らず、其は源氏物語、土佐日記の類の假字文章と、古今集以下の歌どもとを熟

讀し、其注解を涉獵せば、一旦は解す可しと雖も、未だ是を以て足れりとす可らず、猶修練の爲には、中古體の文に擬して作爲し、又歌を詠試るに若くはなし、其故は、古言雅言は、素と古人平常の言なりしかども、自らなる語格あり、所謂天爾乎波なり、又活用の妙ある等は、歌書物語の注釋のみを見たりとも、能く辨悟せらるゝものにあらず、必作文詠歌の習業を經、其師に就て練磨せざれば、我國固有の言辭の眞體を知らん事難かるべし、又現今に、専ら通行せる假字交りの文を書んにも、右言辭の學に通じなば、文體和らかに、意旨通じ易く、書取らる可し、漢學先生の中にも、熊澤蕃山、室鳩巢、雨森芳洲等は、國典に涉り、歌をも詠し人なる故、其假字文、平暢にして、借屈ならず、又貝原篤信も、和歌紀聞抄、寫本にして、稀に傳ふ、の著書あるを思へば、世に聞えずと雖も、必歌をも詠しならん、然るからに、其著書假字文多く、言詞なだらかにして、婦幼にも通じ易き事を了解せり、又新井白石は、さら也、太田錦城、山本北山、林述齋、中井積善、其他漢學の力を以て、國典に涉獵したる輩の假字文と、假令言辭の道には、入たゝぬ人たりとも、試に當今世の並に生々しく書出せる、學生の假字交りの文と比べ見ば、甚庭徑あるを覺ゆべし、此等に據て按ずれば、我國の言辭の學は、向來通行の文法を定むべきに、最も有用の業ならんと思はるゝなり。

日本紀を讀むには心すべき事

十三年 一月稿

石原正明氏の説に、日本紀に、云々の池を作るとあるは、新治の田の事なり、さるは山の麓の、小高き所に池を作りて、其邊の稍々低くなり行くを、田に作りて、水を沃ぎし也、故に此池は、庭の池水とは様かはりて、殊更に池を掘鑿ちて、水を湧しめたるには非ず、山の尾前と尾前とをせきとめて、雨水雪水をためたる物にて、万葉集に、水たまる池田など、よめるは是也、日本紀には、かやうの子細多かるを、等閑に看過す事なれば、驚かすなり、又垂仁天皇紀に、譽津別命、鶴を觀玉ひて、始て言語せさせ玉ひしかば、其鳥を得て、献せし人、湯河板舉を賞して、姓を鳥取、造と賜ふ、因て亦鳥取部、鳥養部、譽津部を定むとあり、鳥取、造は、鳥取部、鳥養部を進退する職にて、所謂伴造なり、上古は職を世々にしたる物にて、やがて、姓にも負へる也、鳥取部、鳥養部は、後世の鷹匠、飼差などやうに、大御儀に奉るべき鳥を取て、参らする者と、大鳥小鳥に餌を與へて、養ふ者として、令に所謂、伴部、品部の色なり、譽津部と云は、諸國の百姓の中を、取分て、譽津部と名のらせて、此等が奉る貢調を、此皇子に納れたるにて、令に所謂、封戸なり、上古は國造とて、國々を領する人有て、封建の如き世なりければ、庶民も皆國造の民の如き者なりしを、如此、譽津部などやうに、御名代と云事出来て、其民を分ちて、稍々國造を削られし也、さて國々の譽津部も、湯河板舉の預なりければ、得分

もありて、厚き賞賜はりしなり、日本紀には、かうやうに隠れたる子細ありて、活眼にあらざれば、讀得難し、以上年々隨筆の文節略すといへり、實に此説の如く、日本紀を讀まむには、古事記、萬葉集の類の、古書を參觀し、良く上世の事態を考得ずば、うち見には、事もなく思へる件にも、中々に深き理ありぬべし、況や御名代の民の事などは、孝徳の朝以來、更に其形跡を絶ぬるをや、さて此書は、事實上の考得難きのみにあらず、行文中、往々後世の稱を、前世に及ぼして、記載せる事あり、此は學者とある人は、更に惑ふ可きにあらねど、初學の生徒の爲、其一二を談すべし、先づ神武天皇の頃は、未だ天皇の尊號なく、また後世のこゝくに、立后、立太子の嚴儀有しには、あらずる可し、故に岐左岐、また日繼御子と稱せしも、必一柱にあらざりし事、本居宣長氏も論説あり、然るを紀中、或は尊母皇后、曰皇太后などさへあるは、孝徳の朝以來、皇后、皇太后の尊號を定められて、後、正しく國史に記載せんには、上代をも、一樣に此の如くならざれば、不體裁なる故なるべし、又崇神天皇の時、四道に將軍を遣はされしも、此御宇未だ、かゝる名稱有るべきならねば、只衆軍の長たる意なるべきを、職原抄に、將軍之號、正起於此歟、とあるは、只字面に據たる言と思ふべし、又景行天皇の時、武内宿禰に命じて、棟梁、臣と爲すとあるも、かゝる官名を立られしにあらず、廣く諸官の長たる義なり、故に本居氏は、字に拘らず、臣連八十伴緒之加美と訓むべしと云へ

りき又成務天皇の時國郡に造長を立つと見え雄略天皇紀には三四の郡名を載られたれども是はた後世郡と稱する地を前に及ぼして書るならん國と稱するは大小の差別ありて往古よりの名なれども郡縣に至ては孝徳の朝以前未だ正しく其制を立られしとも覺えず其は紀中縣字をもコホリと訓る所あるにて知るべし其他精細に考察せば此類猶多く有るべけれど今は纔に其端を擧るのみ上代の年を記ししにも疑ある事は先輩已に論せれば此に云はず抑日本紀は事實を編録せる事頗る詳悉にして實に上代の歴史を窺ふに足りぬべき寶典たりと雖も正しき漢文を以て編年體に記されたるにより文其實を掩ふ事を免れざれば本居氏は専ら言詞を以て語り傳へたるまゝを記したりけん古事記に力を入れて上代の事實を考られたるは宜なり然れども今小生が云ふ所の如くは往昔總裁以下の心ありて筆せられし朝撰の國史を輕易に發き辨するに似たる憚なきに非れども何事も明りゆく大御代の學生等が先づ歴史の學に入立べき山口の菜ども云つべき歴史等に往々前件の事どもを擧たるを見て先づ一步を誤らば後進の碍とやなりぬべきとの老婆心より起れる言ぞゆめ私見を張るにわらず

わが國の辭書

十月七年稿

我が國を言靈のさきはふ國又言靈の助くる國と古へより云へど昔は取りわけて此道を學習する事無ければまして其書もあるべき理なしたゞ學問といへば専ら漢學なりければ漢字を彙集し其字義を我が邦語にて訓注したる字書めきたるものは古來彼れ此れとみゆめりされば今にしてはこれ等の古書によりて古への言詞を探り窺ふべき便を得ればその大かたを述べし先づ字書ならずとも古く書籍に記したる漢語の上にて訓注を下したるものは日本紀に日本此云耶麻騰御統此云美須麻廐と記したる類は作者の自註にして漢字ながら必ず邦語に訓むべき所々を導せるものとみゆ○又古く博士の日本紀の進講に便せる私記あり今應永古寫の殘欠本三卷を傳へたるは神代上下と神武天皇より應神天皇まで和名抄序に田氏私記一部三卷古語多載和名希存といふものにして承平六年十二月に矢田部宿禰公望が進講せる私記なりといふ説あれど養老五年より此かた數度博士の進講せる物に據て撰述したりと覺ゆ其書は皆漢語の訓註にして漂蕩太々興倍利立於天浮橋之上安末乃宇岐波志乃宇倍爾太知萬志天とある類なり今の普通刊行本の訓も全くこれ等の書の訓註によりて成るべく邦語に讀まじめんと時の學者の加へたるものなるべし○又天平の頃に著せるものと覺しき八

十卷華嚴經音義の書體も、鈴鐺、奴利、天、良久、夜々、比左、爾、安、利、天、かくの如きさまなるは、前に云ふ私紀に似たり。

此書二卷、作者詳ならざれども、書體と紙質とに據れば、奈良の朝の時の物ならん、と、埜忠實、黒川春村の兩氏は鑑定せり、原本は文久の頃、僧徹定の所藏にして、即同人の著はせる、古經題跋の中に、此書の事を卷尾有、僧定昭之本五字、定昭南都一乘院開祖也、其傳備見高僧傳、此音義與惠苑本有異同、往々、附和訓、頗古言也、書法岩拔、與常絕異、余嘗觀石山寺藏玉篇、筆法相類、と評せり、此書傳本世に有るまじく思へば、こゝに詳にす。

○又弘仁中、奈良の藥師寺の僧景戒の著はせる、日本靈異記にも、一章の尾毎に字訓を掲げたり、此れは群書類從にも收めて、よく人の知れるところなれば、書體を擧げず、此れ等は皆、其書を讀むべき爲に著したるものなれど、今に至りては、言語學研究の資ともなりぬべし。

我國にて正しき字書の始ともいはんは、昌泰年中、僧昌住の著はしたる、○新撰字鏡にして、書を分ちて字を集めたり、撰者の自序を按ずるに、新撰とは、從來字書ありて、更に新撰したるものにはあらずして、我が國に於て、始めて新撰せる、字書なりとの義なるべし、又

序中に、亦於字之中、或有東倭音訓、是諸書私記之字也、或有西漢音訓、是數疏字書之文也、とあるをみても、此書に記したる和訓は、前に云へる私記に據れるを知るべし、其書體は、字毎に四聲反切と訓とを記して、溪芥芥反、澗也、谿也、太爾、また、憚、丁且反、去驚也、畏也、忌也、難也、勞也、彼々加留、とある類なり、末に恢々、了々、などの重點の部、明然、平素の類、連字の部をも記したるは、古風なり、此書舊印本、及群書類從に收めたる式卷本は、後の人の訓ある字のみを抄録したるものにて、十二卷の全本は、天治本と稱して、今稀に傳ふる寫本なり、此原本は、もと攝津なる、岸忠兵衛といふ人の、藏本なりしが、京師なる鈴鹿連胤氏の、影寫して秘藏したるを、嘉永中、江戸の黒川春村、木村正辭の兩氏懇請して、轉寫したるのみなれば、いまだ廣く傳播に至らず。

○次は類聚名義抄にて、今傳ふる寫本十一卷あり、仙覺の萬葉集註には、かく記したるを、或は三寶名義類聚抄、或は三寶名義抄、或は三寶字類抄、或は三寶類字集、高山山藏ともいへり、これは此書を、佛法僧の三帙に分ちたる故、まかひへるなり、菅原是善卿作と云ひ傳へたれど、確ならず、然れども、假字遣ひいまだ亂れず、中に違ひたる處もあるは、誤寫なるべし、又古體の片假字を用ひたるを思へば、延喜以前のものなるべし、此書も書を分ち、字訓を片假字にて記したるが、例は、仁、音人、キミ、ナムヂ、ヒト、ウツクシブ、メグム、ムツマン、ヨシ、

ヨロコブ、ユルス、シノラ、タントシ、驕、アナツク、オロス、オゴル、ホコル、アザムク、笨、音府、
 ヲノ、一云、ヨキの類にて、又長成、ヒト、ナル、真成、マコト、八道行成、ヤキスカリなど、連綿の
 字を擧たる所もあり、字數多く、訓注も悉しき方にて、後世の字書に、片假字を以て、字訓を
 注したる祖書といふべし、此書は、文化七年、伴信友翁の、京師なる教王護國寺中の子院に
 て、建長の古本を寫し得られたるが始にて、今は傳寫本多し、翁また西念寺本一、建長寺本、蓮成寺
 本三、建長寺本を得て對校し、原本に、序と附言とを添て、此書の考を載せられたり、おのれ思ふに、
 當時片假字、平假字や、行はれて、諸人の言詞を書き寫すに、便を得たるにより、かゝる著
 書も、顯はれたるものなるべし、されば他にも此類の書ありて、學者僧侶の間に行はれけ
 んを、今は亡びたるものなるべし、次は○字鏡集にて、書を分ちて字を集め、其書を、又さま
 さまに部分せり、其二三を謂は、天雨日月を天象、山石日月を地儀、艸木豆竹を植物、人鬼
 鳥魚を動物、身骨目耳を人體、老言、尸歹を人事、食、肉、甘を飲食、火、金、玉、舟を雜物、是、匄、立を
 辭字、自、西、戶、尸を雜字とするがごとし、かく類聚したる事、番引の字書には珍らしければ、
 こゝに擧たり、作者皆原爲長卿、高辻家の祖先にて、後嵯峨天皇の寛元四年、八十九にて薨
 すと、系譜にみゆ、といふ説われど、確ならず、おのれは今少し後のものにて、かと思はる、廿卷
 にして、異本二通あり、本朝書籍目錄、足利義教將軍の時の書に、字鏡抄一卷とあるは、かゝ

る書も有しにや、又文字の誤にもあるべし、○平他字類抄三卷、寫本にて行はる、これも天
 象、地儀、人、動物の類に部を分ち、部毎に平聲と他聲とを分ちて、字と訓とを記せり、嘉慶
 中書寫の奥書ある古書なり、猶番引にしたる古書は、○和玉篇三卷、慶長頃より刊行せし
 ものにて、數板あり、本朝書籍目錄に、假字玉篇三卷とあるは、同書なるべければ、古きもの
 なり、○元龜字彙、元龜二年に錄せるものにて、寫本一卷、○天台六十卷音義四卷、一名を難
 字記といふ、承應二年刊行す、又番引ならざるは、○法華經文字聲韻音訓篇集三卷、四卷を
 もて分類し、音韵を正す事詳なり、播州書寫山の僧快倫の作にして、慶長十八年刊行せり、
 和玉篇以下は、何れも足利の世より、慶長の末までに成れるものにして、僧徒の手に成れ
 るが多きは、當時文筆の業は、僧侶の所業となれる故にもあるべし、

但し前に擧げたる新撰字鏡は云ふに及ばず、類聚名義抄、字鏡集とても、僧徒の作に
 はあらじかと思はる、事あり、この一事にても、古へは僧侶に學者多かりしを知る
 べし、ざるは門閥盛の世にして、氏姓卑しき者は、假令學才有とても、登庸容易ならざ
 りしかば、好學の徒は、僧侶となりて、伎倆を果したりけんとも、思はるればなり、
 此他予が見聞に及ばざる物、猶多かるべし、新撰字鏡より以下の書は、漢學盛に行はる、
 世となりて、其研究に便ならしめんとての字書なれど、古訓を尋ね、言詞の變遷を知るべ

さ資ともなりぬべければ、言語學に於て、必用のものなるべし。

但し新撰字鏡、類聚名義抄、字鏡集、難字記等に、奇字多く、又反功の異なる類の事は、おのづから、國學に屬せる學問にて、言語學とても、音韻學に據て、言詞の本源に、參考すべきは、いふもさらなり、猶此事は末に云ふべし。

又序にいふ、漢籍の五經論語、史記、文選、其他の古寫本、及古活字本には、傍訓の點に、古訓を施したるが多し、これ古へは、漢籍とても成るべく、邦語に讀むを習ひとし、誦讀を傍聽しても、たゞちに其義の知らるべくしたり、中にも遊仙窟の傍訓は、殊に名たゝる者にて、古人の漢籍を讀めるさまを、窺ふに足りぬべし、但し嵯峨天皇の時、博士伊房、木島の神の神助によりて、讀み成したりとの説もあるは、其傳來を、尙ばせんためにもあるべし、されば此すぢの研究をも、言語學者たらん者は、有たき也、既く元祿の頃、今非似閑の撰べる、和訓類林は、古事記、六國史、和名抄、萬葉集、はた遊仙窟、五經、文選の類の訓を、伊呂波分にして、見易くしたるは、いとよき所業なれど、いまだ事足らざれば、志ある學者、増補の勞あらんは、いかにも思はる、字書ならずして、漢語を分類し、和訓を注せる者、古く辨色立成、楊氏漢語抄ある旨、倭名抄序に載たれど、今傳はらず、今世にては、倭名類聚抄をもて古しとすべし、此書醍醐天皇第四皇女、勤子内親王の爲に、撰びたるものにして、寫本にて行はるゝ十卷

本を以て、作者の本色とすべし、印本の廿卷本は、後人の増補せる者にして、時令、樂曲、湯藥、官職、國郡、殿舎の六部を多くし、其他の本書にも異同あり、然れども類聚名義抄、伊呂波字類抄等に、此廿卷本を引用したる所もあれば、近時の人の費附にはあらずと、狩谷掖齋氏は云へり、此書を本居宜長翁は評して、和名抄は諸の漢籍を引出て、萬の物の漢名を記せるなれば、今思ふには、漢名抄とこそ名づくべけれ、和名抄ともしも號たるは、漢を本とし、主とはして、此間の名をば末とし、傍にしたる名にて、心ゆかねども、順の自序をみるに、此書は本より漢名に就て、其物のこの名をしらん料に著せる趣なれば、然名づけたるも、謂有る事也、といへるによりて、平田篤胤翁は、此師說に就てなほ思ふにも、いと古く書傳へし辭書どもを、漢語抄と號たりしは、謂たる名也けり、と古史徵問題記にいへり、げに漢學心醉の世には、かくぞ有けんかし、此書を注したるものは、文政十年に、狩谷掖齋氏の著はせる箋注あり、十卷本をもとゝして、考證の精しども悉しきは、多年の刻苦をもて成れりと聞たるに、思ひ合せらる、さて此書より先きに、○隣博士深江輔仁の著はせる、本草和名貳卷あり、藥名の和名のみを、記したるものには、われど、參考に備ふべし、
此類の書に、康賴本草、又古き醫書なる大同類聚方、隣心方、神遺方の類は、其中に邦語にて、病名、藥名を記したれば、古言を考ふるに由あり、

○色葉字類抄寫本十卷は、作者詳ならず、元來治承年中、内膳典膳橋忠兼の著はせる、色葉字類抄三卷有しを、後人の増加して、十卷となせる者にして、其増補者は、洞院左大臣實熙公にはあらざるかと、康正長祿頃の人思ひ合さるゝ事有と、黒川春村氏は云り、伊呂波の次序を以て、言詞の文字を記し、其中を又、天象、地儀、植物、動物、人倫、人事、飲食、雜物、光輝、方角、員數、辭字、重點、疊字、諸社、諸寺、國郡、官職、姓名、字等に部分せり、後の節用集の祖書にして、即今世競ひて顯はるゝ、日本辭書の濫觴なりといはせし、三卷の原本は、天保中、黒川春村氏の始て購ひ得たるものにて、今も傳本至て少し、本朝書籍目録に、世俗字類抄とみえたるは、此書の初の名なりと、同氏はいへり、次に○下學集貳卷は、自序に文安元年、東麓破滌とありて、天地以下十八門に分ち、字義を注し、傍訓を加へたり、たゞ伊呂波を以て分けざるのみ、これは専ら文筆の爲に、五山の僧の著はせるものとみえて、刊本數種あり、古く學生の用を爲したるものと覺ゆ、但し穴賢イナケンの注に、上古之時、倭漢兩國未知家居、入々居士ウツシ、冥ミヤ、恙ヤシ、虫ムシ、蟹カニ、人ヒト、故本朝書札往來、相勸云、穴賢也、言土窟之穴賢、閉塞、可防恙虫云、とあるをみて、當時既に、わが邦語の古義を取失へる事、久しきを知るべし、此書のみならず、此時代に著はせる塵袋埃囊抄の類に、まゝ古言を誤解して記せるが多かり、○節用集は、群書一覽に、予が藏する處の古寫本、卷末に明應五年五月三日とあるして、花押あり、とみねたるに據

れば、著作の時代の大きたを知るべし、今に傳はれる古板の横本も、年號を記さゞれど、明應に違からぬ刊行と覺ゆ、南都の饅頭屋林宗二の作と云傳へて、饅頭屋本と稱せり、爾來徳川幕府の世より、今に至るまで、此書名により、體裁を同じくして、刊行せるもの、幾種といふ事を知らず、其中に、慶長二年の活字本にて、易林本と號する者、最も古けれど、饅頭屋本より、字數いたく増加せり、又元祿中刊行せる、合類節用集十卷は、本名を和漢音釋書言字考節用集と稱し、横島昭武の撰なり、節用集と名づけし物の中には、殊によるしき物と覺ゆ、

以上の書は、古訓を考ふべき資料となすべきものなれど、新撰字鏡以下は、漢字を畫引として、それに註したれば、字書といふべくして、辭書といふべからず、和名抄以下は、漢籍に所謂訓詁の書にして、字書にはあらず、色葉字類抄、節用集に至りては、全く國音なる伊呂波を以て、分類したるものなれば、辭書の始とやいはせし、然れども世俗に便ならんため、天文、地理の類に分ち、猶漢字漢語をもて基としたれば、猶和名抄の部屬たるを免れず、

是よりは、全く言詞のみに屬する書を舉げて、當今學校にて行はるゝ、國語學、言語學の始と云ふべし、但し此條は、去明治廿六年、第一高等中學校に於て、夏期講習會有し

時、演述したるを増減して載するに過ぎず。

我が國の古言を講明する業は、古へ聞く事なし、天曆の朝、梨壺の五人に命じて、萬葉集に傍訓を加ふる事有しに、當時既に明亮ならざる事の多かりしは、年を経て、上流の人、漢學にのみ心を入れて、本朝の古實古語を講談する事の絶てあらざりし結果にや有るべき、然れども、延喜より以來幸ひに、詠歌の道盛に行はれて、勅撰の歌集打續き、諸人稍く此道を研鑽せしかば、堀河帝の頃、時の名匠と稱ばれたる、藤原清輔、興儀抄、其他の著あり、藤原基俊、悦目抄の作者、源俊賴、(無名抄を著す)の輩、後進に裨益あらんとして、萬葉集の古言をも考へ、其歌の解釋にも及びたり、中にも僧順昭は、殊に博識なりしかば、著はせる袖中抄には、古へより當時に至るまで、歌の詞の子細ある事のみを、各徴證を引て論せり、爾後又此類の學者に、仙覺、由阿、三人の法師あり、但し是等の人々は、後に云ふ歌學者の祖と云ふべくして、只勝れたる歌を、詠出さん便として、此舉有しもの、如し、當時又てにをば假字遣ひの事を云ひ出て、其門人に示ましは、藤原俊成、其子定家の兩卿より始まれり、てにをばは、もと上古の人の言詞の懸り結びに、おのづから此法則ありしに起り、假字遣ひとても、上古の人は、いゝる、ええ、おのの音に、必差別有しにより、それに充つべき、假字も違ひぬるを、遷都以來、言語も變遷し、後には稍く漢語も多く、入交りたるにより、遂ひに平常

に云ひかはせる言詞にも、てにをばはの古規を失ひ、假字遣ひは、古への呼法なる事をも、知れる人なくなりしかば、天曆の頃より以下は、假字文をも、詠歌をも、諸人漫りに書しるさん狀となりしかば、當時の歌の宗匠家とて、諸人の信從せる、定家卿の憂ひ歎かれ、河内前司親行と議りて、新に假字遣ひを定めて、世に行ひしを、定家假字遣と稱して、にをば及び、歌の詠方を教へたる書を併せて、其子孫たる二條冷泉の家に傳へしかば、徳川の世に、古學家といふ者の起りしまでは、歌よむといふ人は、大かた其法式を守りたり、されば歌學者の書にてにをばは、假字遣ひを論せるは、歌よむためにして、殊に語學者などいふべくもあらず、然るに寶永の頃、難波の僧契沖は、好みて古言を研究し、萬葉集、紀記の歌、古今集以下の書を注釋せし、餘力を以て、和字正濫抄五卷を著はし、古書に徴して、久しく漚滅せる、古への假字遣ひを再興したりければ、爾來東滿、真淵等の古學家、繼々に贊助して、明治の今は、全く其法則に歸したり、されど當時は、いまだ假字遣ひのみの事にして、廣く語學(てにをばは)此中に籠れり)の考究に及ばず、其方の始は次にいふべし、
明和六年、加茂真淵翁、其師荷田東滿翁の遺説に基き、語意考壹卷を著し、五十音の次第により、おは初言、いは體言、うは用言、えは令言、をは助言なりとの説を起し、(加行以下も、これに准へて知るべし)ゆかん、ゆき、ゆく、ゆけの類に活ける例を示し、(暫く行といふ詞を以て

例せり、延言、約言、略言、轉通の説と、清濁を通はし云ふ例とを挙げたるは、我が國語學の始を起せるものといふべし、創始の事なれば、足らざる事と、僻事との交りたるは、さもあるべし、按ずるに、寶曆中、谷川士清の著はせる、日本紀通證の首にも、語意考に類せる圖と、少しく挙げたるをみれば、神道家に、早く端緒を起し、もの有しならん、是より十年ばかりを経て、安永八年に、本居宣長翁の、詞の玉の緒成れり、前々なるてにを、はの書に較ぶれば、こよなく精細なるものにて、其方法に新面目を開き、古書を讀み、歌文かゝん人の寶典となれり、其後廿年あまりたちて、寛政十二年に、又言語活川抄の著あり、鈴屋翁年譜に、門人田中道麻呂に示して、既に書しめ給へり、詞入街のおや書といふべしとみゆ、これは寫本にて世に傳へたり、其後七年過て、文化三年、宣長翁の子春庭の著はせる、詞の八街世に出たり、始て言語に、四種の活用ある事を發明して、其名稱を設け、古書に徴して、例證を挙げられたるが、永く動くまじき摸範となりぬ、又次で詞の通路を著はし、詞の自他によりて、活用の變動する區別を示せり、宣長翁と同じころ、京師に富士谷成章といふ人あり、北邊と號す、儒者皆川淇園の弟なり、これは古學より成立せずして、近體の歌二條冷泉より入りしものなるが、古學をも折衷して、おのづから又一家の歌學を爲せり、著述多かる中に、歌詞を、挿頭、裝脚、結の三區に分ち、

俚言に當て、聞え易く、辨解せし、三種の抄物あり、其中にあゆひ抄は、專てにをばに係れるものなるが、卷首に、裝圖と標して顯はせるは、少しく活語を示したるもの、如し、又此後寛政五年に至り、小澤蘆庵の振分髪あり、過去、現在、未來の事より、活語に及べる説もあれど、これ等は皆、其説委しからず、はた違へる筋も多かれど、此時代に、言詞學の開けん氣運として、かゝる書きもの出來たるを思ふべし、

詞の八衢盛に行はれ、諸人これを重んじ用ふる事、既に數年に及びし頃、若狭の小濱の僧、義門、いたく此學びに心を入れたりしかば、發明する事多く、山口榮、活語雜語、玉の緒繰、分、其他數種の書を著はして、此學漸く緻密になれり、かつ八衢の圖に據りて、將然言、運用言、截斷言、連體言、已然言、希求言などいふ名稱を作りたるは、此法師をもて嚆矢とすべく、又玉の緒八衢二書の意を併合して、新に友鏡といふ圖を製し、それにより、活語指南の書を著はして、初學に便を興へたる類、まことに此道の前進者にして、當今行はるゝ文典の基を起し、ものといふべし、

これのみならず、天保年中より、國學者と稱ばるゝ者、稍大家となれば、大かたこの學びに心を傾け、各一家の著述あり、其人たちは、本居宣長門に、林國雄、言靈のまゐるべと著す、今の魏臣の祖父なり、石塚龍麻呂、詞の玉衣、鈴木明、言語四種論、殿村常久、かたばみ草、又春庭門

に足代弘訓(詞入)衢補翼あり、他流には、野々口隆正(詞の正道)語格直言の類(中島廣足、詞入)衢補遺(其他)橋守部(助字本義)一覽(萩原廣道)てには係辭辨物集(高世)辭格考(抄本のみ)刊行したれど、其他の著者多くあるべし、今の高見教授の父なり(權田直助)國文(眞柱)堀秀成(語學問答)其他(多し)の類あり、又小澤蘆菴の門流なる海野幸典は、天言活用圖を著はし、少しく異學と稱せられき、こゝに擧げたる外、管見に及ばざる學者、又著書等多かるべし、かくの如く、維新の前より、此學風を張りて、子弟を教授する人多かりけれど、大かた活語の學と稱へたる中に、獨鶴峰(成申)の著書を、語學新言と稱へたるは、當時目新しく覺えたり、五十連音圖を考究するは、語學の基本にして、既く顯昭仙覺の輩も、これに據りて、古言を註せし事あり、されど取分きて、此事を云へる書は、古く管絃音義(群書類從)に收む、文治元年著などいへる、樂家の書に、僅に其説をみるのみ、降りて應永年中に、明魏法師(藤原長親)の雅變したる名の作れる、倭片假字反切義解あれど、其説いまだしき上に、何れも、おのの所屬を既に違へたり、又文本(和名抄)の首に載せたる音圖の事は、こゝに云はず、

五十連音圖は、神代よりの傳へなりといひ、又吉備大臣の唐土より持來せりともいひ、又天台真言の學盛になりてより、其教のために設けたりとの諸説あれど、其説長短を辨ければ、こゝに辨明せず、

徳川時代となりては、契沖、東滿、眞淵以來、皆此五十音を以て、古言を解釋する便とせり、因て村田春海の五十音辨誤、細井貞雄の五十音考の類、殊に此事を記せるものあり、又谷川士清は、和訓栞の大綱の中に、音韻の事を論じ、五音相通じて、活用をなす事を云へり、又平田篤胤の古史本辭經は、古語延約通路説、古言清濁説の類も交りたれども、主として五十音を解釋せるものなれば、一名を五十音義訣ともいへりき、此他の人の著述も、猶多くあるべし、

音韻の學は、古言を解くに用あるのみならず、總べての古書に用ひたる假字の義を辨じ、地名又名氏を記載せる上にて、此學に通せざれば、解せざる事多し、たとへば、地名にては、相模をサガミ、讃岐をサスキ、と訓むが如き、必ず音韻の轉じ用ふべき例によりて、然か定め書きたるものにて、漫りに爲すべきにあらざるは、本居翁の地名字音轉用例といふ書に明かなり、又人の名氏に於ても、中臣の習宜をシホゲ、字合をウマカヒと訓じも、音轉なる由、光雅の説あり、されば從來語學する者、や、深遠の域に涉れば、音韻の學に分け入る輩あり、其は既く義門法師は、男信といふ書を著し、上野の國の郷名なり、黒川春村は、音韻啓蒙といへる數十卷の撰著あり、又文政中、大田全齋といへる音韻家ありて、韻鏡の傍訓を考正増補し、漢吳音圖、同微、といふ書を著はしたるは、いたく國學者の音韻を考ふる

に便りよき物なれば、わが友木村正辭は、大學にてこれを講明したりき、かくの如く、中古以來言詞の學に關りたる人と、著書とを縷述し、かつ徳川時代となりて、言語學の起りたる本末を、みるに煩はしきまで述たるは、今の學校にて教習する國語の科は、維新以來、外國の語學によりて、創造したるものならん、と、青年輩の思へるも有ぬべきにより、賀茂翁以來、英邁の學者、心を盡し、書に著して、此道を擴張したるを示し、かつ上古より語法の正しきは、更に他に求めたるにあらざるを明かにし、今日の文明世界に當り、ますます講究して、國光とすべき眞心よりの所業なり、
文典と稱する書の起りたるは、全く明治の御代よりの事なり、ざるは言詞を綴りて文章となす上は、一定の法則無かるべからざる時勢となりぬれば、維新の始つた、田中、中根の兩氏、各日本文典を著し、學校に用ひたるが嚆矢なるべし、其後國學の諸氏も、從來の言語學を、今日の作文上に應用せん爲め、新に名詞代名詞、動詞、助動詞、形容詞、副詞、接續詞の類の稱を設けて述作したりと雖も、これ等の名稱は、既に幕府の頭蘭學者の翻譯に其始を起せり、名稱こそ新規なれ、其實は、古來より備はりたるを、敷衍詳細にしたるものなれば、埋もれたるを起したりとやいふべからん、近日に至りては、某文典、某文法書と稱するもの、月に日に顯はるゝは、言靈の幸ふ國柄の、漸く顯露するものなるべし、

言詞を、いろは、又は五十音に分ちて彙輯し、或は解釋を加へたるもの、古く藻蘆草、これは分類なり、歌林樸楸、吳竹集の類ありと雖も、皆歌學者流の作にして、歌によむべき詞のみに過ず、寛政中、伊勢大谷川士清の著はせる和訓栞は、廣く諸の言詞を、五十音に分ちて解釋を加へたれば、此書をこそ、我が國の釋書の始といふべけれ、かつ其書を三篇に分ちて、言詞いと多きは、一個人にして、能く有益の業を創めたるものと感ずべし、次で文政中、石川雅望の雅言集覽あり、これは萬葉集以來の雅言を、いろは分とし、本文をも引出たれば、言詞の例證をみるにいと便りよく、註釋は下さるるも、おのづから言義を知るべし、明治の後は、言語學盛となりたれば、既く近藤氏の詞の園ありてより以來、山田氏のいろは字典、大槻氏の言海の如き、全く西洋辭書の體に倣へる、簡便の書も顯はれ、近日は又物集氏の集めて大成を爲したる、日本大辭林の良書も刊行成りたれば、和訓栞の如き、解釋雜難なるもの、雅言集覽の如き、雅言のみ彙輯せるものは、今にしては、たゞ考古學者參考の用に必要なるのみ、
言詞の原義及び變遷を記せる書、古來聞く事なし、徳川時代文運の開くるに至り、漢學者に却て其人あり、其は元祿中、貝原篤信の著はせる日本釋名なり、今となりては、まだしき説多かれども、かゝる筋に思ひよれるは、漢學の餘力なるべし、但し翁は、わが國の假字文

を多く讀み、又歌をもよまれたるによりてにやあるべき、次では享保中、新井君美の東雅なり、此書は和名抄に載せたる名稱によりて、其名義を、正史實錄に考へ、詳細に解説せるものにして、著録の旨を按ずるに、爾雅の釋言釋訓に據て思ひよられしのみならず、曾て羅馬人に對面しつるころ、西洋の語法の事をも、聞知られたる故にもや有らんと思はる、其はとまれかくまれ、加茂本居の國語興立者に先だちて、既に此撰あるは、前に云へる歌文の上より起りし語學とは、又別なる卓見といふべし、此書の事は、去二月中發行の史學會雜誌に、上田萬年氏の言語學者としての新井白石と標せるを載せて、悉き論說あり、又文政の頃、大石千引の著はせる、言原梯といふもの有る由なれど、おのれいまだ見ず、聞く所によれば、おながち良書にあらざるが如し、元來語源を考究して論說する事は、いと難き業なれば、爾後數年の星霜を経、言語學もいたく進歩したらん上ならでは、明辨を窺ひ難かるべし、

さてこゝに一言すべき事あり、其は我が國の言詞の沿革書にして、奈良の朝以前の古言、今の京以來、歌文に用ふる詞、其後漢語を交へたる鎌倉足利の世の通行言、轉じて徳川時代より、遂に今日に及べる平常言までの轉變沿革を考へ、其時代々々の上流下流の人に依ての變りめ、諸國の俚語のさまなりけるを尋ねて、完全なる書有らば、語學文法上

はざらなり、歴史學までへ係りたる學者の裨益最も多かるべしと思はる、但しこれは大業なれば、熱心の有力者たりと雖も、漸を追ひて成功を期すべしと思はるゝなり、

又一事の願はしき事あり、其は本居春庭翁の言に、今の世のなべての人のものいひ、鄙言にも、詞の遣ひさま、てにをはなせ、おのづから其定りありて、ひとつも違ふ事なく、詞意いかにとも知らぬ人も、其云ひさま、てにをはの定り、おのづからよく辨へたれば、言をいひ分つに、いさゝかも誤り違ふ事なし、と詞の通路に記されたるにより、それを言立コトダテる人もあれど、いまだ此平常の語格、語調の事を考へて、書にいひ著はせる人なし、そは今の人の平常語に訛マカりあるを辨じ、諸國の方言をも、よく探り知りての上ならでは、なし難く、是はた容易ならざる故にもあるべし、されば國語といへる學科の名稱に對しては、古來よりの語學文典の研究のみならず、今の平常語とても、よく其種類を整理し、音調語調を分別して、一部の書となさば、外國人にも甚便利を興ふべし、まして今後、東洋語學の、歲月に盛ならん氣運に向ふべきにより、或は外國の學者に、先鞭を着けられんも計り難しと思はる、但しこれ等の學につきては、近日上田氏を始め、熱心の學者も次で起るべき状態れば、強ひて喋々を要せざらんも、老婆心の止み難きまゝ、筆の序にいさゝか贅言するなり、さて思はずも言長くなりにたり、これはたゞ一夕の談話に代へたるものなれど、後日言

語學史を作らん人の参考ともならばいと幸にこそ。

有職故實の學

廿七年
七月稿

有職とは、朝家の儀式官位の大略より、貴紳の裝束、車輿、家屋の構造、調度の製作の類までを古書に依て討究する學問なり。

有職とは、もと朝廷に仕ふる貴人の中にて、朝儀の事より、藝能の術に至るまで、博く通曉せる者の稱にして、今の世俗に「モノシリ」と云ふに近かりき、其徴を少か舉げんに、うつば物語俊蔭の卷に、俊蔭の事を、中納言になるべかりし身を沈てし人なり、さるはいみじきいうそくなりといひ、源氏物語をどめの卷に、夕霧の君の學才ある事を、まことにあめのまたならぬ人なき、いうそくには物せらるめれど、又同書繪合の卷に、右には大貳の内侍のすけ、中將の命婦、兵衛の命婦を、只今の心にくさいうそくには物せらるめれどと見ゆ、降りては、天正年中、内大臣實枝公の記されたる、三内口決といふ書に、殿上人參會の時、髪應に用ふる三方折敷等の事を論じて、此義諸家之勝本、令混亂、孰無有職之所、至也といれば、此頃までも、貴紳の間に、此稱有しを知るべし、荷田在滿の、有職とかける文字、義もなく

開ゆ、もし有職といふにや、といへるぞ、さる事と開ゆ、前漢書にみえたる、右職の字なるべし、といふ説はいかゞあらん、右の如くなれば、有職の稱は、元來上流の間のみ行はれつるを、徳川の時代となりて、文事の開け行くまゝに、古書を研究せんため、下流の人も、官位裝束等の事を窺ひ知らんと、思ふ志の者も出來ぬるにより、元録の頃より、京師に壺井義知、多田義俊の如き、此道の専門學者も起りぬる故に、遂ひに此等の事實を穿鑿するを、有職の學と稱する事になりぬ、江戸の幕府にても、五代六代の將軍は、漸く京家の禮式を尋ねべき志ありければ、正徳元年、新井君美内命を受けて上京し、御即位の儀を拜見したる序に、時の有職野宮中納言定基卿に就て、故實を質問し、記載したる書を、新野問答一名車服制度手記といへり、八代將軍の子田安宗武卿は、殊に此學を好まれしかば、荷田在滿、賀茂真淵を招きて顧問とし、玉函叢説、服飾管見、其他の著書あり、夫より以來、京師にては、滋草拾露の作者なる、滋野井公廉卿、大内裡圖考證の大著述有し、裏松固禪入道、及び紀宗直、山田以文等、此道の専門學者ありて、有用の書を著はし、後進を裨益せり、當時堂上にて、高倉山階の二家は、裝束衣紋を世業とせるにより、其門に入り、傳授を受けざれば、裝束着用し難かりき、故に武家の大名は、臣下の中を其門人と爲し、幕府儀式の時、裝束着用を助くる役とし、これを衣紋方と稱せ

故實は、公家故實、武家故實の兩派あり、公家故實とは、即前に云ふ有職家にして、京家の事のみに関係せり、後世本據として研究する書は、官位には職原抄、朝儀には公事根源、禁中の事は禁秘抄、裝束は飾抄、裝束拾要抄の類、調度は雅亮裝束抄、類聚雜要抄也、又年中行事、春日驗記、其他の古書卷は、宮殿調度の古へを考るに必用なるは、云ふもさらなり、武家故實とは、鎌倉幕府以來、流鏑馬、笠懸、犬追物の類、弓馬の藝術を始として、元服、嫁娶の式、家作、衣服、書札、飲食の瑣事に至るまで、武家には自ら武家の禮法有て、京家と異なる事あるをいふ、殊に室町幕府の義滿將軍の時、武家の禮法具に備はり、公家の外、地下の者は、悉く武家の禮法を守る事となり、當時伊勢氏政所の執事を世職として、御所奉行を兼ね、殿中の禮儀作法は、皆此家にて掌れり、足利の世に、又小笠原氏ありて、禮法を傳へたり、徳川五代將軍の頃、其末流なる水島ト也といへる者、冠婚の禮式より、進退周旋の禮節まで、種々の禮式を教授し、大に世に行はれて、これを諸禮と稱せり、然れども、古禮のみに據らず、一己の意を以て斟酌したる故、杜撰の事も有といへり、されば、此故實は、早く下流にまで行はれて、専ら實地練習を事とせしかば、足利の世に著はせる宗五大草紙、徳川記の類の古書ありと雖も、たゞ本據とするのみにて、深く勉學する者も無かりしが、徳川幕府

の掌保の頃、伊勢貞丈といへる旗下の士、其家説を擴張して、弓馬の藝術を始め、すべて武家の故實に係る事を、悉く研究し、或は公家の故實に涉れる事もあり、武器考證、四季草、貞丈雜記、其他數種の著述あり、次で大塚嘉樹、松岡行義等も、公武の兩派を兼て、門人多く、著述も數多あり、此等の諸家は、書籍のみならず、甲冑、刀劍、弓馬、裝束、書札、庖丁までの器械をも備へて、實地練習の具としたりき、

明治の前までは、かくの如く、故實兩派の學者ありて、從て學者も多かりしに、今は華族たりとも、裝束衣紋の必用なく、弓馬の禮法も行はれずなりしかば、これ等の業は、たゞ考古の一端とのみなりたり、されば、歴史研究の上には、官位の制度、朝儀の古禮は勿論にて、武家の習俗に關れる禮式、是はた知らずばあるべからず、又國文學者たりとも、假字物語に記せる朝儀の事、又男女の裝束色目の種々なる、軍記にみえたる軍器の狀をも、ひとわたり知らざらば、此學に據らずば有るべからず、然るに、今日此學者の故老は、大かた物故したらんも、只今の程ならば、猶京都に有職學者の名とりも有ぬべく、東京には、武家故實を考ふる徒も、稀に存すべければ、有志の人は、それに就て聽學すべき便も、有ぬべしと思はるゝ也、

2041
1
11844

陽春廬雜考卷八終

明治三十年十二月十五日印刷
明治三十年十二月二十日發行
明治卅一年四月廿五日再版印刷
明治卅一年四月三十日再版發行

（陽春廬雜考）
（定價金貳圓）

著者 故小中村清矩

相續者 小中村義

發行者 吉川半



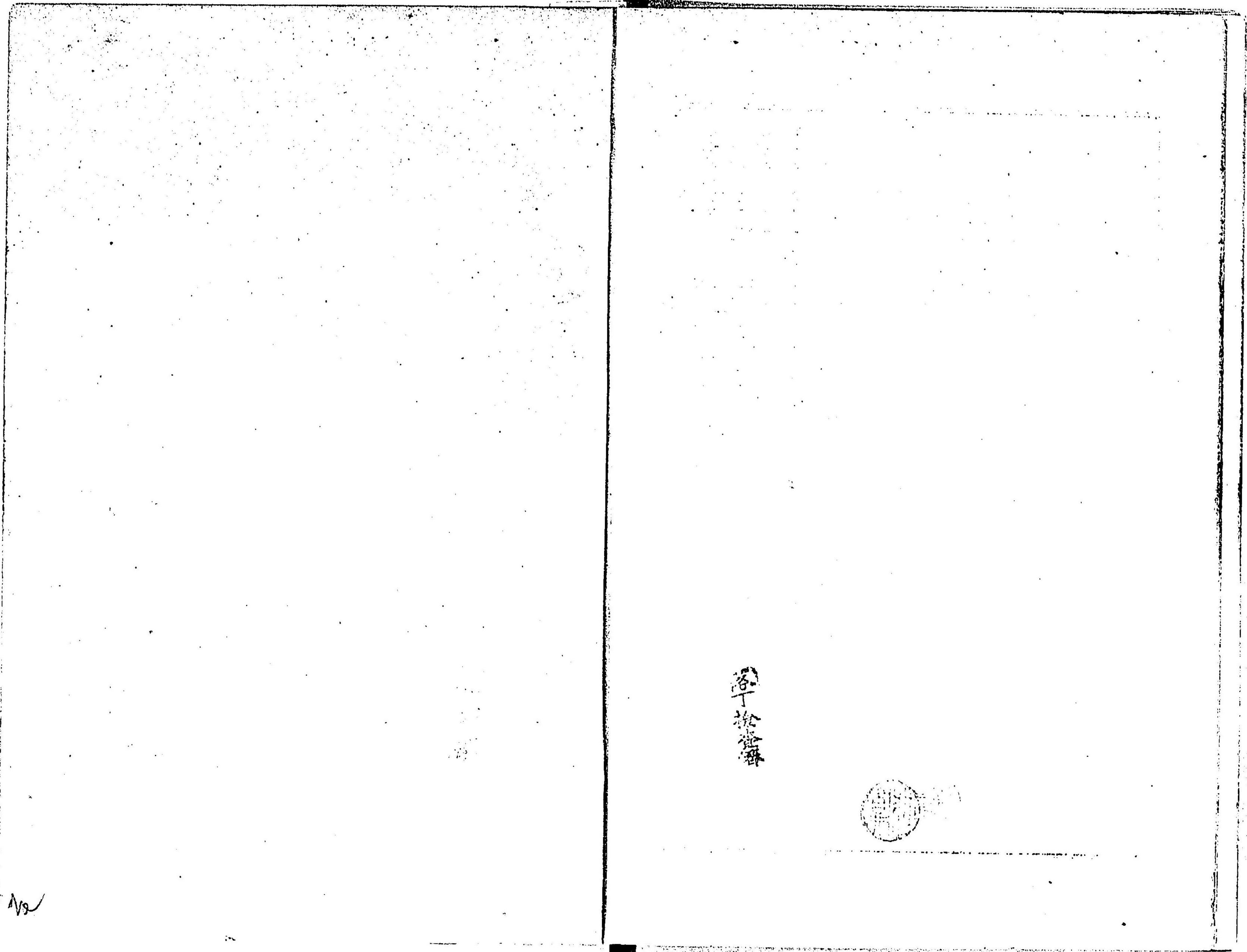
印刷者 野村宗十郎

東京市京橋區築地三丁目十五番地

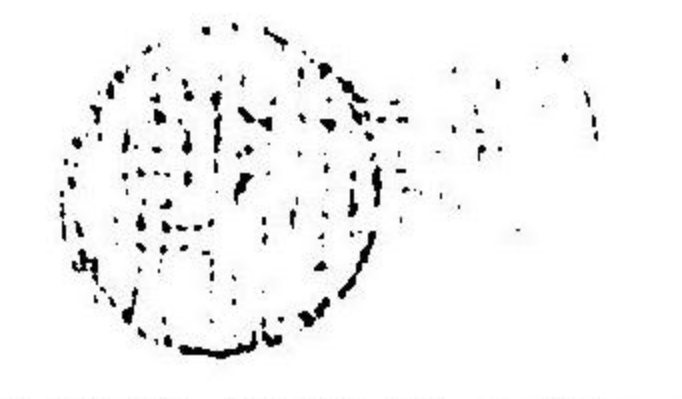
印刷所

株式會社 東京築地活版製造所
東京市京橋區築地三丁目十七番地

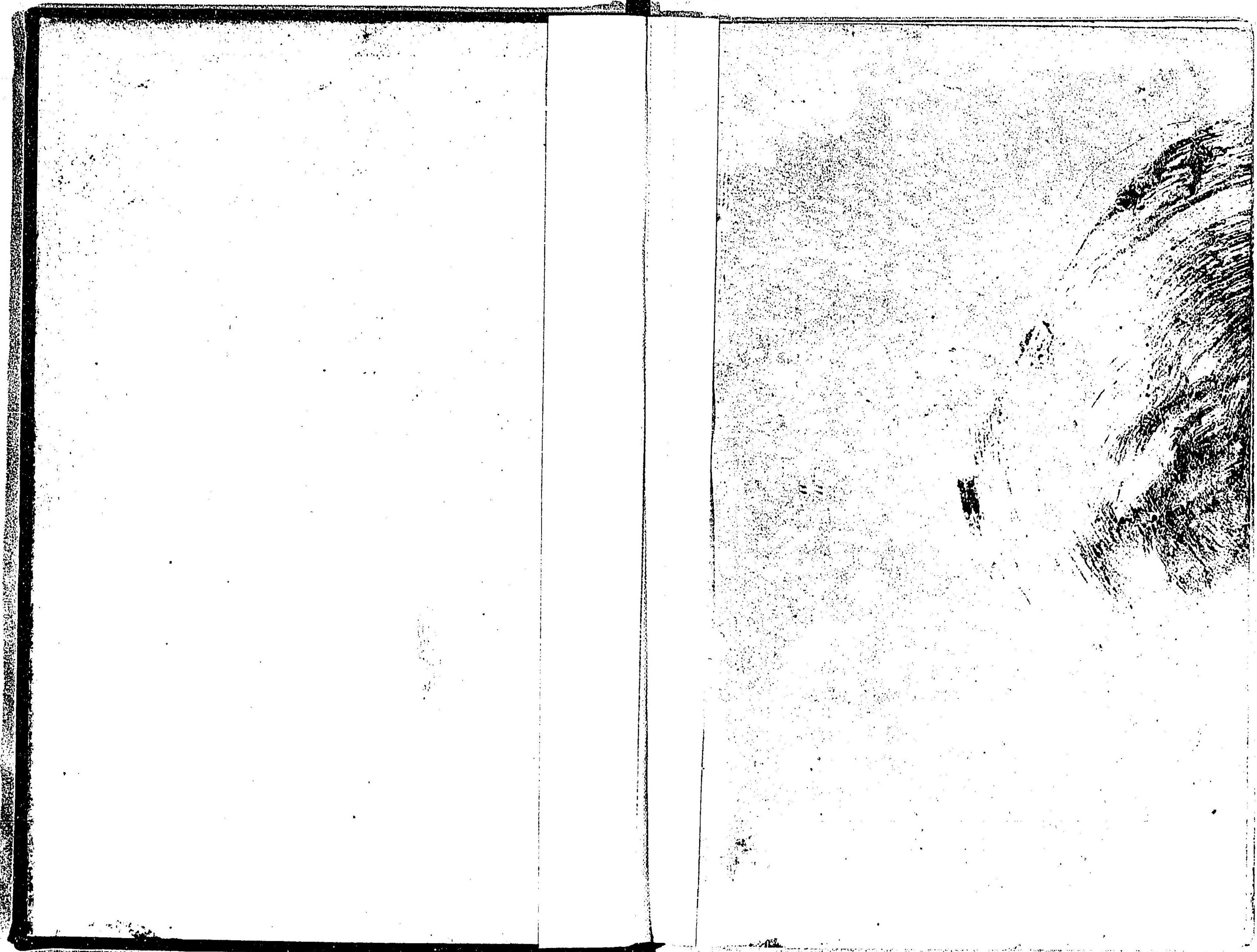


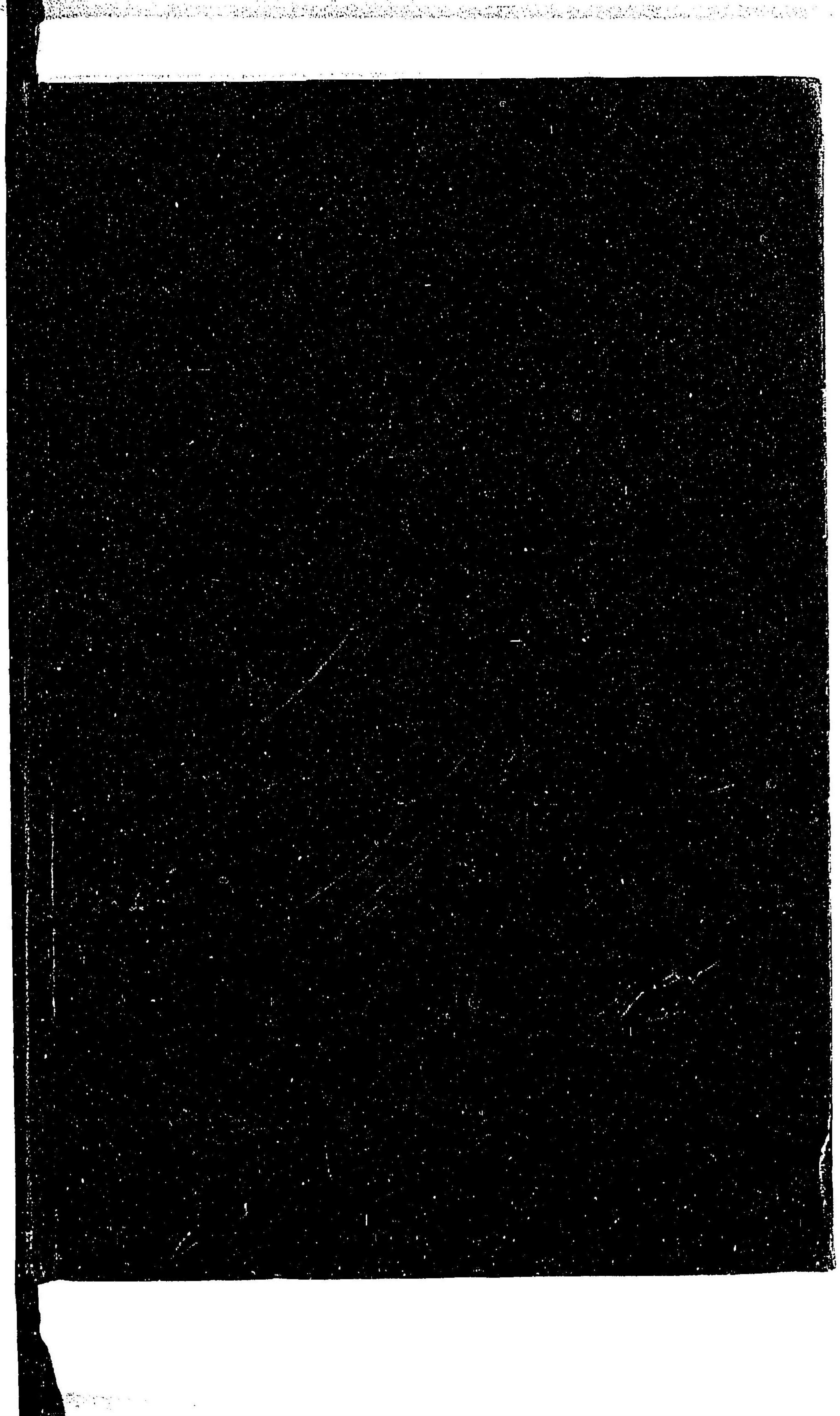


卷一拾壹



1/2





322.1
K0583y
III

030804-000-5

322.1-K0583y III

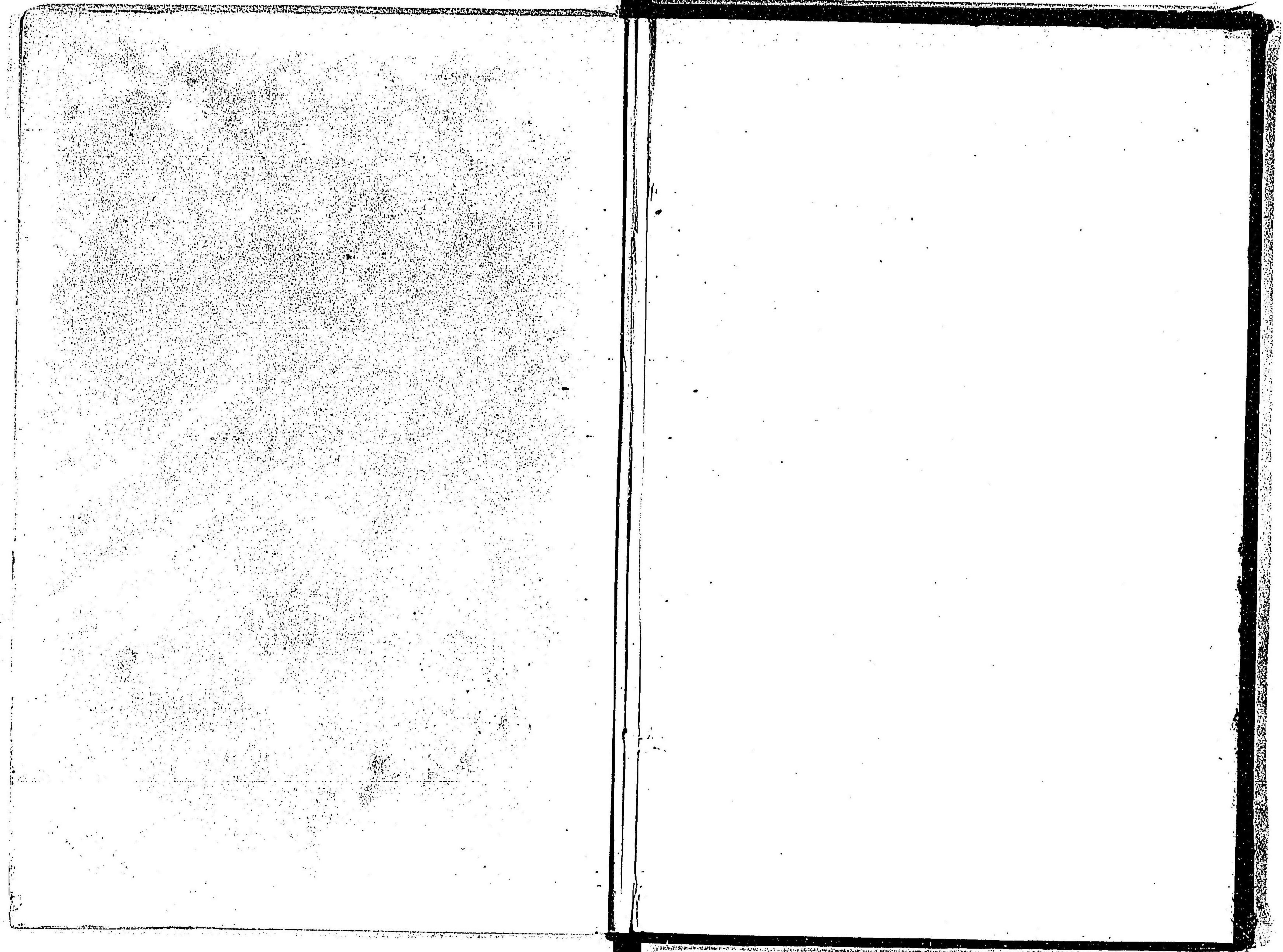
陽春廬雜考

小中村 清矩 / 著

M31

BBB-0355





陽
春
廬
雜
考